

第2次野洲市環境基本計画 (改訂版)



里山から琵琶湖へ、豊かな自然と暮らしが調和するまち やす

野洲市

ごあいさつ

野洲市は、北に琵琶湖、南に三上山を臨み、家棟川を代表とした河川がそれらをつなぐ自然豊かなまちです。先人から受け継いだ自然環境を残しつつ、農地の基盤整備や工場立地、住宅開発等で緩やかに都市化が進められてきました。

本市では、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成29年度から令和8年度までを計画期間とする第2次野洲市環境基本計画を策定し、生活環境や自然環境及び地球環境に対し様々な取り組みをしてまいりました。しかし、この間にも台風の大型化や局地的な豪雨等、地球温暖化が原因と考えられる災害が頻発し、また食品ロスやプラスチックゴミ等の問題も顕在化してきました。これらは私たちが快適で便利な生活を手に入れた一方で、それと引き換えに環境負荷をかけ続けてきたことに起因していることを見逃してはなりません。

これらの様々な課題を解決するため、これまでの取組の成果と課題を整理した上で、現状と乖離しているものは変更し新たな目標を設定する等、第2次野洲市環境基本計画の見直しを行いました。また第2次野洲市総合計画にも掲げているSDGsを本計画でも取り入れ、各施策や取組を広い視野で効果的に展開していきます。そのためには、行政・市民・事業者がそれぞれの立場を生かしながら連携し、日常生活や事業活動の中で推進することがこれまで以上に重要です。限りある資源の有効活用を促進し、良好な自然環境を次世代に引き継ぐために、安心・安全なまちづくりを進めてまいります。

最後に、これまでより熱心に環境活動に取り組んでいただいた市民及び団体の皆様をはじめ、第2次野洲市環境基本計画の見直しにあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました環境審議会、環境基本計画推進会議の皆様及び市民の皆様にご心より感謝申し上げます。



令和4（2022）年3月

野洲市長 栢木 進

・・・目次・・・

序章 第2次野洲市環境基本計画の中間見直しにあたって	1
見直しの趣旨	1
第1章 計画の基本的事項.....	2
1.1 計画の位置付け	2
1.2 計画の推進主体と役割.....	3
1.3 計画の対象	4
1.4 計画の期間	4
1.5 基本理念.....	5
1.6 基本目標.....	6
第2章 見直しについて	8
2.1 計画の体制（平成29（2017）年度から令和3（2021）年度）	8
2.2 4年間の成果と課題.....	9
2.3 第2次野洲市環境基本計画とSDGs（持続可能な開発目標）	12
2.4 見直しの内容.....	12
第3章 目標達成のための施策の展開.....	15
3.1 基本目標1 安全で快適な生活環境づくり	17
3.1.1 生活環境に関する現状と課題.....	17
3.1.2 施策の内容.....	18
3.1.3 進捗評価のための指標	19
3.2 基本目標2 循環型社会・脱炭素社会づくり	21
3.2.1 廃棄物及び地球温暖化に関する現状と課題.....	21
3.2.2 施策の内容.....	25
3.2.3 進捗評価のための指標	28
3.3 基本目標3 里山から琵琶湖へつながる自然環境づくり	29
3.3.1 自然環境に関する現状と課題.....	29
3.3.2 施策の内容.....	31
3.3.3 進捗評価のための指標	32
3.4 基本目標4 環境学習の推進による市民活動の促進	33
3.4.1 環境学習や市民活動に関する現状と課題.....	33
3.4.2 施策の内容.....	34
3.4.3 進捗評価のための指標	35

第4章 重点プロジェクト	36
4.1 基本目標1 生活環境関連の重点プロジェクト	37
4.2 基本目標2 循環型・脱炭素社会関連の重点プロジェクト	40
4.3 基本目標3 自然環境関連の重点プロジェクト	43
4.4 基本目標4 環境学習・市民活動関連の重点プロジェクト	47
第5章 計画を推進するために	49
5.1 進行管理のしくみ	49
5.2 協働による計画の推進体制	50
資料編	51
[1] 本計画における指標に対する中間評価	51
[2] 本計画におけるプロジェクトの取組状況	58
[3] 野洲市をとりまく環境等の概況	70
[4] 地球温暖化の仕組み	76
[5] 本計画中間見直しの経過	80
[6] 用語集	85

本文中の（※）は85ページからの用語集を参照してください。

序章 第2次野洲市環境基本計画の中間見直しにあたって

見直しの趣旨

第2次野洲市環境基本計画（以下「本計画」といいます。）は、平成29（2017）年度から令和8（2026）年度の10年間を計画期間としていますが、社会情勢の変化や環境関連法規の状況等により、環境問題に関する目標や施策などを見直す必要が生じた場合には、必要に応じて改定するものとしていました。

本計画の上位計画である「第2次野洲市総合計画」を令和3（2021）年3月に策定し、また「野洲市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」も令和3（2021）年度に見直しを行いました。本計画の中間見直しにあたっては国や県の取組や、本市の上位計画及び関係計画との整合を図りつつ、時勢に対応した計画とする必要があります。

気候変動がもたらす影響は深刻さを増し、地球温暖化（※）対策の重要性が増していくなか、国は令和32（2050）年までにカーボンニュートラル（※）の実現を目指すことを宣言しました。さらに令和3（2021）年4月の地球温暖化対策推進本部会議で、令和12（2030）年度に温室効果ガス（※）を平成25（2013）年度比で46%減とする方針を打ち出し、直後の気候変動サミット（※）で脱炭素への方針を国内外に示しました。

滋賀県は令和3（2021）年度には「滋賀県脱炭素社会づくり推進計画」と「しがエネルギービジョン」を一本化した県の指針を示すとしています。

他にも食品廃棄物（食品ロス（※））の問題や海洋汚染などの原因となっているプラスチックごみ問題をはじめとした新たに顕在化した環境問題は、私たちの社会活動との関わりが大きい問題です。レジ袋の有料化やワンウェイプラスチック（※）の削減運動など、個人や事業者の環境への問題意識が高まり、社会が大きく変化してきています。

本市では、社会の変化に対応しつつ持続可能（※）な地球環境の実現のために様々な主体が実践する取組の輪を広げ、協働や連携の機運を高め、地球規模の課題解決に向けてさらに積極的に施策を展開していくことが求められています。こうした社会の実現を目指すことはSDGs（※）の各目標のゴールにつながると考えます。

こうしたことから、令和4（2022）年度から新たな基本計画として実践するため、喫緊の課題である地球温暖化対策の強化を中心とした本計画の中間見直しを行うものです。

第1章 計画の基本的事項

1.1 計画の位置付け

本計画は、「野洲市環境基本条例」(平成 16 (2004) 年制定) 第8条の規定に基づき、野洲市の自然環境や生活環境、また地球環境を対象として、目標とする将来像の実現のために、進めていくべき取組の方針を定めたもので、野洲市の豊かな自然環境及び良好な環境の保全に関するもっとも基本的な計画です。市の上位計画である「第2次野洲市総合計画」に掲げた施策の方針について、環境面から具体化するものであり、個別に施行されている計画・施策との整合性を図りつつ、市の環境に係るすべての施策の基本的な方向を示すとともに、その取組を誘導する役割を担うものです。

本市では「第1次野洲市環境基本計画」(平成 19 (2007) 年3月策定) から、官民協働によりさまざまなプロジェクトに取り組んできました。その取組を引き継ぐ形で、平成 28 (2016) 年8月に平成 29 (2017) 年度から令和8 (2026) 年度までの 10 年間の計画を「第2次野洲市環境基本計画」として策定し、環境の保全に関して、「里山から琵琶湖へ、豊かな自然とくらしが調和するまち やす」を目指すべき環境像として、4つの基本目標と14の施策を定め、市民(市民団体)、事業者、行政の協働による取り組みを進めています。

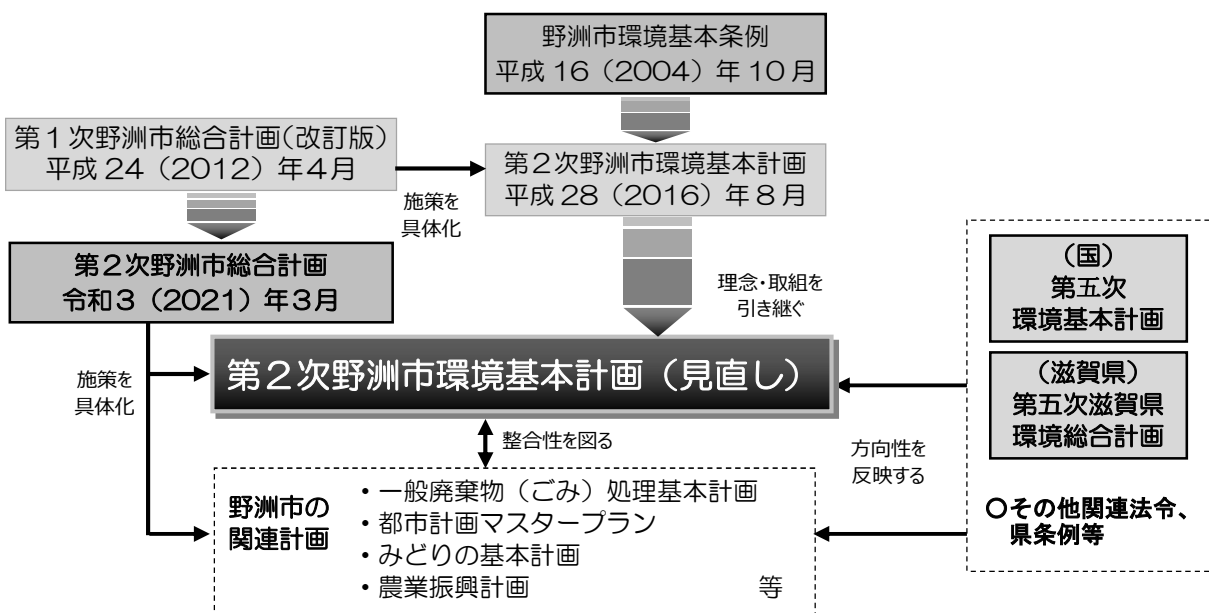


図 1.1.1 本計画の位置付け

野洲市環境基本条例 第8条(環境基本計画)

第8条 市長は、豊かな自然環境及び良好な環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。
(第2項から第5項 略)

1.2 計画の推進主体と役割

豊かな自然環境と良好な生活環境を持続するには、市民（市民団体）、事業者、行政などあらゆる主体が、それぞれの立場と役割のもとで、協働して取り組むことが不可欠です。

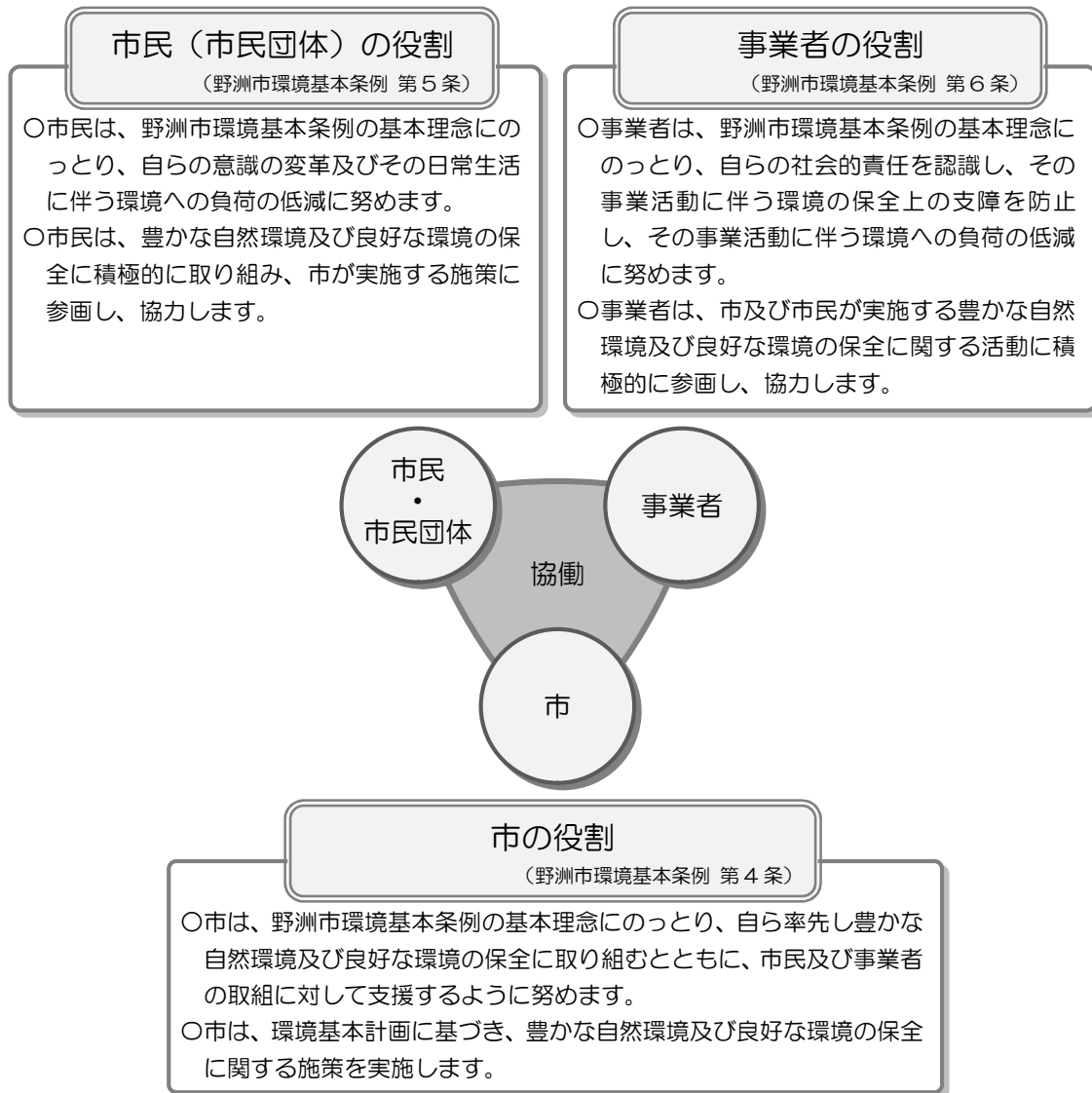


図 1.2.1 本計画の推進体制と役割

1.3 計画の対象

本計画は、生活環境・自然環境に循環型・脱炭素社会を加えた範囲を対象とします。
 なお、広域的に連携を図っていくべき問題については、近隣自治体等と協力して対処します。



図 1.3.1 本計画で対象とする環境

1.4 計画の期間

計画の期間は、平成 29（2017）年度から令和 8（2026）年度の 10 年間とします。見直し後の計画は令和 4（2022）年度から令和 8（2026）年度の 5 年間となります。

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
野洲市 総合計画	第 1 次野洲市総合計画 (改訂版)				第 2 次野洲市総合計画					
環境基本計画	第 2 次野洲市 環境基本計画				第 2 次野洲市 環境基本計画 (見直し)					

図 1.4.1 計画の期間

1.5 基本理念

本市の環境に関する総合的かつ長期的な施策の基本となる「野洲市環境基本条例」においては、環境の保全に関し、「良好な環境の維持と次世代への継承」、「大気・水・土壌その他の環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」、「生物の多様性の確保」、「地球環境の保全」の 4 つを基本理念としています。

また、令和 2（2020）年に改訂した本市の「第 2 次野洲市総合計画」では、「多様な人々と多彩な自然が調和した、個性輝くにじいろのまち」をめざすべき将来都市像として掲げ、この都市像を実現するために、「協働のまちづくり」と「SDGs の実現」を基本姿勢として進めることとしています。

本計画においては、本市の都市像やまちづくりの目標、環境の保全と創造の基本理念及び環境の現況を踏まえ、基本理念（めざすべき環境像）を以下のとおり掲げることとします。

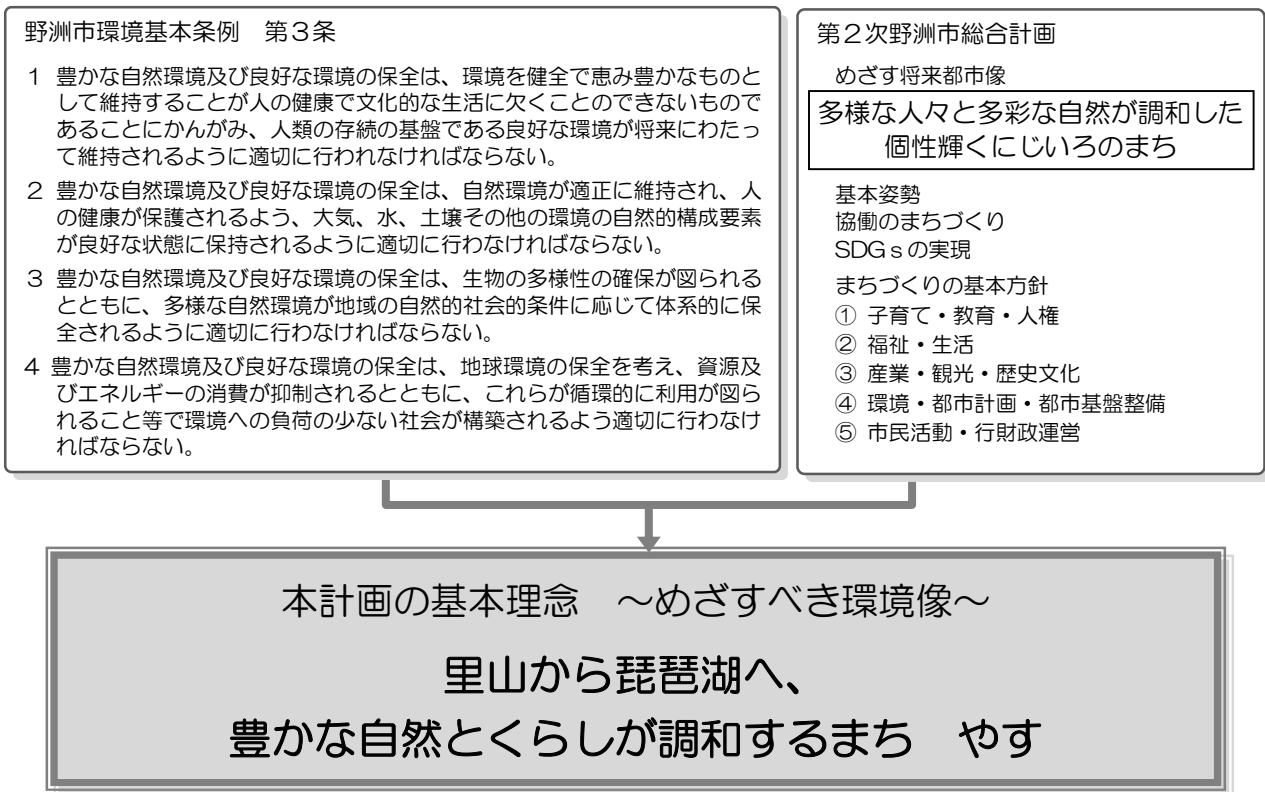


図 1.5.1 本計画の基本理念

1.6 基本目標

本計画では、基本目標を以下の 4 つとします。

基本目標 1 安全で快適な生活環境づくり

市民（市民団体）・事業者・行政が、それぞれの立場で、環境へ大きな負荷をかけない生活や事業活動に心がけ、大気、水、悪臭など環境に対する負荷を少なくすることや不法投棄対策を推進するなど、安全で安心して暮らせる生活環境を守るまちとすることを目標とします。

基本目標 2 循環型社会（※）・脱炭素社会（※）づくり

国の宣言と同様に、令和 32（2050）年カーボンニュートラルの実現を目指し、CO₂ 排出量の削減を図るとともに、市民や事業者との連携の場づくりを行います。省エネルギー、再生可能エネルギー（※）や資源循環などに積極的に取り組んでいくことにより、環境に優しい、新しいライフスタイルへの転換を図ります。不要な照明の消灯や、公共交通機関をできるだけ活用するなど、1 人ひとりが出来ることから取り組み、エコな暮らしを実現するまちとすることを目標とします。

基本目標 3 里山（※）から琵琶湖へつながる自然環境づくり

私たちのまちは、里山から琵琶湖へつながる豊かな自然環境に恵まれています。その中心には里山を水源とする家棟川が流れ、琵琶湖へ注ぎ、その流域は市域とほぼ重なっています。この山から琵琶湖へつながる流域では、多くの生きものが生息し、私たちも自然の恵みを受けて暮らしています。この野洲市ならではの自然環境を保全し、生物多様性を育み、人と自然が調和する自然環境づくりを推進していくことを目標とします。

基本目標 4 環境学習の推進による市民活動の促進

市民（市民団体）・事業者・行政が環境保全や生物多様性の確保などに関する意識を高めるために、さまざまな場所で環境教育や環境学習が行われるとともに、それぞれの立場から積極的に行動し、普及に努めるなど、常により良い環境づくりのために活動します。そして、これらの各活動がネットワークとしてつながっていくことにより、だれもが環境保全に参加するまちとすることを目標とします。

本計画の4つの基本目標は互いに密接な関わりを持っており、すべての分野においてバランス良く取組を進めていく必要があります。

とりわけ「4.環境学習の推進による市民活動の促進」は環境保全を担う人づくりの面を持っているため、本市においても積極的に取り組むべき目標と考えています。

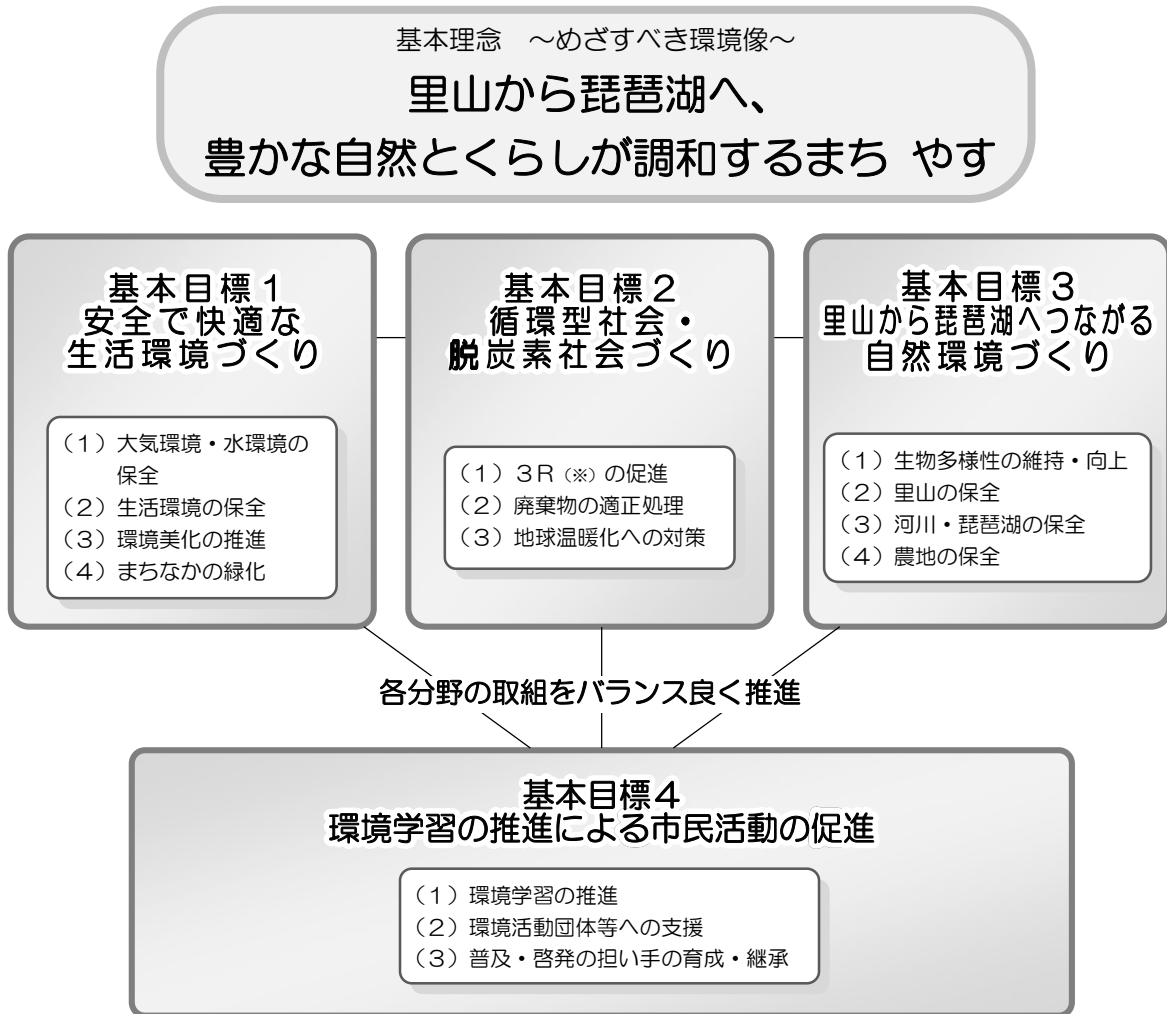


図 1.6.1 本計画の4つの基本目標における相互の関わり

第2章 見直しについて

2.1 計画の体制（平成29（2017）年度から令和3（2021）年度）

本計画の4つの基本目標について施策を定め、第1次計画を継承するものとして整理したプロジェクトを「重点プロジェクト」とし、市民（市民団体）、事業者、行政の協働による複合的な取組のもとで、本計画を牽引する重要な要素として各分野に位置づけ、取り組んできました。

	【施策の方針】	【施策の内容】	【施策の取組】	【関連する重点プロジェクト】
安全で快適な生活環境づくり 基本目標1	(1) 大気環境・水環境の保全	大気・水質の把握と情報発信	大気環境・水環境の監視 環境情報の発信 排出規制・指導	① 健康で快適なくらしを守るプロジェクト
	(2) 生活環境の保全	騒音・振動の防止 悪臭および土壌汚染対策	騒音・振動の監視・規制・指導 開発行為に関する助言・指導	② きれいなまちを守るプロジェクト
	(3) 環境美化の推進	不法投棄対策・美化活動の促進	不法投棄対策 環境衛生対策	③ まちなかの緑づくりプロジェクト
	(4) まちなかの緑化	緑の保全と創造	公園整備・維持管理 緑化推進	
循環型社会・低炭素社会へ 基本目標2	(1) 3Rの促進	ごみの資源化の促進、ごみの分別の徹底	3Rの普及促進 グリーン購入（※）推進	④ ごみの資源化プロジェクト
	(2) 廃棄物の適正処理	適正処理の推進、ごみの減量化促進	分別収集の徹底	⑤ ごみ減量プロジェクト
	(3) 地球温暖化への対策	再生可能エネルギーや省エネルギーの推進	省エネ化の推進 再生可能エネルギーの導入推進 交通分野でのCO ₂ 排出削減の推進	⑥ 地球温暖化対策推進プロジェクト
里山から琵琶湖へつながる自然環境づくり 基本目標3	(1) 生物多様性の維持・向上	外来種対策・希少生物の保護	生育・生息環境の保全 外来生物（※）対策	⑦ みんなが頼むきれいな川づくりプロジェクト
	(2) 里山の保全	森づくりの促進、森林資源の活用促進	里山の環境保全	⑧ 里山を守り育てるプロジェクト
	(3) 河川・琵琶湖の保全	水環境の保全推進	河川の浄化対策 湖岸の保全 ヨシ群落（※）再生 ピワマス遡上対策	⑨ びわ湖を守ろうプロジェクト
	(4) 農地の保全	環境保全型農業の推進、有害鳥獣対策	環境保全型農業 有害鳥獣対策	⑩ 環境にやさしい農地の活用プロジェクト
環境学習の推進による市民活動の促進 基本目標4	(1) 環境学習の推進	ライフステージに応じた環境学習の充実	学習機会の拡大 エコスクール（※）の推進 地域での環境学習の充実	⑪ みんなで環境学習プロジェクト
	(2) 環境活動団体等への支援	学び場の提供や活動情報の発信	地域等での環境学習の支援 重点プロジェクトへの支援 自発的な活動の誘導・促進	⑫ 環境活動支援プロジェクト
	(3) 普及・啓発の担い手の育成・継承	活動団体・活動指導者と市民とを結びつける体制整備	協働の推進 人材の育成	

2.2 4年間の成果と課題

本計画の見直しにあたり、2.1の体制で実施してきた重点プロジェクトの取組について、計画初年度の平成29（2017）年度から令和2（2020）年度の4年間の整理を行いました（51ページから69ページに掲載しています。）。

（1）4年間の成果

重点プロジェクト	成果
プロジェクト全般	・市民団体の活動が活発で、環境保全の指標の多くを達成している
①健康で快適なくらしを守るプロジェクト	・法令通り大気・水質調査を実施しており、基準値を超過する事案が発生した場合は原因究明を行っている
②きれいなまちを守るプロジェクト	・市民の自発的な清掃活動が増えている
③まちなかの緑づくりプロジェクト	・計画的・定期的な整備により緑が適正に保全されている
④ごみの資源化プロジェクト	・「ごみ」を「資源」として循環させる役割を果たしている
⑤ごみ減量プロジェクト	・プラスチックごみ問題の議論の高まりに貢献できた
⑥地球温暖化対策推進プロジェクト	・コミュニティバスの利用者は増加している
⑦みんなが親しむきれいな川づくりプロジェクト	・河川の大型で悪質な不法投棄が減少した ・ピワマスを戻す取組は、様々な立場で協働して取り組んでいるモデルとして、県内外から注目されている
⑧里山を守り育てるプロジェクト	・計画的・定期的な整備により山が適正に保全されている
⑨びわ湖を守ろうプロジェクト	・湖岸のヨシ植栽は継続的に行われ、生態系の保全に役立っている
⑩環境にやさしい農地の活用プロジェクト	・年間を通して環境にやさしい農業が実践され、非農家の市民を取り込んだイベント等で農業面からの環境保全啓発に寄与している
⑪みんなで環境学習プロジェクト	・年間を通して学習の機会を設け、市民への啓発に役立っている
⑫環境活動支援プロジェクト	・ホームページや広報において情報を発信している

（2）4年間の課題

重点プロジェクト	課題
・プロジェクト全般	・事業者や市民との情報や意見の交換など、機会や関わりが少なくなっている ・担い手や後継者の確保
①健康で快適なくらしを守るプロジェクト	・典型7公害（※）の中でも割合が多い野外焼却を減らす方策 ・特定外来生物（※20ページコラム参照）への対策
②きれいなまちを守るプロジェクト	・不法投棄件数を減らす方策 ・環境美化面からのプラスチックごみ（※20ページコラム参照）対策の強化

③まちなかの緑づくりプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・上位計画（野洲市総合計画）との整合性を図る 【指標】1人当たりの公園面積（目標値の見直し）
④ごみの資源化プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・廃食油回収ボックスの更なる利用促進
⑤ごみ減量プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・関連計画（一般廃棄物（ごみ）処理基本計画）との整合性を図る 【指標】1人1日当たりのごみの排出量（目標値の見直し） ・排出量は策定時よりも増えている ・プラスチックごみの減量・食品ロス対策（※26ページコラム参照）
⑥地球温暖化対策推進プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・交通対策中心の施策を社会情勢に対応した施策の取組や指標に変更する必要がある
⑦みんなが親しむきれいな川づくりプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックごみ対策、特定外来生物対策の視点を持った河川清掃等の取組
⑧里山を守り育てるプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・里山の大切さを知り、活動を担う市民をもっと増やす方策
⑨びわ湖を守ろうプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックごみ対策、特定外来生物対策の視点を持った琵琶湖清掃等の取組
⑩環境にやさしい農地の活用プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・取組件数が減少している環境保全型農業（※）の維持・拡大
⑪みんなで環境学習プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・特に地球温暖化対策、脱炭素、くらしの点検（プラスチックごみ、食品ロス等）、特定外来生物の視点での取組
⑫環境活動支援プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信の方法の改善

（3）成果と課題から浮かび上がってきたこと

本計画は、環境基本計画推進会議（※11ページコラム参照）が各プロジェクトを主体的に推進し、市は協働・支援を行ってきました。これらプロジェクトの活動により、多くの指標を達成しています。その主な成果として、琵琶湖、川、山、緑といった自然環境の保全活動は、定期的・計画的に実施され、山や平地の緑は美しい環境が保たれています。清掃活動や啓発イベント、また環境美化や3R活動が活発で、市民の自発的な清掃活動（ボランティア清掃）の件数は年々増加している等、市民の環境保全に対する意識が向上しています。

一方課題としては、市民活動を牽引している担い手や後継者が不足している問題がさらに顕在化してきました。また、地球規模の課題となっている、地球温暖化対策、食品廃棄物（食品ロス）問題及びプラスチックごみ問題の他、特定外来生物の問題といった喫緊の課題へ対応していく必要があります。

地球温暖化対策として、過去には太陽光発電設備等の導入を促進するための「省エネルギー住宅普及補助金」を交付していましたが、現在はおのりやす（コミュニティバス）の利便性向上促進やエコドライブ講習会の実施、クリーンセンターの焼却熱の有効利用、省エネ行動の啓発にとどまっています。地球温暖化は地球規模の課題です。資源や廃棄物の再利用やリサイクルの他、節電を心がけたり、外出時の車を止めて自転車や公共機関に切り替えたりするなど、

温暖化を食い止めるためには、私たちがライフスタイルを変革することが不可欠となります。本市でも、まずは行政と市民や市民団体と事業者のつながりを強化し、情報を共有して、社会全体の行動変容を促す仕組みを作っていく必要があります。そして活動の1つひとつがつながって、地球温暖化対策の力となります。例えば、森林の保全活動は自然保護だけでなく、CO₂の吸収源の創出にもつながっています。このように1つの活動で多くの環境課題に関わっていること、また地球規模の課題と関わっていることを分かりやすく示すことも、活動の意義や意欲につながるものと考えています。

コラム

環境基本計画推進会議「水と緑・安心の野洲」

(愛称:えこっち・やす)とは？



えこっち・やす ロゴマーク

第1次野洲市環境基本計画に掲げられたプロジェクト(36ページ表4.1.1参照)を推進していくため、市民、市民団体(自治会・NPO法人等)及び事業者が協働で参画する組織として平成20年3月に発足しました。そして、市民のみなさんに親しみを持ってもらうため、また環境基本計画関連の活動を統一的に発信するため、平成24年に愛称を募集し、300を超える応募の中から「えこっち・やす」に決定しました。

第2次環境基本計画発効後も計画の基本理念である「里山から琵琶湖へ、豊かな自然と調和するまち やす」の実現を目指し、琵琶湖、河川、里山等の自然環境の保全活動やリサイクルやごみの減量など環境負荷の低い生活についてなど、市内をフィールドに12の重点プロジェクトを楽しく主体的に実践しています。結成から14年が経過しましたが、環境に関する課題は深刻さを増すばかりです。1人ではできないことでも、みんなの力が集まれば何かが変わり、何か動くかも知れません。えこっち・やすの活動をみんなで進めて行きましょう。



えこっち・やす 10年間の取組
(野洲市ホームページ) QRコード



環境基本計画の総合ビジョン

2.3 第2次野洲市環境基本計画とSDGs（持続可能な開発目標）

平成27（2015）年9月、国連総会において、SDGs（持続可能な開発目標）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。これは全ての国がともに取り組みべき共通の目標で、令和12（2030）年まで17の目標と169のターゲットを設定し、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、経済・社会・環境といった広範な課題について、統合的に取り組むことを掲げています。第2次野洲市環境基本計画は、市民（市民団体）、事業者、行政などあらゆる主体が、それぞれの立場のもとで、協働しながら良好な環境を次世代に引き継ぎ、持続可能な社会を構築するための目標や具体的な取組を示し、実践することを目的としています。この具体的な施策や取組をSDGsと関連付け、考え方を活用することで、環境施策を広い視野で効果的に展開し、さまざまな課題の解決を推進します。



図 2.3.1 SDGsロゴと17の目標アイコン

2.4 見直しの内容

今回の中間見直しは、本計画の策定から4年を経過した段階で行うこととなります。4年間に取り組んだ内容は、本計画の体系や内容から大きく乖離しているとまでは言えないため、本計画の構成における大規模な改定は行わず、2.2での整理により抽出された課題に対応した時点修正を基本としながら、次の5点について以下の通り見直しを行います。

（1）本計画で見直す4つの環境課題

1）地球温暖化対策について

◇施策の内容（基本目標2 循環型社会・脱炭素社会づくり）**変更**

「市域での省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入推進を牽引し、市で率先して実行するとともに、普及啓発を図ることでCO₂排出量の削減を推進します。国や県及び市の情報を発信し、CO₂排出量の削減に向けて市民や事業者と連携を図り、国の宣言と同様に、

令和32（2050）年カーボンニュートラルの実現を目指します。」

■施策の取組（基本目標2 循環型社会・脱炭素社会づくり）

＜省エネ化の推進＞

- ・COOL CHOICE（※）を普及し、実践を通じて省エネルギーなど環境にやさしい活動を推進します。新規

＜再生可能エネルギーの導入推進＞新規

- ・事業所や家庭における再生可能エネルギーの導入の後押しをするため、国や県及び市の施策の情報を発信します。

＜エネルギーの有効利用＞取組の名称変更

- ・ごみの焼却に伴う熱エネルギーの場内利用及び余熱利用施設への熱供給を行い、焼却熱の有効利用を行います。

＜CO₂排出削減の推進＞

- ・市内域でのCO₂排出量を明示し、情報提供を通じて省エネ機器の導入や省エネ住宅の普及を促進します。新規
- ・次世代型自動車、エコドライブ普及啓発等を通じて自動車排ガスの抑制を推進します。変更

＜CO₂吸収源の対策の促進＞新規

- ・CO₂吸収源となる農業及び林業の振興を促進します。
- ・森林環境譲与税（※）を活用して、適切な森林整備を実施します。また、木材利用促進のための普及啓発を行います。

＜地球温暖化対策に関する連携の場づくり＞新規

- ・CO₂排出量削減の取組を率先するため、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を活用し、全庁的な取組を行います。
- ・イベントや学習会を通じて、市民や事業者とともに地球温暖化対策に関する情報交換や連携のできる場づくりを行います。
- ・連携によって得られた情報等をもとに、発生源別のCO₂排出量削減の対策を検討します。

2) 食品ロス対策について

■施策の取組（基本目標2 循環型社会・脱炭素社会づくり 3Rの促進）

- ・資源の有効利用を促進するため、廃食油回収を行います。新規
- ・生ごみ処理機の補助金等の支援を行いコンポストを普及し、ごみの資源化を推進します。新規

■施策の取組（基本目標2 循環型社会・脱炭素社会づくり 食品ロス対策）新規

- ・フードドライブ（※）を実施し、食品ロス削減を推進します。
- ・野洲市内のフードエコ推奨店（※）をホームページで公開し、事業者の取組の後押しを行います。

3) プラスチック対策について

■施策の取組（基本目標1 安全で快適な生活環境づくり 環境美化推進）

- ・悪質な不法投棄やプラスチックごみが散在することによる環境問題について、ホームページで公開し啓発します。新規

■施策の取組（基本目標2 循環型社会・脱炭素社会づくり 3Rの促進）

- ・3Rの普及を図るため、過剰包装の削減、マイバッグの持参によるプラスチックごみの削減や、粗大ごみの再使用を推進し、ごみの減量化を図ります。**変更**

4) 特定外来生物対策について

◇施策の内容

（基本目標3 里山から琵琶湖へつながる自然環境づくり 生物多様性の維持・向上）**変更**

「野洲市にもともと生育・生息する野生生物を保護し、多様な生態系を維持するための施策を推進します。特定外来生物（オオバナミズキンバイ等の植物、アライグマ等の動物）の対策を強化します。」

■施策の取組（基本目標1 安全で快適な生活環境づくり 生活環境の保全）

＜特定外来生物の対応＞**新規**

- ・生活環境を脅かす特定外来生物について駆除や駆除支援をします。

■施策の取組（基本目標3 里山から琵琶湖へつながる自然環境づくり 生物多様性の維持・向上）

- ・本来の生態系を形成する在来生物の生活を維持するため、関係機関と連携し、特定外来生物対策を推進します。**変更**

(2) 指標や目標値の見直し

(1) の見直しに伴い指標を変更または、新たに指標を設定しました。

基本目標1 安全で快適な生活環境づくり（19ページ参照）

基本目標2 循環型社会・脱炭素社会づくり（28ページ参照）

(3) 本計画に携わる市民等の担い手の確保について

計画の基本目標4に入っているため、施策の変更は行いませんが、市民、市民団体、事業者との協力体制の整備、意見や情報交換の機会を作り、本計画の参画者の拡大を目指します。また、本計画の推進母体である環境基本計画推進会議（愛称「えこっち・やす」）の活動についてSNS等で積極的な情報発信を行います。

(4) SDGsとの関連を明示

本計画の4つの基本目標やそれに基づく施策や取組をSDGsと関連付け、考え方を活用することで、環境施策を広い視野で効果的に展開し、さまざまな課題の解決を推進します。また、具体的に分かりやすくするよう、SDGsの目標ロゴを配置します。

(5) 地球温暖化対策の関連性の記載

本計画の施策や重点プロジェクトでの取組を実践することで、地球温暖化対策にもつながることから、第3章「目標達成のための施策の展開」及び第4章「重点プロジェクト」に地球温暖化対策の関連性を記載します。

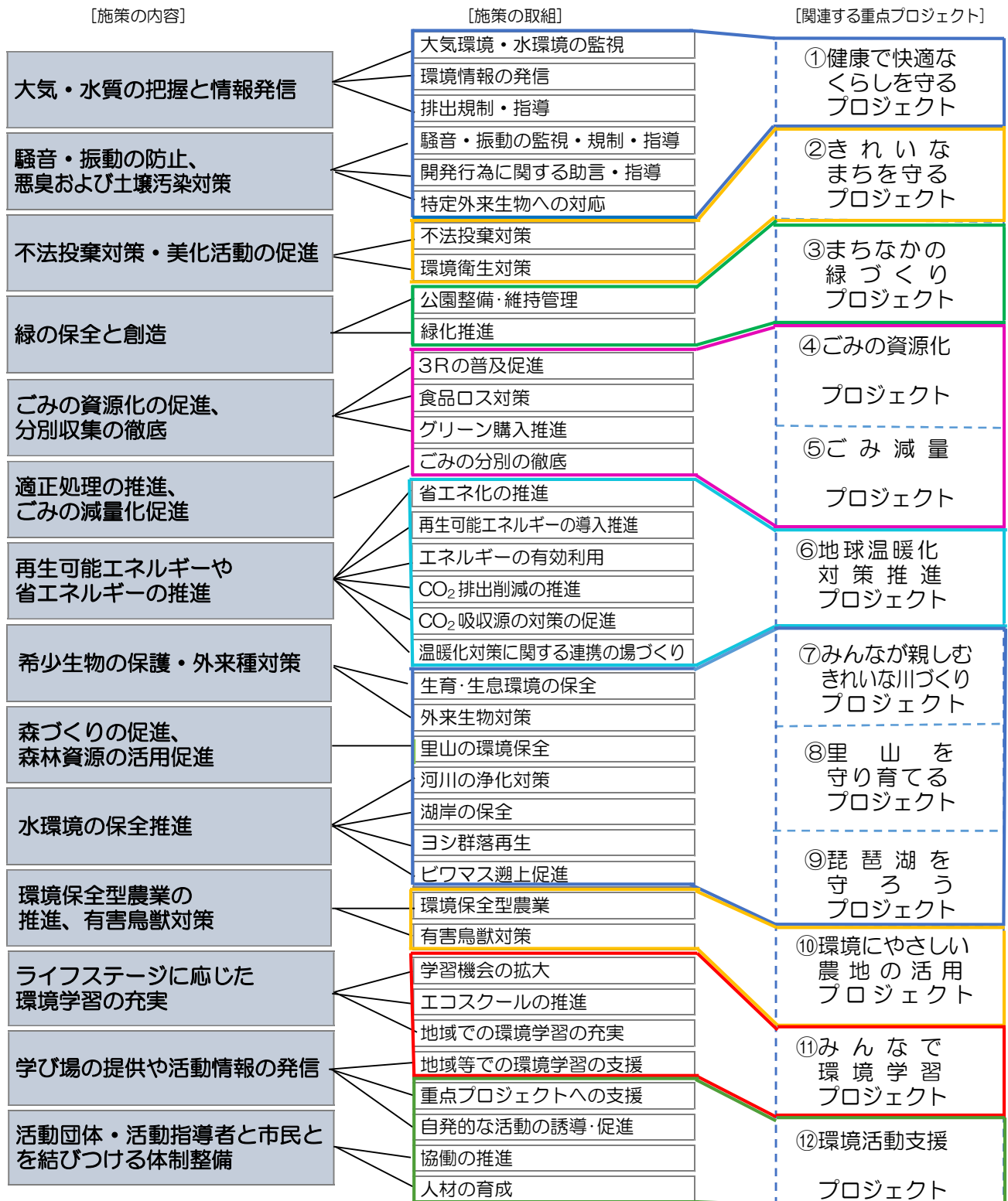
第3章 目標達成のための施策の展開

本計画の目標達成のために4つの基本目標と14の施策、施策の内容と施策の取組、それに関わる12のプロジェクトの体系と、各目標に関連するSDGsの目標を合わせて、一覧にまとめました。市民（市民団体）、事業者、行政が複合的に取り組むことが重要です。

【基本目標】	【対応するSDGs】	【施策の方針】
基本目標1 安全で快適な 生活環境づくり	   	(1) 大気環境・水環境の保全 (2) 生活環境の保全 (3) 環境美化の推進 (4) まちなかの緑化
	  	
基本目標2 循環型社会・ 脱炭素社会づくり	   	(1) 3Rの促進 (2) 廃棄物の適正処理 (3) 地球温暖化への対策
	   	
基本目標3 里山から琵琶湖へ つながる 自然環境づくり	   	(1) 生物多様性の維持・向上 (2) 里山の保全 (3) 河川・琵琶湖の保全 (4) 農地の保全
		
基本目標4 環境学習の 推進による 市民活動の促進	  	(1) 環境学習の推進 (2) 環境活動団体等への支援 (3) 普及・啓発の担い手の育成・継承

・施策とSDGsとの関連を示すことで、それぞれの取組がつながっていることが分かります。1人ひとりの活動は小さなものでも、それが集まれば、地域環境だけでなく、地球環境の改善につながっていきます。

・施策の取組と関連する重点プロジェクトを色囲いで示しています。



3.1 基本目標 1 安全で快適な生活環境づくり

3.1.1 生活環境に関する現状と課題

■大気環境の現状

概ね良好な大気環境に恵まれていますが、夏季などに光化学スモッグが発生することがあります。また、局地的には不適正な野焼き(※)などによる悪臭などの苦情も見られます。

課題 ○環境監視及び情報の共有
○不適正な野焼きは違法であるということの認識の向上・指導の徹底

■騒音・振動環境の現状

市民の生活空間は概ね静穏が保たれていますが、幹線道路の沿道では一部の区域で騒音が環境基準(※)を超えています。また、建設解体工事などによる苦情も発生しています。

課題 ○環境監視及び指導の徹底
○工事騒音、近隣騒音等の迷惑防止のための啓発の徹底

■水・土壌環境の現状

公共用水域の水質は概ね良好に保たれていますが、流量の少ない河川では、滞留等に伴う水質悪化が見られます。

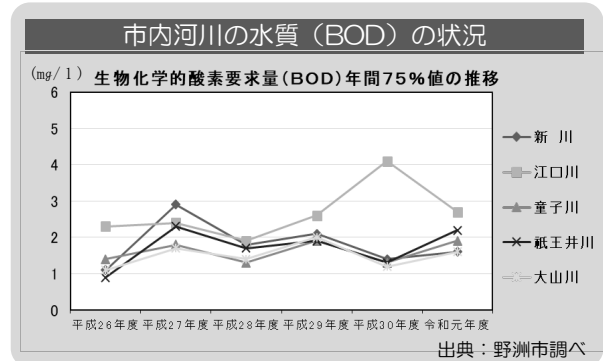
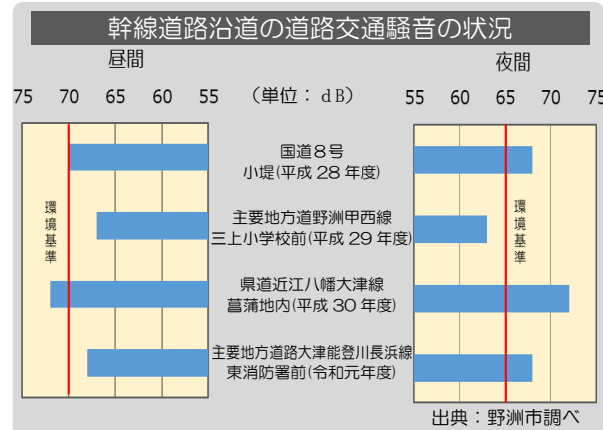
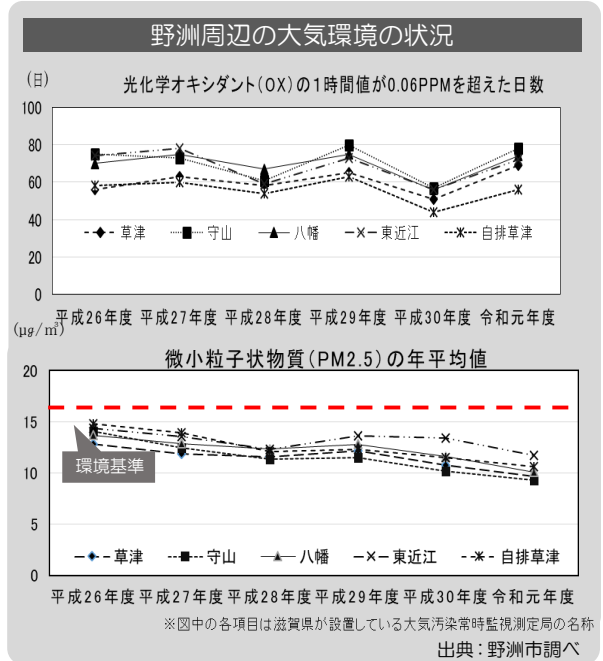
課題 ○水質の監視、排水対策等の徹底
○土壌汚染の未然防止

■まちの清潔さの現状

ごみを不法投棄する人によって、まちの美観が損なわれ、自然環境にも大きな影響を与えています。

また、近年増加傾向にある空家・空地での雑草の繁茂やごみの不法投棄等の環境衛生上の問題が散見されます。

課題 ○ポイ捨てや不法投棄の防止
○空家・空地の適正管理



3.1.2 施策の内容



1) 大気環境・水環境の保全

化学物質汚染等による公害から市民の健康・生活を守るための施策を推進します。

施策の取組	内容	担当課
大気環境・水環境の監視	○大気環境の監視を継続するとともに、事業所等からの大気汚染物質・アスベスト・悪臭の排出規制と対策の指導強化を図ります。	環境課
	○河川・地下水の水質汚濁の監視体制を充実します。	環境課
環境情報の発信	○市が実施する環境調査結果について、インターネット等により公開します。	環境課
	○PM2.5(※)や光化学スモッグなど大気汚染物質等について、情報を収集・発信します。	環境課
排出規制・指導	○事業所排水について規制及び指導するとともに、公共下水道整備・合併処理浄化槽の普及を図ります。	環境課 上下水道課
	○事業所等におけるダイオキシン類(※)対策、化学物質の適正管理について指導します。	環境課

2) 生活環境の保全



豊かな自然を守り、暮らしやすい住環境を実現するための施策を推進します。

施策の取組	内容	担当課
騒音・振動の監視・規制・指導	○住環境の騒音を監視するとともに、自動車などからの騒音・振動も監視します。	環境課
	○事業所及び建設工事による騒音・振動の規制・指導を行います。	環境課
開発行為に関する助言・指導	○土壌に関する届出制度の運用について指導します。	環境課
特定外来生物等への対応	○生活環境を脅かす特定外来生物について駆除や駆除支援をします。	環境課

3) 環境美化の推進



清潔で美しいまちづくりのために、不法投棄等の対策を推進します。

施策の取組	内容	担当課
不法投棄対策	○清潔で美しいまちを守るため、監視パトロールを実施するなど、不法投棄対策を推進します。	環境課
	○悪質な不法投棄やプラスチックごみが散在することによる環境問題について、ホームページで公開し啓発します。	環境課
環境衛生対策	○ペットの適正な飼養の啓発、空家・空地の適正管理の指導を行い、環境衛生対策を推進します。	環境課 住宅課

* 不法投棄を減少させることは、CO₂の排出を削減し、地球温暖化対策につながります。



4) まちなかの緑化

身近な憩いの場として、まちなかの緑を増やすための施策を推進します。

施策の取組	内容	担当課
公園整備・維持管理	○河川緑地、農村公園、児童遊園などの緑地を保全するとともに、植樹や花壇の整備などにより新たな緑地の創出に努めます。	都市計画課 農林水産課
緑化推進	○公共施設の緑地を保全し、緑の創出に努めます。	総務課 環境課

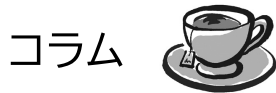
*まちなかの緑化推進は、CO₂の吸収を促し、地球温暖化対策につながります。

3.1.3 進捗評価のための指標

項目	指標	策定時	目標
大気環境	大気汚染に係る環境基準の達成状況 ※NO ₂ (※)、SO ₂ (※)、SPM (※) (三上小学校、駅前北自治会館前、小堤、七間場)	環境基準を達成	維持
水環境	公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の達成状況 ※環境基準の類型指定河川(C 類型: 新川、江口川、童子川、祇王井川、大山川) のBOD (※)	環境基準を達成	維持
排出規制・指導	環境保全協定締結事業所数	91 % (107 件) (平成 27 年度)	100 %
公害苦情	典型 7 公害に係る公害苦情の件数	44 件 (平成 23~27 年度の平均)	減少
環境美化	ごみの不法投棄件数 ※廃棄物不法投棄監視員巡視報告	214 件 (平成 23~27 年度の平均)	減少
緑化	市民一人当たりの都市公園面積	8.07 m ² (平成 27 年度)	野洲市総合計画の 目標値を準用 (令和 7 年度 8.5 m ²)
	河辺林 (※) 保全活動実施回数・参加者数 (のべ)	33 回・404 人 (平成 23~27 年度の平均)	維持

【関連する主要プロジェクト】

① 健康で快適な暮らしを守るプロジェクト	37 ページ参照
② きれいなまちを守るプロジェクト	38 ページ参照
③ まちなかの緑づくりプロジェクト	39 ページ参照



プラスチック製品について考えよう

プラスチックは軽くて形を変えやすく、私たちの生活は便利なものとなりました。その反面使い捨て商品も多く、ポイ捨てごみの多くはプラスチック製品です。マイクロプラスチック^(※)という言葉をご存知ですか？5mm以下の小さなプラスチックのことを言いますが、どうやって発生するのでしょうか。

1次マイクロプラスチック・・・もともとの大きさが5mm以下のもの。代表的な物は歯磨き粉や洗剤のスクラブ、マイクロビーズ。日本では企業の自主規制が始まっている。

2次マイクロプラスチック・・・屋外で使用しているプラスチック製品やポイ捨てされたプラスチックごみが細かくなったもの。風雨や紫外線にさらされることで劣化し、細かく砕かれる。

プラスチックは自然環境ではほとんど分解されません。まちから川や下水を通して、やがて琵琶湖へ流れ着きます。細かくなったプラスチックを回収することは容易ではなく、生態系への悪影響も懸念されています。「ポイ捨てをしない」「適正な管理と処理をする」はもちろんのこと、プラスチック製品の使用を控えるなど、できることから取り組んでいきましょう。

特定外来生物について（*85 ページ用語集「外来生物」参照）

「外来種」とは、もともとその地域にいなかったのに、人間の活動などによって他の地域から入ってきた生物のことで、特に生命力や繁殖力が強く、その地域の生態系のバランスを崩したり、人の生命や健康、農林水産業などに被害を及ぼす種類は、法律により「特定外来生物」に指定されています。

本市で確認されるようになった主な特定外来生物としては、哺乳類ではアライグマやヌートリアが該当します。本市では市民や事業者からアライグマ等の出没や被害の情報があれば、市民等の協力を得て駆除にあたっています。

特定外来生物の種類には植物も含まれており、陸上で生息する「オオキンケイギク」のほか、琵琶湖や河口付近の水辺で繁殖する「ナガエツルノゲイトウ」や「オオオバナミズキンバイ」などの水生植物は繁殖力が非常に強く、地域の自然環境や生態系を脅かす恐れがあり「侵略的外来水生植物」といわれ、繁茂が見つかったなら直ちに駆除する必要があります。

これらの特定外来生物による被害を防ぐには、

- ①悪影響を及ぼす恐れのある外来生物をむやみにその地域に「入れない」
- ②飼っていたり、栽培している外来生物を「捨てない（逃がさない、放さない、逸出させない）」
- ③既に存在する「外来種」を「拡げない（増やさない）」

ことが大切です。

（参考資料：環境省ホームページ、滋賀県ホームページ 関連箇所より）

3.2 基本目標2 循環型社会・脱炭素社会づくり

3.2.1 廃棄物及び地球温暖化に関する現状と課題

■廃棄物の現状

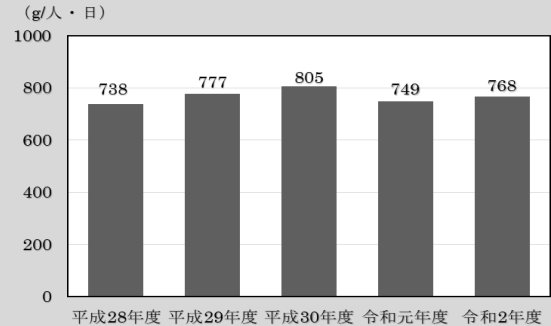
本市の市民1人1日あたりのごみ排出量は、ここ4年の間は横ばいで推移しています。令和4（2022）年度から適用する「野洲市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」では、ごみの減量・資源化対策について、これまでの実績を踏まえて実効性のある目標数値に見直しました。

ごみを焼却し発生した余熱を熱エネルギーとして回収するほか、小型家電リサイクルを導入し、資源化にも積極的に取り組んでいます。

令和2（2020）年7月に容器包装リサイクル法が改正され、レジ袋が有料化されたことで可燃ごみのビニール類が減少しましたが、更なる分別意識、ごみ減量の促進が求められます。

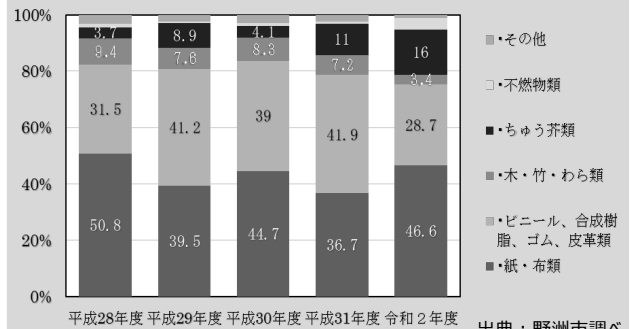
課題 ○家庭・事業所等からのごみの排出量の抑制
○プラスチック製品のリサイクルの推進

市民1人1日あたりのごみ排出量の推移



出典：野洲市調べ

可燃ごみの組成分析結果



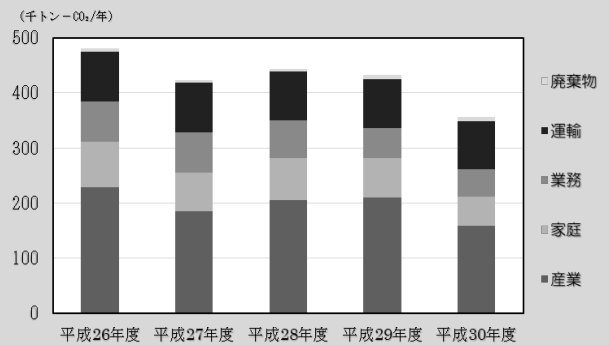
出典：野洲市調べ

■地球温暖化の現状

地球温暖化が進行すると、動植物の本来の生息域が消失するなど生態系への深刻な影響が発生するほか、農作物等の収穫量の減少や、集中豪雨などの気象災害リスクなど、さまざまな問題を引き起こします。

地球温暖化を防止するための温室効果ガスの排出削減は世界共通の課題であり、日本では「令和12（2030）年までに平成25（2013）年度比46%削減」「令和32（2050）年カーボンニュートラルの実現」を目標に掲げ、取組の強化が図られています。

野洲市域の温室効果ガス排出量の推移



簡易版マニュアルに基づく温室効果ガス排出量の参考値
出典：環境省ホームページ

課題 ○家庭や事業所における省エネルギー化、再生可能エネルギー導入の普及促進
○農林業の振興及び緑地の保全による吸収源対策の促進
○CO₂の排出削減のための、市・市民・事業者の連携のあり方

■ 本市のCO₂排出量の状況

(1) 市全体の排出量

本市のCO₂排出量は、平成25(2013)年度の480千t-CO₂以降、減少傾向で推移し、平成30(2018)年度は357千t-CO₂となり、5年間で25.6%減少しています。部門別では、産業部門(製造業、建設業・鉱業、農林水産業)は61千t-CO₂(27.7%)の減少、業務その他部門は28千t-CO₂(35.9%)の減少、家庭部門は30千t-CO₂(36.6%)の減少、運輸部門は6千t-CO₂(6.5%)の減少といずれも減少傾向ですが、廃棄物分野(一般廃棄物)は3千t-CO₂(50.0%)増加しています。

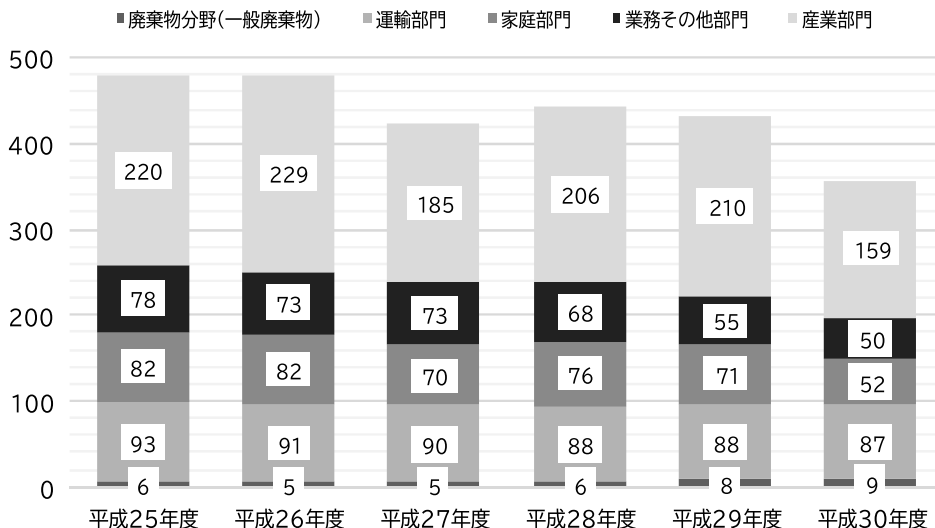
産業部門、業務その他部門、家庭部門及び運輸部門での減少については、家庭や事業所における省エネルギー行動や省エネ設備機器の性能の向上、太陽光発電設備の導入が進んだことが背景にあると考えられます。廃棄物分野(家庭ごみ、事業系一般廃棄物)は増加しており、平成28(2016)年10月から容器包装類のプラスチックの焼却処理が開始されたことによるものと考えられます(焼却熱は回収され、隣接する温浴施設に利用しています)。

表 3.2.1 部門別・分野別の温室効果ガス(CO₂)排出量の経年変化

部門・分野	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)
合計	354	369	377	458	480	480	424	444	432	357
産業部門	149	151	139	206	220	229	185	206	210	159
製造業	142	144	132	200	214	221	177	197	203	152
建設業・鉱業	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2
農林水産業	6	6	4	4	5	6	6	7	6	5
業務その他部門	55	59	75	77	78	73	73	68	55	50
家庭部門	51	58	65	76	82	82	70	76	71	52
運輸部門	94	95	94	94	93	91	90	88	88	87
自動車	91	92	90	90	89	87	87	85	84	83
旅客	54	54	54	54	53	50	50	50	49	49
貨物	37	37	36	36	37	37	36	35	35	34
鉄道	3	3	4	4	4	4	4	4	4	3
船舶	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物分野(一般廃棄物)	6	6	4	5	6	5	5	6	8	9

出典:環境省

図 3.2.1 部門別・分野別の温室効果ガス(CO₂)排出量の経年変化



出典:環境省

■ 本市の太陽光発電の状況

(1) 再生可能エネルギー導入容量

本市の再生可能エネルギーの種類は、すべて太陽光発電です。
再生可能エネルギー導入容量は緩やかに増えており、平成30（2018）年度は23,523kWで、5年間に56.2%増加しています。

図 3.2.2 再生可能エネルギーの設備容量の導入容量累積の経年変化

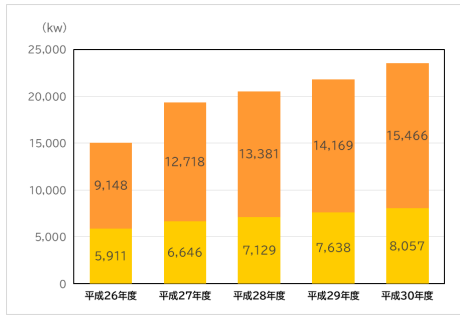
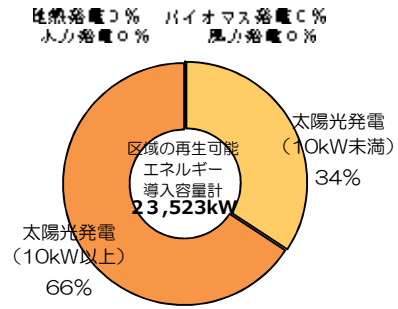


図 3.2.3 再生可能エネルギーの導入容量

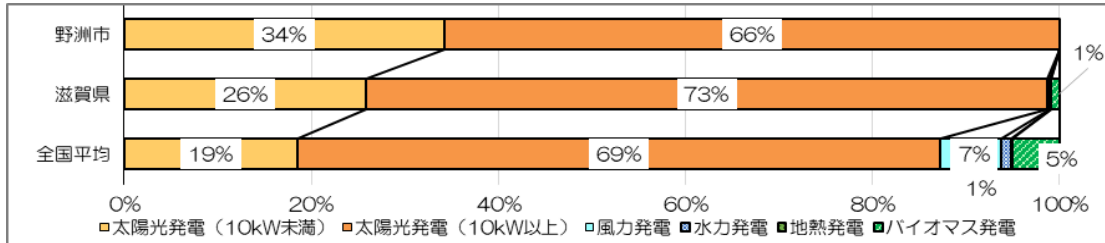


■ 太陽光発電 (10kW未満) ■ 太陽光発電 (10kW以上) □ 風力発電 □ 水力発電 ■ 地熱発電 ■ バイオマス発電

出典：環境省

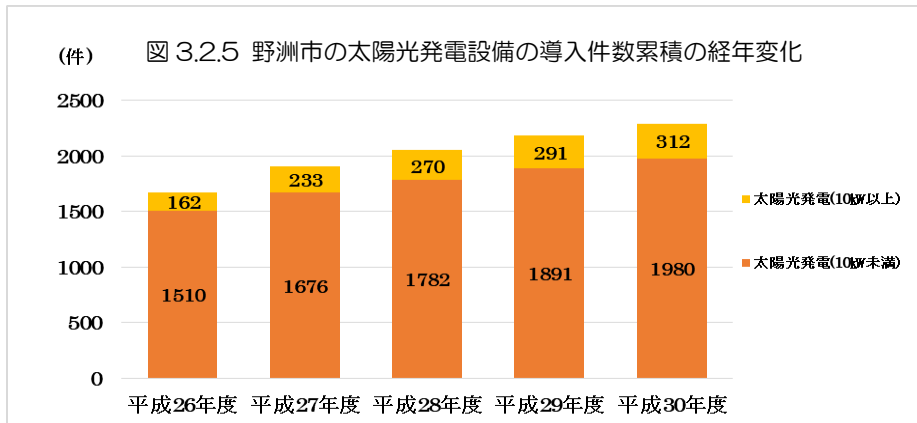
10kW以上の太陽光発電設備による導入容量は市全体の66%を占めますが、全国・滋賀県平均より少し低い割合です。10kW未満導入電容量の割合は34%ですが、全国・滋賀県の割合を上回っており、家庭における太陽光発電設備の導入が進んでいることがわかります。

図 3.2.4 再生可能エネルギー導入件数の割合の本市と滋賀県および全国平均との比較(平成30年度)



出典：環境省

本市の太陽光発電設備の導入件数は増加傾向にあり、平成30（2018）年度では2,292件（10kW未満1,980件、10kW以上312件）で、平成26（2014）年度と比較して10kW未満で31.1%、10kW以上で92.6%増加しています。

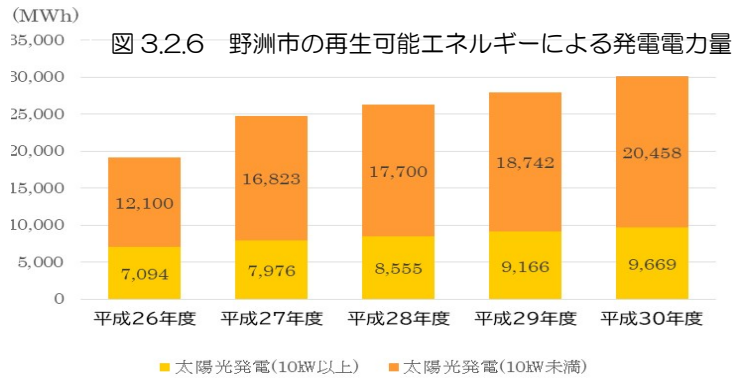


出典：環境省

(2) 再生可能エネルギーによる発電量等

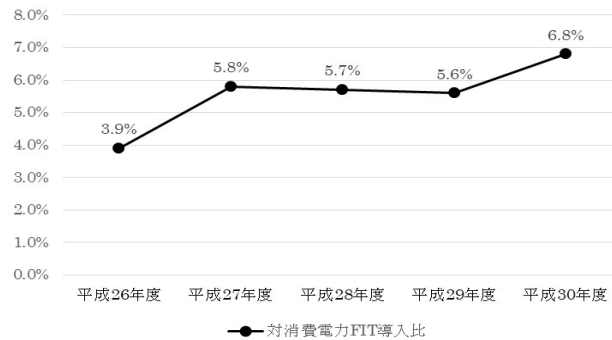
本市の太陽光発電設備による発電量は、平成 30 (2018) 年度において 30,127MWh (10 kW未満 9,669MWh、1 kW以上 20,458MWh) で、平成 26 (2014) 年度と比較して 10kW未満で 36.3%、10kW以上で 69.1%増加しています。

本市での電気消費量に対する再生可能エネルギー (太陽光発電) による発電量の割合は、平成 30 (2018) 年で 6.8%と、平成 26 (2014) 年度の 3.9%と比較し増加していますが、全国平均値 (太陽光発電の割合) の 6.7% (資源エネルギー庁資料による) とほぼ同じ割合であり、今後も再生可能エネルギー導入及び省エネルギーの推進が必要と考えられます。



出典:環境省

図 3.2.7 野洲市電気消費量に対する再生可能エネルギーによる発電量の割合



出典:環境省

コラム 

それぞれの活動と地球温暖化対策 (*第3章と第4章に関連性を記載していることについて)

地球温暖化対策は本計画の基本目標2「循環型社会・脱炭素社会づくり」の中の施策の1つですが、本計画の他の基本目標についても、施策や重点プロジェクトで主目的を達成するための取組が、地球温暖化対策にも関わっています。

直接的に関連するのは、基本目標1の施策「まちなかの緑化」及び基本目標3の施策「里山の保全」の緑の保全活動は、CO₂の吸収を促すこととなり地球温暖化対策につながっています。

間接的には、基本目標1の「環境美化の推進」では不法投棄を減少させることは適正な廃棄物処理を行うことで、CO₂排出量を減らすことにつながるほか、基本目標3の「生物多様性の維持・向上」及び「河川・琵琶湖の保全」では、地球温暖化による気候変動は生態系に影響を与えるため、生物多様性や河川・琵琶湖の保全の取組は、地球温暖化対応につながる可以说です。基本目標4では、環境学習を進めることや環境活動団体等を支援することで、地球温暖化対策の理解を深め、継続した取組につなげることができます。

他の施策や重点プロジェクトによる取組を実践することは、地球温暖化対策につながっていくことについて、第3章及び第4章において関連する施策ごとに記載しています。

3.2.2 施策の内容



1) 3Rの促進

「野洲市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、3R[リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）]を推進します。

施策の取組	内容	担当課
3Rの普及促進	○3Rの普及を図るため、過剰包装の削減、マイバッグの持参によるプラスチックごみの削減や、粗大ごみの再使用を推進し、ごみの減量化を図ります。	環境課
	○資源の有効利用を促進するため、廃食油回収を行います。	
	○生ごみ処理機の補助金等の支援を行いコンポストを普及し、ごみの資源化を推進します。	
食品ロス対策	○フードドライブを実施し、食品ロス削減を推進します。	環境課
	○野洲市内のフードエコ推奨店をホームページで公開し、事業者の取組の後押しを行います。	
グリーン購入推進	○グリーン購入を推進するため、市が率先して施策に取り組みます。また、家庭・事業所においてもグリーン購入を推進し、社会への浸透を図ります。	総務課 会計課 環境課

* 3Rの促進は、廃棄物を減量し、地球温暖化対策につながります。

2) 廃棄物の適正処理



「野洲市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、ごみの分別収集や減量の取組と啓発を推進します。

施策の取組	内容	担当課
ごみの分別の徹底	○ごみの再資源化を推進するため、分別の徹底や新たな資源化の推進、収集体制の効率化を図ります。	クリーンセンター 環境課

* 廃棄物の再資源化の促進は、廃棄物を減量し、地球温暖化対策につながります。



混ぜればごみ・分ければ資源

本市で資源ごみとして何種類収集しているかご存知ですか。混ぜてしまえばごみですが、分ければ資源として再び利用されます。分別でごみの減量、資源のムダゼロを目指しましょう。

「ペットボトル」・・・ジュースやお茶等の飲み物の他、♻️マークがついている物
 「空きカン・金属類」・・・缶詰、アルミ缶・スチール缶、PETフライパン・やかん、スプレー缶等
 ※スプレー缶は使い切った後、穴をあけて出してください。

「空きビン」・・・飲食用・調味料用、化粧ビン等
 ※瓶ビールや一升瓶は回収している販売店へ。ガラスや陶器は「燃えないごみ」

「雑誌」・・・週刊誌、文庫本、マンガ、辞書、パンフレット等

「雑がみ」・・・チラシ、お菓子等箱類、包装紙、ラップの芯等

「新聞紙」「ダンボール」も資源です。

「古布」・・・コート、ジャンパー、セーター、ズボン、タオル、毛布等

「トレイ類」や「牛乳パック」を回収されているスーパー等があります。
 マナーを守って利用しましょう。



「もったいない」から「ありがとう」へ ～食品ロス削減に向けて～

食品ロスとは、食べられるのに廃棄される食品のことを言い、日本では、年間約 600 万 t (※農林水産省平成 30 (2018) 年度推計値) もの食品ロスがあります。

また、食品ロスを国民 1 人あたりに換算すると、お茶碗 1 杯分 (約 130g) の食べ物が毎日捨てられています。

食品ロスが増えていくことで、大量の食べ物が無駄となり、処分の際に発生する CO₂ が発生します。

本市では、食品ロス削減のために、生ごみ処理容器 (コンポスト) の補助支援を行い、食べ残しなどの再資源化に努めています。

また、3R 推進月間及び食品ロス削減月間には、市内小売店舗や自治会、公共施設等に食品ロス削減ポスターを掲示し、啓発に努めています。その他にも、市内のフードエコ推奨店や、3010 運動の周知など、広報、ホームページでの周知にも注力しています。

今後、余剰食品の有効活用を図り、食品ロスの関心を高めるとともに、フードドライブの実施を行い、ごみの減量化を目指します。

家庭、事業所での食品ロスを削減するために・・・

【家庭】 買い物前には家庭にある食材をチェックする
 使う分・食べられる量を購入する
 賞味期限・消費期限について正しく知る

【事業所】 食品レシピやリメイク方法などの啓発
 食品廃棄物量の削減、食品廃棄物の飼料化・堆肥化
 賞味期限・消費期限表示に係る啓発



3) 地球温暖化への対策



市域での省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入推進を牽引し、市で率先して実行するとともに、普及啓発を図ることでCO₂排出量の削減を推進します。国や県及び市の情報を発信し、CO₂排出量の削減に向けて市民や事業者と連携を図り、国の宣言と同様、令和32（2050）年カーボンニュートラルの実現を目指します。

*市域からのCO₂排出量は、平成25(2013)年度で480千t-CO₂でした。令和32(2050)年度にカーボンニュートラルを実現するためには、単純に計算すると、平成25(2013)年度の排出量に対して毎年度当たり約2.7%の割合で減らしていく必要があります。

また、令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比の46%を削減するには、排出量は259千t-CO₂までに抑えることが求められています。

(CO₂排出量出典：環境省「自治体排出カルテ」簡易版)


施策の取組	内容	担当課
省エネ化の推進	○公共施設や家庭・事業所における省エネ化を推進、節電の呼びかけを行います。	環境課 総務課
	○ COOL CHOICE (※) を普及し、実践を通じて省エネルギーなど環境にやさしい活動を推進します。	環境課
再生可能エネルギーの導入推進	○事業所や家庭における再生可能エネルギー導入の後押しをするため、国や県及び市の施策の情報を発信します。	環境課
エネルギーの有効利用	○ごみの焼却に伴う熱エネルギーの場内利用及び余熱利用施設への熱供給を行い、焼却熱の有効利用を行います。	クリーンセンター
CO ₂ 排出削減の推進	○市内域でのCO ₂ 排出量を明示し、情報提供を通じて省エネ機器の導入や省エネ住宅の普及を促進します。	環境課
	○徒歩や自転車・公共交通機関の利用の普及啓発を行うとともに、快適な道路の整備により、自動車排出ガス等の環境負荷の低減をめざし、人と環境にやさしい交通社会を推進します。	協働推進課 道路河川課 都市計画課 環境課
	○次世代型自動車やエコドライブ普及啓発等を通じて自動車排ガスの抑制を推進します。	環境課
	○国道8号バイパスの早期実現に向けて国・県と共に取り組みます。	国県事業対策室
CO ₂ 吸収源の対策の促進	○ CO ₂ 吸収源となる農業及び林業の振興を促進します。	農林水産課
	○森林環境譲与税を活用して、適切な森林整備を実施します。また、木材利用促進のための普及啓発を行います。	環境課
地球温暖化対策に関する連携の場づくり	○ CO ₂ 排出量削減の取組を率先するため、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を活用し、全庁的な取組を行います。	総務課
	○イベント学習会を通じて、市民や事業者とともに地球温暖化対策に関する情報交換や連携ができる場づくりを行います。	環境課
	○連携によって得られた情報等をもとに、発生源別のCO ₂ 排出量削減の対策を検討します。	環境課

3.2.3 進捗評価のための指標

項目	指標	策定時	目標
3Rの促進	1人あたりの一般廃棄物の排出量 ※一般廃棄物処理計画における目標を参照	738 g/人・日 (平成27年度)	733.22 g/人・日 (令和6年度)
	リユースステーション利用者数 (リユース物品無償譲渡会参加者数)	121人 (平成27年度)	維持
	市内で回収した廃食油のリサイクル率	100% (平成27年度)	100%
再生可能エネルギー	市域の電気使用量に対する、市域での再生可能エネルギー設備による発電電気量の割合	6.8% (平成30年度)	令和12(2030)年度36~38% (年平均2.6%増)
CO ₂ 排出削減	CO ₂ 排出量の削減(平成25(2013)年度比) ※平成25(2013)年度排出量:約480千t-CO ₂	約432千t-CO ₂ (平成29年度排出量)	令和12(2030)年度までに約259千t-CO ₂ に削減 (平成25(2013)年度比46%削減) (年平均2.7%削減)
	公共施設におけるCO ₂ 排出量の削減 ※第3次野洲市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の目標を参照	7,169kg-CO ₂ (平成28年度)	地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の目標値を準用 (令和4(2022)年度6,810kg-CO ₂)
	コミュニティバス年間利用者数	52,718人/年 (平成27年度)	増加
協体制	地球温暖化対策をテーマとした環境イベントや情報交換会実施回数	—	年1回以上

[関連する主要プロジェクト]

④ ごみの資源化プロジェクト	40ページ参照
⑤ ごみ減量プロジェクト	41ページ参照
⑥ 地球温暖化対策推進プロジェクト	42ページ参照




**はじめよう！
COOL CHOICE (クールチョイス)**

「COOL CHOICE」は、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」をしていこうという取組です。

取組の例

1. 製品の買換え
LED照明、エアコン、冷蔵庫などの省エネ製品
2. サービスの利用
公共交通の利用、宅配便再配達防止、再生可能エネルギーの利用
3. ライフスタイルの選択
エコドライブ、自転車の利用、クールビズ、ウォームビズの実行

**みんなで
エコドライブ**



- ①自分の燃費を確認しよう
- ②ふんわりアクセル「eスタート」
- ③車間距離にゆとりを持って、加速・減速の少ない運転
- ④減速時は早めにアクセルを離そう
- ⑤エアコンの使用は適切に
- ⑥ムダなアイドリングはやめよう
- ⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- ⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ⑨不要な荷物は降ろそう
- ⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう

出典：環境省ホームページ

3.3 基本目標3 里山から琵琶湖へつながる自然環境づくり

3.3.1 自然環境に関する現状と課題

■河川・琵琶湖の保全の現状

家棟川流域における生態調査では、多くの魚種数が確認されており、特にピワマスなど貴重な固有種も生息しています。反面、外来魚や侵略的外来水生植物の増加により、河川や琵琶湖の生態系が脅かされており、この多様な生態系を後世に残すため、水質の保全、生息環境の維持・整備が課題となっています。

こうしたことから、水辺の生態系を保全するため、琵琶湖岸や家棟川流域を中心として清掃活動やヨシ群落の再生など活発な環境保全活動が展開され、川への不法投棄が減少するなど一定の効果が現れています。さらに水辺環境を活かした環境体験イベントや学習会は、多くの市民が参加する活動として定着しています。特に本市の特徴的な取組として、川の自然と環境問題を学習する「家棟川エコ遊覧」は、水辺環境への関心を高める取組として表彰されるなど、注目を集めています。

また、琵琶湖の水源となる里山では、窒素やミネラルなどを含む良質な水が時間をかけて生成され、川へ流れ出しています。里山は、豊かな恵みを与えてくれる琵琶湖の生態系にも大きく関わっています。このように、「山」「川」「湖」をつなぐ水の循環の中で、環境問題を一緒に考えようと、漁業関係者が中心となって、「漁民の森づくり」事業の取組による植樹活動が行われています。



水辺の清掃活動



家棟川エコ遊覧



漁民の森づくり

課題 ○ピワマスなど貴重な固有種やその他在来生物の生息環境の整備・保全
○外来種による生態系への影響の抑止

■里山の保全の現状

本市は区域の約15%を山林が占め、市民生活の身近な場所に三上山をはじめとする里山が広がっています。

これらの里山は、人の手により適切に管理されなければ、笹や木が鬱蒼と茂る薄暗い林に変わってしまい、多くの動植物の生育・生息環境が維持できなくなります。手入れされず荒廃した山林は倒木などの危険が増すだけでなく、シカやイノシシなどの動物が生きていけず平地に出没する要因にもなります。

こうしたことから、里山を健全な状態に保つため、市民ボランティア等が中心となって、定期的に里山保全活動が実施されており、さらに森づくり塾など実践的な講座を受講する市民も増えています。

里山を活かした市民や子ども向けの自然体験も継続的に実施されており、参加者を増加させる取組が行われています。

課題 <ul style="list-style-type: none"> ○森林の有する公益的機能の回復 ○活動の担い手の育成

■農地の保全の現状

本市は区域の約4割を田畑が占め、農地の存在や農業の営みは、食料生産のみならず生態系や広がりのある豊かな景観の維持においても大きな役割を果たしています。

本市では、安全で安心な農産物を消費者に供給するとともに、環境と調和のとれた農業を実践する「環境こだわり農業」や、生態系に配慮した「ゆりかご水田^(※)」を推進し、農地の保全を通じて自然環境の多様性の維持・向上に努めています。

また、こうした環境保全型農業を推進するとともに、地球温暖化に伴う気温の変化に強い米の新品種を導入し農業の活性化を図るなど、すぐれた農地環境を保全するための多面的な取組が行われています。

課題 <ul style="list-style-type: none"> ○農業者の環境に対する意識の醸成
--



森づくり塾



里山自然体験学習



魚のゆりかご水田

3.3.2 施策の内容

1) 生物多様性の維持・向上



野洲市にもともと生育・生息する野生生物を保護し、多様な生態系を維持するための施策を推進します。特定外来生物（オオバナミズキンバイ等の植物、アライグマ等の動物）の対策を強化します。

施策の取組	内容	担当課
生育・生息環境の保全	○ゆりかご水田による生物の生息環境の整備を推進します。	農林水産課
外来生物対策	○本来の生態系を形成する在来生物の生活を維持するため、関係機関と連携し、特定外来生物対策を推進します。	環境課 農林水産課

* 河川や琵琶湖の生態系を守る取組は、地球温暖化対応につながります。

2) 里山の保全



野生生物の貴重な生育・生息環境であり、琵琶湖の源でもある山林を適正に保全するため、森づくり、森林資源の活用促進などの施策を推進します。

施策の取組	内容	担当課
里山の環境保全	○水循環機能の保全と向上のため、里山の水源涵養機能の向上をめざし、残された貴重な樹木等の保全と里山の整備を推進します。	環境課 農林水産課

* 里山を保全することは、CO₂の吸収を促し地球温暖化対策にもつながります。

3) 河川・琵琶湖の保全



多様な生態系に配慮し、好ましい水循環を維持するための施策を推進します。

施策の取組	内容	担当課
河川の浄化対策	○琵琶湖に流入する河川の水質浄化を図るため、生活排水等による汚濁負荷の削減や生態系に配慮した多自然の川づくりにより、河川の浄化機能を高め、水辺環境の保全に取り組みます。	環境課 国県事業対策室 道路河川課 上下水道課
湖岸の保全	○琵琶湖岸の砂浜侵食防止対策を実施し、湖岸の環境保全に取り組みます。	環境課
ヨシ群落再生	○琵琶湖の水質浄化作用を向上させるとともに、水生生物の生息環境を保全するため、湖岸等におけるヨシ群落の再生を推進します。	環境課
ピワマス遡上促進	○ピワマスの生息状況を把握し、家棟川及び支流において生息に適した環境づくりを推進します。	環境課 国県事業対策室 道路河川課 農林水産課

* 河川や琵琶湖の生態系を守る取組は、地球温暖化対応につながります。



4) 農地の保全

化学肥料や農薬に頼らない環境に配慮した農業、有害鳥獣対策を推進します。

施策の取組	内容	担当課
環境保全型農業	○「野洲市農業振興計画」に基づき、環境に配慮した農業技術の普及と地域資源を有効利用し化学肥料や農薬を低減した環境保全型農業を推進します。	農林水産課
有害鳥獣対策	○イノシシやサル、カラスなどの野生鳥獣による農業や林業への被害を防止するための対策に取り組みます。	農林水産課

*地球温暖化対策につなげるために、環境に配慮した農業を推進します。

3.3.3 進捗評価のための指標

項目	指標	策定時	目標
里山の保全	里山保全活動実施回数、参加者数（のべ）	29回・346人 (平成23~27年度の平均)	維持
	里山学習会・体験イベント等実施回数、参加者数（のべ）	16回・511人 (平成23~27年度の平均)	維持
河川・琵琶湖の保全	河岸・湖岸清掃活動実施回数、参加者数（のべ）	10回・213人 (平成23~27年度の平均)	維持
	環境学習会・体験イベント等実施回数、参加者数（のべ）	53回・1,763人 (平成23~27年度の平均)	維持
環境保全型農業	有機農業栽培面積	25ha (平成27年度)	維持
	環境こだわり農産物(※)の栽培面積	997ha (平成27年度)	維持

[関連する主要プロジェクト]

⑦ みんなが親しむきれいな川づくりプロジェクト	43 ページ参照
⑧ 里山を守り育てるプロジェクト	44 ページ参照
⑨ びわ湖を守ろうプロジェクト	45 ページ参照
⑩ 環境にやさしい農地の活用プロジェクト	46 ページ参照

3.4 基本目標4 環境学習の推進による市民活動の促進

3.4.1 環境学習や市民活動に関する現状と課題

■環境学習の現状

学校教育における環境学習は、自然のフィールドを活用した体験学習や、学校授業内での出前講座の取組などを実施しています。

地域や事業所においても地球温暖化対策など、環境問題の解決に向けてより一層、環境に配慮した行動が実践されるよう、そのきっかけづくりとして多様な環境学習の機会を提供する必要があります。

- | |
|---|
| <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境に関する情報発信 ○市民に身近なアドバイザーの育成 ○自発的な環境活動を促すきっかけづくり |
|---|

■市民の現状

市内では多くの市民活動団体があり、第1次計画のプロジェクトを中心に、市民主体で環境への取組が積極的に実施されています。

一方、各団体においては活動を担う人材の拡がりが進まず、メンバーの固定化や高齢化、新たな人材や後継者の育成などの問題が顕在化しています。

そのため、新たに幅広い担い手の参入を促し育成するとともに、各団体が個別に活動している例も多いことから、横のつながりを強化することによって、良好な事例を吸収したり、他分野の知識を習得したりする機会を増やすなど、より良い活動につなげていく支援が求められています。

- | |
|---|
| <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○活動主体間の連携 ○活動の後継者の育成 ○情報の共有や人材の橋渡し |
|---|



小学校の社会科と連携した環境学習の様子



ショッピングモールでの環境啓発人形劇



ごみの資源と減量に関わる活動団体合同での先進事例視察研修

3.4.2 施策の内容



1) 環境学習の推進

市民等が環境に関する意識を高めるため、ライフステージに応じた学習の機会を充実していきます。

施策の取組	内容	担当課
学習機会の拡大	○子どもから大人まで生涯にわたって身近な環境から地球環境について学び、環境保全に関する意欲を向上し、技能・知識を習得できる機会を増やします。	環境課 学校教育課 生涯学習スポーツ課
	○自然体験等を通じて、自然や命を大切にしている感性を育むことをめざします。	
エコスクールの推進	○小中学校で環境に対する関心や知識を深めることを目的に教科学習や校外活動を推進します。	学校教育課 環境課
地域での環境学習の充実	○地域で環境学習に関わる市民、事業者、市民団体と連携して環境学習の充実を図ります。	環境課 生涯学習スポーツ課

*環境学習を通じて、地球温暖化対策の理解を深め、実践につなげることができます。



2) 環境活動団体等への支援

地域や学校、職場等での環境活動や環境学習を充実するため、情報発信や団体間の連携など、必要な施策を推進します。

施策の取組	内容	担当課
地域等での環境学習の支援	○家庭や学校、地域、職場などでの環境学習の支援と充実を図るため、人材の育成と活用、教材・プログラム及び環境情報の発信を行います。	環境課 学校教育課 生涯学習スポーツ課
重点プロジェクトへの支援	○異なる分野における環境活動を連携して進めていくため、情報の共有や相互の協力体制づくりを支援します。	環境課
	○重点プロジェクトを推進するにあたり、専門家等によるアドバイスの提供を図ります。	環境課
自発的な活動の誘導・促進	○事業者の環境保全に対する意欲高揚を図り、企業の社会的責任（CSR）（※）を紹介し、継続的な環境保全・環境配慮行動を促します。	環境課 商工観光課
	○市民や事業者、市民団体等が環境保全活動に取り組むきっかけづくりを支援します。	

*環境活動団体等を支援することで、市民や事業者の地球温暖化対策の取り組みにつなげることができます。



3) 普及・啓発の担い手の育成・継承

地域や学校、職場等において、良好な環境の保全についての普及啓発や活動の担い手となる人材の育成を図ります。

施策の取組	内容	担当課
協働の推進	○環境に関わる各施策の推進にあたっては、広く市民・事業者・市民団体並びに大学等の参加を求め、協働による推進を図ります。	環境課
人材の育成	○環境講座を依頼できる人材の育成や、環境関連イベントの担い手の育成を図ります。 ○各プロジェクトを担う人材育成の機会を作ります。	環境課

*必要な人材を育成することにより、地球温暖化対策をはじめとする本計画の持続的な実践が図れます。

3.4.3 進捗評価のための指標

項目	指標	策定時	目標
学習機会	出前講座等(省エネ・リサイクル関連)実施回数、参加者数(のべ)	17回・642人 (平成23~27年度の平均)	継続
環境活動への支援	クリーンセンターの市民活動拠点における市民活動等実施回数	—	年1回以上
	HP情報発信数 (SNSを活用した情報発信も行う)	—	月1回

[関連する主要プロジェクト]

⑪ みんなで環境学習プロジェクト	47 ページ参照
⑫ 環境活動支援プロジェクト	48 ページ参照

第4章 重点プロジェクト

市民、事業者、行政の協働により、本計画を推進・実行する重要な取組として、「重点プロジェクト」を掲げています。

「重点プロジェクト」は、第1次計画において取り組んできたプロジェクトを継承しつつ、①社会情勢の変化に応じた新たな視点を追加、②重複事業の統合により実効性を高める、③良好で持続可能な取組を継承、④積極的な事業連携の推進 の考え方により、第2次野洲市環境基本計画において整理したものです。

表 4.1.1 プロジェクト一覧

分野	プロジェクト名称	第1次計画での名称
生活環境	① 健康で快適な暮らしを守るプロジェクト	・事業所環境保全取り組み向上プロジェクト
	② きれいなまちを守るプロジェクト	・なし（新規プロジェクト）
	③ まちなかの緑づくりプロジェクト	・まちなかの緑ボリュームアップ大作戦 ・河畔林の再生 ・鎮守の森（※）再生
循環型社会 ・ 脱炭素社会	④ ごみの資源化プロジェクト	・天ぷら油を捨てずにエネルギー（BDF（※））化しよう ・お得で楽しいリユースステーションをつくろう
	⑤ ごみ減量プロジェクト	・ごみを出さない売り方・買い方が広がるまち ・生ごみ資源化システムづくり
	⑥ 地球温暖化対策推進プロジェクト	・1人ひとりが自動車社会を見直す「エコドライブ活動」 ・バス利用大作戦 ・自動車を利用しなくても、安心安全安価でクリーンな市内移動が楽しめる交通体系整備
自然環境	⑦ みんなが親しむきれいな川づくりプロジェクト	・「おらが川」人が親しめるきれいな川づくり
	⑧ 里山を守り育てるプロジェクト	・野洲の里山の自然に触れよう、知ろう ・野洲の自然を次世代につなぐ「自然案内人」を増やそう ・山の木を活用し、市民の手で野洲の山を守ろう ・三上山をはじめとする、野洲ならではの景観を守り育てよう
	⑨ びわ湖を守ろうプロジェクト	・葦地帯をみんなで増やそう ・琵琶湖を身近なものにしよう ・内湖の復活で琵琶湖を守ろう
	⑩ 環境にやさしい農地の活用プロジェクト	・環境保全型農業推進計画
環境学習 ・ 市民活動	⑪ みんなで環境学習プロジェクト	・みんなで進める環境学習 ・「環境共育支援ネットやす」の設立と運営 ・きらりと光る野洲の自然、まち、人応援プロジェクト
	⑫ 環境活動支援プロジェクト	・「こんなエコな店あるよ！」ガイドブック作成事業 ・「環境共育支援ネットやす」の設立と運営 ・きらりと光る野洲の自然、まち、人応援プロジェクト

4.1 基本目標1 生活環境関連の重点プロジェクト

① 健康で快適なくらしを守るプロジェクト


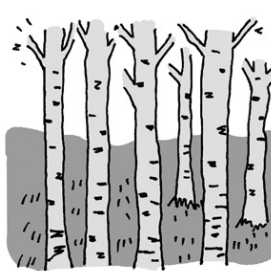
方針	<p>大気環境・水環境の保全 生活環境の保全</p>
具体的な取組	<p>■大気・水質の把握と情報発信 市民生活の安全性に直結する大気環境や水環境について、最新の調査データや有益な環境情報などを、迅速かつ積極的に提供していきます。</p> <p>○大気、水質、騒音、振動などについて、継続的に環境測定や調査（モニタリング）を行い、その結果を公表します。</p> <p>○光化学スモッグやPM2.5などの健康への影響が懸念される情報を収集・発信します。</p> <p>■事業所における環境配慮の取組の拡大 事業所からの有害物質等の排出抑制と環境保全の取組、地域環境の保全を推進するため、自主的な情報共有化の取組として、環境保全協定や事前確認等を推進します。</p> <p>○工場周辺の生活環境を守るため、環境保全協定の推進を図ります。</p> <p>○事業所向けに環境保全に係る関連法令や管理技術の情報発信（環境メールマガジン）や環境研修会の開催などについて取り組みます。</p> <p>○事業者に地球温暖化対策に関する協力、連携を呼び掛けます。</p> <p>■特定外来生物への対応 生活環境を維持するため、アライグマ等の特定外来生物の駆除や駆除支援をします。</p> <p>○生活環境を脅かす特定外来生物の駆除や駆除支援をします。</p>
【参考】 市民・事業所等の環境配慮指針	<p>■市民の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車は低排出ガス車、低燃費車、次世代型自動車を選択する。 ・できるだけ公共交通や自転車を利用する。 ・自動車を運転する時はエコドライブを心がける。 ・野焼きをしない。 ・油や食べかすなど廃棄物を水路や川に流さない。 <p>■事業所等の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水基準、大気汚染物質の排出基準、騒音の規制基準を守る。 ・低騒音型、低排出ガス型の機械を使用する。 ・有害物質、油類が漏えいしないよう適正に管理する。 ・農業においては、農薬や化学肥料の使用をできるだけ抑制する。 ・水田や畑から濁水が流出しないよう気をつける。 ・物流を集約化、共同化し、トラックを効率的に使用する。 ・環境マネジメントシステムを導入する。

② きれいなまちを守るプロジェクト

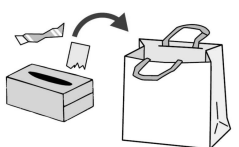
<p>方針</p>	<p>環境美化の推進</p>
<p>具体的な取組</p>	<p>■不法投棄対策</p> <p>不法投棄をなくすため、不法投棄監視員の設置、クリーンパトロールを継続して行います。</p> <p>○不法投棄の監視、パトロールを行うと共に、散在性のごみや放置自転車などが出ないように啓発に取り組みます。</p> <p>○プラスチックが散在することによる環境問題について啓発します。</p> <p>■美化活動の推進</p> <p>自治会、事業所、市民団体等の清掃活動を支援します。</p> <p>○自治会や市民団体の自主的な美化活動や、ごみゼロ大作戦・県下一斉清掃などの美化活動に取り組みます。</p> <p>○市民や事業所によるボランティア清掃活動を支援し、まちの美観の維持・向上に取り組みます。</p> <div data-bbox="440 949 874 1272" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">ごみゼロ大作戦</p> <p>*不法投棄を減少させることは、CO₂の排出を削減し、地球温暖化対策につながります。</p>
<p>【参考】 市民・事業所等の環境配慮指針</p>	<p>■市民の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポイ捨てや不法投棄をしない。 ・地域の清掃活動などに参加する。 ・決まった日時以外にごみを出したりごみを放置したりしない。 ・他人のポイ捨てを誘発しないよう、地区内のごみを撤去し、きれいに保つ。 ・自転車やバイクを路上に違法に放置しない。 <p>■事業所等の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみを散在させない。 ・地域の清掃活動などに参加する。 ・他人のポイ捨てを誘発しないよう、ごみの集積場所等の管理を徹底する。 ・従業員や来店客の自転車等が路上等に違法に放置されないように配慮する。

③ まちなかの緑づくりプロジェクト


方針	まちなかの緑化
具体的な取組	<p>■緑の保全と創造</p> <p>民有地、公園、河川等において、市民、事業所、市民団体の緑化活動を推進します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">○住宅や事業所の敷地内に一定の緑地を設け、都市部の緑化を図ります。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">○市民の憩いの場となる公園にある樹木等を、良好な状態で維持します。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">○野洲川河辺の森林を保全し、市民による森づくりを支援します。</div>
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>野洲川自然林（河辺林）観察会</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>樹木の管理と剪定に関する講習会</p> </div> </div> <p>*まちなかの緑化推進は、CO₂の吸収を促し、地球温暖化対策につながります。</p>

【参考】 市民・事業所等の環境配慮指針	<p>■市民の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家の周りや身近な場所で緑を育てる。 ・街路樹の手入れや花づくり、公園の下草刈りなど、身近な緑を管理する活動に参加する。 ・市民による森づくり活動などに参加する。
	<p>■事業所等の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地に植栽を行い、適切に管理する。 ・敷地の除草や清掃を行う。 ・開発行為や事業所の新設などの際は、「野洲市生活環境を守り育てる条例」に規定された植栽率の基準に基づき緑化を行う。 ・市民による森づくり活動などに参加する。 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>

4.2 基本目標2 循環型・脱炭素社会関連の重点プロジェクト

④ ごみの資源化プロジェクト	
方針	3Rの促進
具体的な取組	<p>■再使用の啓発 使用済みになっても、もう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用（リユース）するよう啓発します</p> <p>○リユースの啓発と推進を図ります。 ○ごみ分別の目的を明確にし、資源化の向上に取り組めます。</p> <p>■排出抑制の啓発 ○製品の購入、使用、処理について啓発し、家庭からのごみの発生を抑制します。</p> <p>■ごみの資源化の促進 分別回収されたごみを資源として最大限活用します。</p> <p>○小型家電の回収による資源化の啓発及び推進を図ります。 ○廃食油を回収し、再生した製品を使用することを推進します。 ○可燃ごみに混入している「雑がみ」の資源化を推進します。</p> <p>■くらしの見直し ○楽しみながらくらしの中のもったいないを見つける活動に取り組めます。</p> <p>* 3Rの促進やグリーン購入推進は、廃棄物を減量し地球温暖化対策につながります。</p>
関連計画	野洲市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
【参考】市民・事業所等の環境配慮指針	<p>■市民の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> 壊れたものは修理して使う、不用になったものでもリユースに出すなど、ごみとならないよう心がける。 缶、びん、ペットボトル、古紙（雑紙）など資源として活用できるものは適正に分別し、排出する。 使用済みてんぷら油の回収に参加する。 購入前に本当に必要なものか考える。必要な分だけ購入する。 包装や容器に目を向け、詰め替え用、包装の少ないものを選び、プラスチックの製品は控える。 資源となるパックやトレイ容器の店頭回収に参加する。 <p>■事業所等の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品残さや家畜糞尿を堆肥化・飼料化し、活用する。 店舗では、資源となるパックやトレイ容器の店頭回収に努める。 修理しやすい製品、繰り返し使える製品、リサイクルしやすい製品を開発・販売する。 <p style="text-align: center;">  </p> <p style="text-align: center;">雑がみも分別しましょう。</p>

⑤ ごみ減量プロジェクト



方針	廃棄物の適正処理
具体的な取組	<p>■適正処理の推進</p> <p>事業所からの廃棄物の適正処理を進めます。</p> <p>○事業所から排出される事業系一般廃棄物の減量や適正な処理に取り組みます。</p> <p>■ごみの減量化推進</p> <p>ごみの減量のため、購入から再資源化までのさまざまな場面でごみを抑制を啓発します。</p> <p>○グリーン購入の啓発を図り、環境負荷軽減に配慮した商品を購入します。</p> <p>○食品ロス削減やごみ減量を推進します。</p> <p>○ごみ分別の目的を明確にし、ごみ減量化に取り組みます。</p> <p>○ダンボールコンポスト(※)を普及し、生ごみ処理の減量に向けた啓発と支援を行います。</p> <p>*廃棄物の適正処理により、廃棄物の再資源化を促進することは、地球温暖化対策につながります。</p>
関連計画	野洲市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
【参考】 市民・事業所等の環境配慮指針	<p>■市民の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包装が簡易な商品、容器が再使用できる商品、リサイクル商品を選ぶように心がける。 ・マイバッグを持参する。 ・食品を計画的に購入し、食品ロスをなくす。 ・ダンボールコンポストなどで生ごみを堆肥化する。 ・むやみにごみを増やさないライフスタイルについて家族で話し合う。 ・マイボトルを携帯し、ペットボトルの購入回数を減らす。 ・マイ箸等を持ち歩き、使い捨て製品の受け取りを辞退する。 <p>■事業所等の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物、一般廃棄物を正しく分け、マニフェストを正しく運用する。 ・グリーン購入に務める。 ・無駄な印刷を抑制し、OA用紙の使用量を減らす。 ・1人ひとりの消費者に応じた量を提供できるよう、店舗では少量パックや量り売りを導入し、飲食店では食べ残しのないメニューの工夫をする。 ・梱包の簡略化、再使用などの工夫をする。 ・再生資源を用いた製品を開発・販売する。 ・消費者が環境に配慮した製品を選べるよう、原材料や産地などの環境情報の表示をする。 

⑥ 地球温暖化対策推進プロジェクト



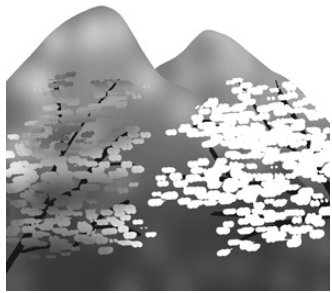
方針	地球温暖化への対策
具体的な取組	<p>■省エネ化の推進 家庭や事業所での省エネルギー化を推進します。</p> <p>○身近に取り組める節電や省エネ推進の啓発を行います。</p> <p>○ COOLCHOICE を普及し、省エネルギーを推進します。</p> <p>■再生可能エネルギーの導入推進 家庭や事業所での再生可能エネルギー導入を推進します。</p> <p>○再生可能エネルギーによる発電量の割合が増加するよう啓発します。</p> <p>■CO₂排出削減の推進 市域からのCO₂排出量を明示することで、市民や事業者の理解と協力を得て排出削減を図るほか、自動車からのCO₂排出量の削減を推進します。</p> <p>○市域でのCO₂排出量を明示し、市民や事業者に対策を啓発します。</p> <p>○市内循環バス（おのりやす）の利便性向上に取り組みます。</p> <p>○次世代型自動車やエコドライブの普及啓発を推進します。</p> <p>○慢性化した道路渋滞を解消するため、国道8号バイパスの早期実現に向けて国・県と共に取り組みます。</p> <p>■地球温暖化対策に関する連携の場づくり 市民や事業者との連携を構築し、地球温暖化対策に取り組みます。</p> <p>○市は取り組みを率先するため、全庁的に取り組みます。</p> <p>○市民や事業者と情報交換や連携ができる場づくりを行います。</p> <p>○連携によって得られた情報等をもとに発生源別の対策を検討します。</p>
【参考】 市民・事業所等の環境配慮指針	<p>■市民の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給湯器や家電を買い換えるときは、省エネ性能の高い製品を選ぶ。 ・住宅の新築・改修時には、窓や壁の断熱性を高めたり太陽光発電システムを導入したりするなど、省エネ性能の高い建物にする。 ・人のいない部屋の照明・エアコンを切る。 ・給湯やエアコンの温度を適切に設定するとともに使用時間を減らす。 ・COOL CHOICE を実践し、脱炭素社会づくりに参加する。 ・自動車は低排出ガス車、低燃費車、次世代型自動車を選ぶ。 ・自動車の使用をできるだけ控え、公共交通や自転車を利用する。 ・自動車を運転する時はエコドライブを心がける。 ・環境学習会やイベントに参加し、地球温暖化対策を実践する。 <p>■事業所等の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コージェネレーションシステム、ヒートポンプ等の高効率なエネルギーシステムを導入する。 ・太陽光発電等の再生可能エネルギーを導入する。 ・高効率な照明、電気機器等を導入する。 ・照明や電気機器の使用時間の管理、電源オフを徹底する。 ・エネルギー使用量を見える化する。 ・エネルギーマネジメントシステム（BEMS、FEMS 等）を導入する。 ・省エネ研修・教育を実施する。 ・環境学習会やイベントに参加し、自らの取り組み事例を情報提供する。

4.3 基本目標3 自然環境関連の重点プロジェクト

⑦ みんなが親しむきれいな川づくりプロジェクト

方針	河川の保全 生物多様性の維持・向上
具体的な取組	<p>■水環境・川の生きものの生息環境の保全</p> <p>川の再生・保全を図り、人が安心して水と触れ合える環境づくりと在来生物が生息できる場所づくりを進めます。</p> <p>○琵琶湖固有種のピワマスが生息できる環境づくりを推進し、河川環境の保全に取り組みます。</p> <p>○生きもの観察会やエコ遊覧等を通じて、河川環境を知る機会を提供します。</p> <p>■外来生物対策（基本目標3に共通の取り組み）</p> <p>河川や琵琶湖の生態系を維持するため特定外来生物対策に協力します。</p> <p>○特定外来生物の対策に協力します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="443 949 831 1240">  </div> <div data-bbox="895 949 1289 1240">  </div> </div> <p style="text-align: center;">家棟川エコ遊覧自然体験学習 家棟川水系生態調査</p> <p>*河川や琵琶湖の生態系を守る取組は、地球温暖化対応につながります。</p>
【参考】市民・事業所等の環境配慮指針	<p>■市民の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川の清掃活動に参加する。 ・自然観察会などの活動に参加する。 ・市内の川に元から生息する生物を大切にする。 ・市内の川に元から生息しない生物（外来魚やペットなど）を放流しない。 ・環境負荷の少ない洗剤を選び、使う量に気をつける。 <p>■事業所等の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川の清掃活動に参加する。 ・自然観察会などの活動に参加する。 ・一層の水質改善に取り組む。 ・農業においては、農薬や化学肥料の使用をできるだけ抑制する。 ・水田や畑から濁水が流出しないよう気をつける。 ・排水基準を守る。 ・有害物質、油類が漏えいしないよう適正に管理する。

⑧ 里山を守り育てるプロジェクト

<p>方針</p>	<p>里山の保全 生物多様性の維持・向上</p>
<p>具体的な 取組</p>	<p>■里山づくりの推進 里山の保全活動、市民等への体験の機会づくりや啓発イベント等を推進します。</p> <p>○良好な里山環境の整備及び生物多様性の保全を図ります。</p> <p>○里山の機能を理解するための情報提供やイベント等を行います。</p> <p>■森林資源の活用促進 森林資源の活用を推進します。</p> <p>○生産森林組合との連携により、森林資源の有効な活用を図ります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="438 857 785 1115">  <p>里山自然体験学習</p> </div> <div data-bbox="887 857 1235 1115">  <p>里山保全活動</p> </div> </div> <p>*里山を保全することは、CO₂の吸収を促し地球温暖化対策につながります。</p>
<p>【参考】 市民・事業所等の 環境配慮 指針</p>	<p>■市民の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民による里山づくり活動などに参加する。 ・三上山など身近な森に出かけ、自然とふれあう。 ・外来種やペットを放さない。 <p>■事業所等の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民による森づくり活動などに参加する。 ・市産材を活用した住宅や事業所の建築・建設を行う。 <div data-bbox="1002 1630 1334 1921">  </div>


⑨ びわ湖を守ろうプロジェクト

<p>方針</p>	<p>琵琶湖の保全 生物多様性の維持・向上</p>
<p>具体的な 取組</p>	<p>■水環境の保全</p> <p>琵琶湖の水質浄化を推進するための活動や啓発を推進します。</p> <p>○ヨシ群落を復活させ、水質浄化や湖岸の侵食防止を図ります。</p> <p>○琵琶湖環境の保全意識を啓発するための活動を行います。</p> <p>○琵琶湖の現状や内湖の機能について調査研究し理解を深めたうえ、さまざまな琵琶湖環境の保全の方策を探ります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>ヨシ苗づくり活動 ヨシ植えイベント</p> <p>*河川や琵琶湖の生態系を守る取組は、地球温暖化対応につながります。</p>
<p>【参考】 市民・事業所等の 環境配慮 指針</p>	<p>■市民の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湖岸の清掃活動に参加する。 ・湖岸のヨシ群落再生などの活動に参加する。 ・琵琶湖に元から生息しない生物（外来魚やペットなど）を放流しない。 ・琵琶湖に元から生息する生物を大切にする。 ・環境負荷の少ない洗剤を選び、使う量に気をつける。 ・ヨットやカヌーなどで琵琶湖を体験し琵琶湖の環境に関心をもつ。 ・水田や畑から濁水が流出しないよう気をつける。 <p>■事業所等の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湖岸の清掃活動に参加する。 ・湖岸のヨシ群落再生などの活動に参加する。 ・一層の水質改善に取り組む。 ・農業においては、農薬や化学肥料の使用をできるだけ抑制する。 ・水田や畑から濁水が流出しないよう気をつける。 <div style="text-align: right;">  </div>

⑩ 環境にやさしい農地の活用プロジェクト

方針	農地の保全 生物多様性の維持・向上
具体的な取組	<p>■環境保全型農業の推進 生態系への負荷が少ない、人に対しても安全安心な農業を推進します。</p> <p>○環境保全型農業やゆりかご水田など、環境に配慮した農産物を推進します。</p> <p>○エコファーマー（※）農家を紹介し、環境にこだわった農産物を広めます。</p> <p>■有害鳥獣対策 有害鳥獣による農地への侵入防止等に取り組みます。</p> <p>○有害鳥獣の捕獲に取り組み、農産物被害の軽減を図ります。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>魚のゆりかご水田 生きもの観察会</p> <p>*地球温暖化対策につなげるために、環境に配慮した農業を推進します。</p>

関連計画	野洲市農業振興計画
------	-----------

【参考】 市民・事業所等の環境配慮指針	<p>■市民の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元産や有機栽培の農作物を購入・利用する。 ・稲わらのすき込みをする。 ・収穫祭などのイベントに参加する。 <p>■事業所等の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業においては、農薬や化学肥料の使用をできるだけ抑制する。 ・水田や畑から濁水が流出しないよう気をつける。 ・川の生きものが遡上し、生息できる水路づくり、水田づくりに取り組む。 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  </div>
------------------------	---

4.4 基本目標4 環境学習・市民活動関連の重点プロジェクト

⑪ みんなで環境学習プロジェクト

<p>方針</p>	<p>環境学習の推進 学習機会の提供</p>
<p>具体的な 取組</p>	<p>■ライフステージに応じた環境学習の充実</p> <p>子どもだけでなくあらゆる世代で、環境に関する意識を高められるよう、関係機関等と連携し、さまざまな環境情報に接することができる体制づくりや、環境学習プログラムの充実を進めます。</p> <p>○生涯にわたり、身近な環境から地球規模の環境まで、広く知識を習得する機会を増やし、市民が自ら環境保全に取り組む意欲の増進を図ります。</p> <p>○市民や事業者が環境学習を行うための、情報の共有化を図ります。</p> <p>○大学などの教育機関と連携し、普及啓発活動、調査研究活動を行います。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">小学校における環境学習</p> <p>*環境学習を通じて、地球温暖化対策の理解を深め、実践につなげることができます。</p>
<p>【参考】 市民・事業所等の 環境配慮 指針</p>	<p>■市民の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境イベントや自然体験に参加する。 ・出前講座などに参加し、環境保全について考える。 ・環境にやさしいライフスタイルについて専門家などのアドバイスを受ける。 ・環境保全などについて自分が得た知識を周囲の人に伝える。 <p>■事業所等の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境イベント等に出展する。 ・一般市民や従業員向けに環境学習の機会を提供する。 ・市や市民団体等が行う環境学習の取組に協力する。 <div style="text-align: right;">  </div>

⑫ 環境活動支援プロジェクト

<p>方針</p>	<p>環境活動団体への支援 普及・啓発の担い手の育成・継承</p>
<p>具体的な取組</p>	<p>■学びの場の提供や活動情報の発信 地域や団体活動等において環境に関する学習や体験の機会を気軽に行えるよう、場所や学習資材の提供、講師等の紹介、情報発信等を行います。</p> <p>○クリーンセンターを拠点とし、さまざまな講座や交流を催すことで、普及・啓発を図る担い手の育成に取り組みます。</p> <p>■活動団体・活動指導者と市民とを結びつける体制整備 環境活動に取り組みたい市民が気軽に参加できるよう、活動団体等の情報を発信するとともに、各主体の協働を促すための橋渡しを行います。</p> <p>○市民（市民団体）や事業所、学校、行政等が各地域で行っている環境活動を広く情報共有・発信し、各団体間の相互交流を促進します。</p> <p>○異なる分野の重点プロジェクトを有機的につなぎ連携して取組を進めていくため、情報の共有や人材の橋渡し等を行える体制整備を進めます。</p> <p>○専門家等によるアドバイスの機会を提供できる体制整備を進めます。</p> <p>○SNSによる活動内容を発信します。</p> <div data-bbox="829 1093 1284 1332" data-label="Image"> <p>環境に関するフォーラム</p> </div> <p>■人材の育成 各プロジェクトの担い手の育成を進めます。</p> <p>○各プロジェクトの担い手育成の機会を作ります。</p> <p>○人材育成により、本計画推進の継続を図ります。</p> <p>* 必要な人材を育成することにより、地球温暖化対策をはじめとする本計画の持続的な実践が図れます。</p>
<p>【参考】 市民・事業所等の環境配慮指針</p>	<p>■市民の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域でどのような環境保全活動が行われているか調べてみる。 ・身近な環境保全活動に参加する。 ・周囲の人を環境保全活動に誘う。 ・環境保全などについて自分が得た知識を周囲の人に伝える。 <p>■事業所等の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民等の環境保全活動に参加する。 ・一般市民や従業員向けに環境学習、環境保全活動の機会を提供する。 ・商工会や業界団体等を通じて、環境保全活動に関する情報発信、情報共有、人材交流につとめる。 ・市や市民団体等が行う環境学習の取組に協力する。

第5章 計画を推進するために

5.1 進行管理のしくみ

本計画に示した施策やプロジェクトを確実に実行していくため、事業活動などを継続的に改善しながら進めるための基本的な考え方である「PDCA サイクル」＝【計画(Plan)→実施(Do)→点検・評価(Check)→見直し・改善(Act)】のもとで、年度ごとに進捗状況を環境審議会に報告し、評価を受けながら進行を管理します。

進捗状況は、分野ごとに定めた指標に基づき評価していくこととします。

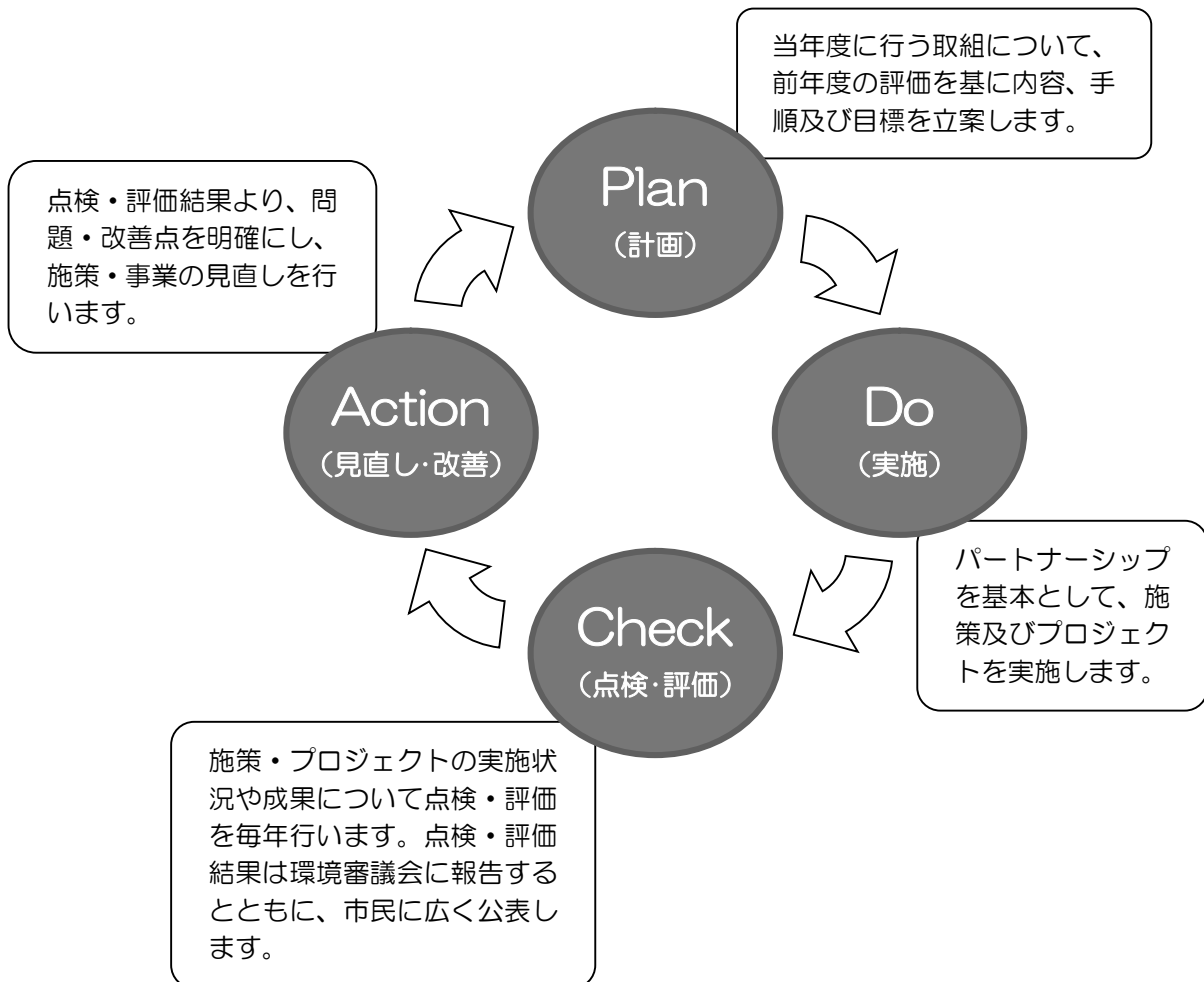


図 5.1.1 PDCA サイクルによる進行管理

5.2 協働による計画の推進体制

地球温暖化問題という地球規模のものから、里山や琵琶湖などの自然環境、ポイ捨て（不法投棄）といった身の回りで感じる問題まで、非常に多くの環境課題を解決するためには、行政だけでなく、市民・事業者など、様々な主体が「自分事」として捉え、協働で取り組んでいくことが必要になります。本市では、市民（市民団体）や自治会・事業者等のパートナーシップによる環境基本計画推進会議「水と緑 安心の野洲（愛称：えこっち・やす、11ページのコラム参照）」が主体となって多くの重点プロジェクトを担っています。

■ 市内の推進体制

目標達成のために各部署が環境に配慮し、情報交換や連携をしながら施策を推進します。

■ 市民、市民団体、自治会、事業者等

野洲市の環境を守り育てる中心的存在であり、1人ひとりが環境を意識した行動に変容していくことが求められます。

■ 環境基本計画推進会議

市民（市民団体、自治会）、事業者、行政が協働して本計画を推進するための組織です。1人の力は限られますが、みんなが集まれば大きな力となり、本計画推進の主体的な存在です。

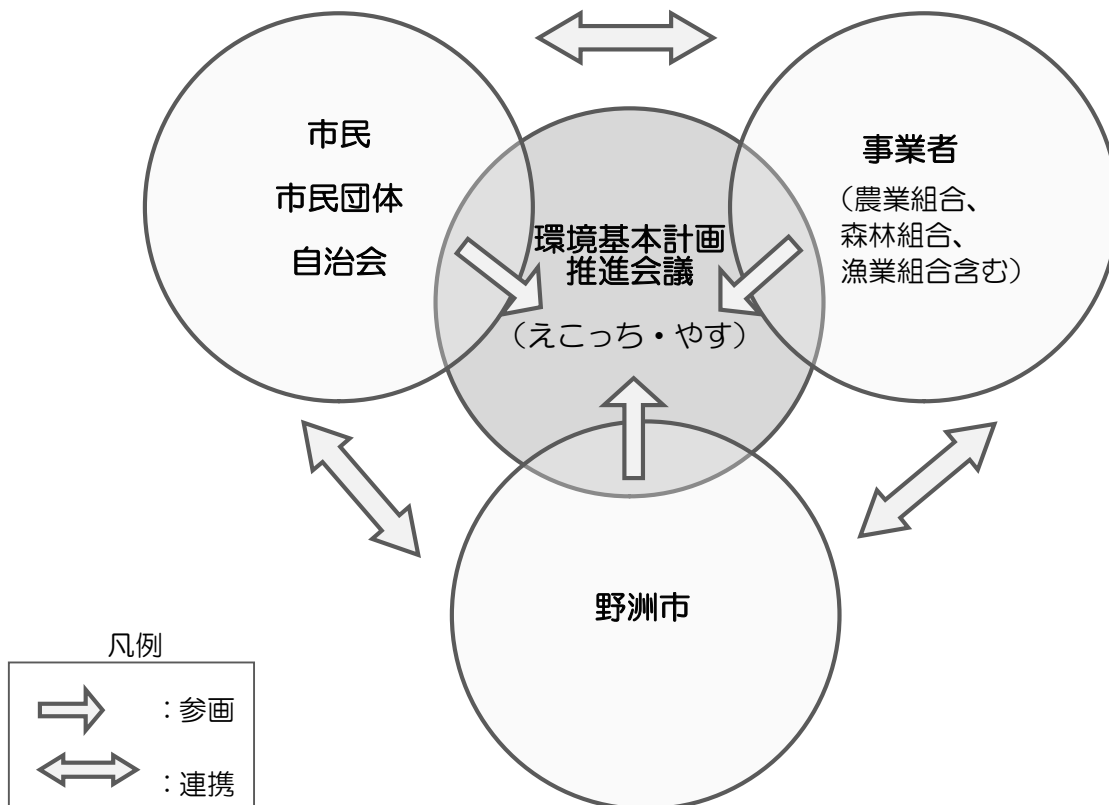


図 5.2.1 協働による計画の推進体制

[1] 本計画における指標に対する中間評価

点検	施策の方針	施策の内容	施策の取組	重点プロジェクト	指標	測定時	目標	結果	R02	R01	H30
1-1	大気環境 水環境の 保全	大気、水質の 把握 と情報発信	・大気環境 ・水環境の監視 ・環境情報の 発信 ・排出規制・指導	健康で快適な くらしを守る プロジェクト	・大気汚染に係る環境基準の達成状況 NO ₂ (二酸化窒素)、SO ₂ (二酸化硫黄)、SPM(浮遊粒子状物質)(三上小学校、駅前北自治会館前、小塚、七間塚) ・公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の達成状況 環境基準の類型指定河川(〇類型：新川、江口川、童子川、祇王井川、大新川)のBOD(生物化学的酸素要求量)	環境 基準 を達成	維持		A	A	A
1-2	生活環境 の保全	騒音・振動 の防止 悪臭および 土壌汚染 対策	・騒音・振動の 監視・規制・指導 ・開発行為に 関する 助言・指導	健康で快適な くらしを守る プロジェクト	・環境保全協定締結事業所数 ・典型7公害に係る公害苦情の 件数	91% (107件) (平成27 年度)	100% 減少		B	B	B
1-2	生活環境 の保全	騒音・振動 の防止 悪臭および 土壌汚染 対策	・騒音・振動の 監視・規制・指導 ・開発行為に 関する 助言・指導	健康で快適な くらしを守る プロジェクト	・典型7公害に係る公害苦情の 件数	44件 (平成23 ~ 27年度 の平均)	減少		C	C	C
傾向	変わらない ↑										
傾向	変わらない ↑										
傾向	改善している ↑										
傾向	悪化している ↑										

基本目標1、安全で快適な生活環境づくり		結果について、A…達成(100)、B…ほぼ達成(99～80)、C…未達成(79～50)、D…大半が未着手(49～1)、E…未着手(0)とする。()内の数値は達成度のパーセントイメージ												
点検番号	施策の方針	施策の内容	施策の取組	重点プロジェクト		指標		第2次野洲市環境基本計画で定めた進捗評価のための指標						
				重点プロジェクト	指標	策定時	目標	H29	H30	R01	R02			
1-3	環境美化の推進	不法投棄対策・美化活動の促進	・不法投棄対策 ・環境衛生対策	きれいなまちを守るプロジェクト	ごみの不法投棄件数(除棄物不法投棄監視員巡視報告件数)	214件(平成23～27年度の平均)	減少	C 264件	C 284件	C 293件	C 281件	C 281件		
	傾向			評価	課題								方向性の判断	継続
	悪化している	不法投棄監視員の報告件数は策定時よりも増加している。												
1-4	まちなかの緑化	緑の保全と創造	・公園整備 ・維持管理 ・緑化推進	まちなかの緑づくりプロジェクト	・市民一人当たりの都市公園面積 ※野洲市都市公園条例を参照	8.07㎡/人(平成27年度)	10㎡/人	B 8.06㎡/人	B 8.06㎡/人	B 8.06㎡/人	B 8.06㎡/人	B 8.06㎡/人		
	傾向			評価	課題								方向性の判断	継続
	変わらない	第2次環境基本計画発効後、新たな都市公園は整備されていないが、令和元年にみどりの基本条例が制定され、現在みどりの基本計画の策定に向け動いている。今後、都市公園の整備が見込まれている。												見直し 第2次野洲市総合計画の目標値との整合性を図る必要がある
	良くなっている	市民団体により河辺林保全活動が計画的、定期的実施され、整備が行き届いている。												継続

基本目標2、循環型社会・低炭素社会づくり		結果について、A…達成(100)、B…ほぼ達成(99~80)、C…未達成(79~50)、D…未着手(0)とする。()内の数値は達成度のパーセントイメージ							
点検 番号	実施の方針	実施の内容	施策の取組	第2次野洲市環境基本計画で定めた進捗評価のための指標					
				指標	結果				
		重点プロジェクト	策定時	目標	H29	H30	R01	R02	
2-1	3Rの促進	ごみの資源化の促進 ごみの分別の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・3Rの普及促進 ・グリーン購入推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・リユースステーション利用者数(リユース物品無償譲渡会参加者数) 	維持	C 38人	C 27人	C 30人	B 100人
					<ul style="list-style-type: none"> ・市内で回収した廃食用油のリサイクル率 	100% (平成27年度)	A 100% 4585t	A 100% 4220t	A 100% 4351t
傾向		評価		課題		方向性の判断			
	悪いが改善している	市民から排出された「粗大ごみ」を循環させる役割を果たしている。開催日に来場できない市民もいることから、令和3年度は期間限定で、常設展示・譲渡を実施する。		常設展示によりリユースステーションへの訪問者は増加する見込みであるが、譲渡のルール整備が必要である。		継続		更なる資源循環を図るため、常設イベントの併用を検討する。	
	変わらない	市民がいつでも利用できるよう、市内13ヶ所に回収BOXを設置。回収量は安定している。また、市民団体が月1回イベント回収を行っており、対面で受け取ることで、リサイクルの促進につながっている。		回収BOXの更なる利用促進のため設置場所の変更等を検討する必要がある。		継続			
2-2	廃棄物の適正処理	適正処理の推進 ごみ減量化促進	<ul style="list-style-type: none"> ・分別収集の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・1人あたりの一般廃棄物の排出量 ※一般廃棄物処理基本計画における目標を参照 	738g/人・日 (平成27年度)	C 777.0g/人・日	C 805.5g/人・日	C 748.6g/人・日	C 767.9g/人・日
					703.5g/人・日 (平成36年度)	C 738g/人・日	C 723g/人・日	C 717.4g/人・日	C 714.6g/人・日
傾向		評価		課題		方向性の判断			
	悪化している	市民一人当たりのごみ排出量は増えている。ごみ減量プロジェクト発足以来の取組であるレジ袋削減・マイバック持参運動が実を結び、国の政策としてのレジ袋有料化が始まった。		ごみの排出抑制を通じたマイクロプラスチック・食品ロス削減の普及啓発が必要である。		早直し		令和3年度一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の見直しが必要である。	

基本目標 点検 番号	基本目標2、循環型社会・低炭素社会づくり		結果				方向性の判断						
	施策の方針	施策の内容	施策の取組	重点プロジェクト	第2次野洲市環境基本計画で定めた進捗評価のための指標								
					指標	策定時		目標	H29	H30	R01	R02	
2-3	地球温暖化への対策	再生可能エネルギーや省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ化の推進 再生可能エネルギー導入推進 交通分野でのCO2排出抑制の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策推進プロジェクト 	<ul style="list-style-type: none"> クリーンセンターのサーマルリサイクル熱回収率(熱回収量/熱発生量) 	—	10%以上	A	A	A	A	A	
					<ul style="list-style-type: none"> エコドライブ講習参加者数(のべ) 	15人(平成27年度)	増加	C	C	C	C	E	
					<ul style="list-style-type: none"> コミュニティバス年間利用者数 	52,718人/年(平成27年度)	増加	B	A	A	A	B	
傾向				評価	課題								
目標を達成した		健康スポーツセンターが令和2年度にオープンし、熱回収率10%は達成している。			温浴施設への余熱利用は安定して供給できる見込みがあり、他に余熱利用の方策がない。								方向性の判断
悪化している	↑	過去4年間、目標を下回った。現行のエコドライブ講習会は実車を使用するため、大人数での開催は難しい。			実車を使用した講習会では人数に限られるため、市全体としては啓蒙の効果が薄い。また、自動車の性能が高まっており、実車を使用した講習会の必要性があるかが疑問。								原直し 指標の変更を検討する必要がある。
良くなっている	↑	高齢者の運転免許証自主返納の増加に伴う公共交通機関への転換促進や自治会に対して公共交通(バス)の利用促進を呼びかけた他、5路線から7路線に増数・増便し利便性の向上に取り組んだため、コミュニティバスの利用者数は増加している。			市民の自動車保有率はまだ高く、市内移動において自宅用車への依存する生活から公共交通へシフトできていない。加えて民間バス事業者からの減便案の要望があり、バス会社や自治会との調整が必要。								原直し 指標の変更を検討する必要がある
													継続

基本目標3、里山から琵琶湖へつながる自然環境づくり		第2次野洲市環境基本計画で定めた進捗評価のための指標				結果				
点検番号	施策の方針	施策の内容	施策の取組	重点プロジェクト	指標	策定時	H29	H30	R01	R02
3-1	生物多様性の維持・向上	外来種対策 希少生物の保護	・生育・生息環境の保全 ・外来生物対策 ・湖岸の保全	みんなが頼みきれいな川づくりプロジェクト	・河岸・湖岸清掃活動実施回数、参加者数(のべ)	10回・213人(平成23～27年度の平均)	A 10回 160人	A 22回 715人	A 32回 820人	A 27回 620人
3-3	河川・琵琶湖の保全	水環境の保全推進	・ヨシ群落再生 ・ピワマス遡上対策	びわ湖を守るサブプロジェクト	・環境学習会・体験イベント等実施回数、参加者数(のべ)	53回・1,763人(平成23～27年度の平均)	A 48回 1899人	A 60回 2922人	A 57回 2444人	C 14回 897人 コロナ
	傾向									
	良くなっている	琵琶湖保全、河川保全ともに市民団体の活動が継続して実施されており、参加者が安定的である。								
	変わらない	参加者は安定的である。								
	傾向									
	良くなっている	市民団体の活動が継続して実施されており、参加者が安定的である。								
	変わらない	参加者は安定的である。								

点検番号	施策の方針	施策の内容	施策の取組	重点プロジェクト	指標	策定時	H29	H30	R01	R02
3-2	里山の保全	森づくりの促進、森林資源の活用促進	・里山の環境保全	里山を守り育てるプロジェクト	・里山保全活動実施回数、参加者数(のべ)	29回・346人(平成23～27年度の平均)	A 35回 407人	A 46回 377人	A 42回 433人	A 42回 449人
					・里山学習会・体験イベント等実施回数、参加者数(のべ)	16回・511人(平成23～27年度の平均)	A 27回 1143人	A 15回 727人	A 18回 558人	A 7回 226人 コロナ
	傾向									
	良くなっている	市民団体の活動が継続して実施されており、参加者が安定的である。								
	変わらない	参加者は安定的である。								

基本目標3、里山から琵琶湖へつながる事前環境づくり		第2次野洲市環境基本計画で定めた進捗評価のための指標					結果									
点検番号	施策の方針	施策の内容	施策の取組	重点プロジェクト	指標	策定時	目標	H29	H30	R01	R02	方向性の判断				
3-4	農地の保全	環境保全型農業の推進、有害鳥獣対策	・環境保全型農業 ・有害鳥獣対策	環境にやさしい農地の活用プロジェクト	・環境こだわり農産物の栽培面積 ・有機農業栽培面積	997 ha (平成27年度)	維持	A 1007ha	B 969ha	B 967ha	B 905ha	 				
傾向		評価		課題		方向性の判断										
↑	やや悪化している	環境こだわり農産物の栽培面積は減少傾向にある。										継続				
↑	変わらない	有機農業の栽培面積は減少傾向にある。										継続				

基本目標4、環境学習の推進による市民活動の促進		結果について、A…達成(100)、B…ほぼ達成(99~80)、C…未達成(79~50)、D…大半が未着手(49~1)、E…未着手(0)とする。()内の数値は達成度のパーセントイメージ						
点検番号	実施の方針	実施の内容	重点プロジェクト	第2次野洲市環境基本計画で定めた進捗評価のための指標				
				指標	現況			
		実施の取組	重点プロジェクト	目標	H29	H30	R01	R02
4-1	環境学習の推進	ライフステージに応じた環境学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> 学習機会の拡大 エコスクールの推進 地域での環境学習の充実 	みんなで環境学習プロジェクト ・出前講座等(省エネ・リサイクル関連)実施回数、参加者数(のべ)	17回・642人(平成23～27年の平均)	A 17回 910人 A 17回 706人	A 18回 996人 A 11回 431人	C 11回 431人 コロナ
				継続				
傾向		評価		課題		方向性の判断		
↑ 変わらない		学校や地域に出前講座を告知し、令和2年度を除いて毎年目標を達成した。市民への啓発に役立っている。		団体への広報手段が限定的で、新規の依頼が少ない。		継続		
4-2	環境活動団体等への支援	学びの場の提供や活動情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> 地域等での環境学習の支援 重点プロジェクトへの支援 	・クリーンセンターの市民活動拠点における市民活動等実施回数	—	A 環境フェスタ A 環境フェスタ	A 環境フェスタ A 環境フェスタ	
4-3	普及・啓発の担い手の育成・継承	活動団体・活動指導者と市民とを結びつける体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 環境活動支援プロジェクト 	・HP情報発信数	—	A 環境フェスタ A 環境フェスタ	A 環境フェスタ A 環境フェスタ	
傾向		評価		課題		方向性の判断		
↑ 変わらない		クリーンセンターの活用は年1回の環境フェスタにとどまっている。環境フェスタの中で、地元野菜の販売(地産地消)、リユース、リサイクルに関する教室の他、環境に関する展示等を実施している。		環境フェスタ以外のイベントがない。		継続		
↑ 変わらない		イベントや環境に関わる内容を適宜HPで発信している。		広報やチラシ、HPでは情報の受け取り側の年齢層に偏りがある。		継続 SNS等の活用の検討		

[2] 本計画におけるプロジェクトの取組状況

本計画を牽引する12のプロジェクトを各分野に位置づけ、取り組んできました。
これまでの取組状況を、分野ごとに以下に整理します。

基本目標1 生活環境関連の重点プロジェクト

プロジェクト

◎健康で快適な暮らしを守るプロジェクト

- ・大気環境・水環境の保全
- ・生活環境の保全

主な取組実績

◆大気・水質の把握と情報の発信

環境調査を定期的実施し、環境基準値を超過する事案が発生した場合は原因究明を行うなど、迅速に対応している。

○大気環境調査

【調査回数】年1回（夏季：小堤、三上小、駅前北）年2回（夏季・冬季：七間場）

【調査項目】二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント(※)、一酸化炭素
（冬季のみ七間場地点にて、上記項目＋アスベスト）

○河川水質調査

【調査回数】年4回（環境基準C類型指定）新川、江口川、童子川、祇王井川、大山川
年1回 友川、大井川、工場排水路井口、工場排水路六条

【調査項目】水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、
溶存酸素量、全窒素、全リン、ノルマルヘキサン抽出物質

※有害物質のみ調査：上記9河川＋家棟川、光善寺川

(大気)	H28	H29	H30	R1	R2
小堤	0.033	0.016	0.010	0.024	0.023
三上小	0.023	0.012	0.015	0.039	0.046
駅前北	0.016	0.008	0.011	0.008	0.042
七間場	0.012	0.028	0.020	0.022	0.002

(河川水質)	H29	H30	R1	R2
新川(C)	2.1	1.4	1.6	2.1
江口川(C)	2.6	4.1	2.7	4.5
童子川(C)	1.9	1.3	1.9	1.8
祇王井川(C)	1.9	1.3	2.2	1.8
大山川(C)	2.0	1.2	1.6	2.0

浮遊粒子状物質※環境基準 0.1 mg/m³以下（日平均）

環境基準C類型 BOD5mg/l以下（75%値）

※詳細な状況は[2]野洲市を取り巻く環境等の概況に掲載しています。

◆事業所における環境配慮の取組の拡大

○市内事業所との環境保全協定の締結

市環境条例に基づき、市内工場・事業所周辺との環境保全協定締結を進めた。

- ・協定締結の対象となっている115社のうち112社と協定を締結した。

○環境メールマガジンの発刊や環境研修会の開催

環境保全に係る関連法令の説明や環境保全活動への支援を行っている。

◆その他

○公害苦情対応

典型7公害（水質汚濁、大気汚染、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下）の苦情件数を抑制する。典型7公害のうち主な苦情は野外焼却（野焼き）の割合が多い。苦情発生時には直ちに対応するとともに、再発防止に向けた指導を行っている。

プロジェクト

◎きれいなまちを守るプロジェクト

環境美化の推進

主な取組実績

◆不法投棄対策

○不法投棄監視員の設置

不法投棄行為の早期発見と未然防止のため、7学区 14 人に委嘱し、月 2 回、1 回 2 時間以上の市内巡視と回収を実施した。(年間 336 回)

不法投棄監視員の報告件数は策定時よりも増加している。

○クリーンパトロールの委託

週 1 回 3 班体制で市内の不法投棄物の回収と巡視を委託。

市民等より不法投棄発見場所の報告を受け、不法投棄監視員とも情報共有し、監視体制を構築している。(年間 52 日延べ 156 班) その他、市民から通報のあった市内の不法投棄物の回収を実施。悪質なものを、氏名が分かるものを発見した場合は、警察と連携し、行為者の特定等、再発防止につなげた。

◆美化活動の推進

○ごみゼロ大作戦の実施

事業所・市民団体・市民に呼び掛け、琵琶湖岸一帯の清掃活動を実施。

実施団体をHPへ掲載している。

○県下一斉清掃

年 2 回、自治会に呼び掛け市内の清掃活動を実施。自治会内の美化清掃に係る車両借り上げ料の一部を補助金として交付した。

○ボランティア清掃の支援

自発的な清掃活動について、資材や車両の貸し出し、ごみ搬入手数料の減免などを行った。

年度	H29	H30	R01	R02
ボランティア清掃支援数	37	37	41	62

資材貸し出しや回収されたごみの処理を支援することで、自発的な清掃活動が増えている。

依然として散在性のポイ捨てごみが多く、特にプラスチック製品が目立つ。新たに顕在化した環境問題であるマイクロプラスチックへの対策として、清掃活動を通じたマイクロプラスチックの発生抑制が必要である。



プロジェクト

◎まちなかの緑づくりプロジェクト

まちなかの緑化

主な取組実績

◆緑の保全と創造

○樹木苗の定植

緑の募金事業の支援にて、緑の推進委員会が中心となり、公共施設等に樹木苗を植樹した。

○樹木の管理と剪定講習会

樹木医を講師として、自治会や自宅の樹木の手入れに役立つ知識や、剪定の技術を提供し、緑化を適正に管理する手助けとなるような座学と、剪定整備の実習を講習会として実施した。

○自然体験学習イベント

市民団体が整備保全を実施している河辺林で、子どもから大人までを対象とし、イベントを通じて自然体験をすることで、樹木や生態系についての学びの場としての役割を果たしている。

○公園整備

4年間で行政が行った都市公園の整備はない。公園整備に向けた動きとして、令和元年度にみどりの基本条例が制定され、令和3年7月には、みどりの基本計画が策定された。

◆野洲川河辺の森林の保全活動

野洲川改修で廃川となった北流跡の荒廃していた竹林を、人々が憩い子どもたちが野遊びをするような自然に親しめる森にして次世代に引き継ぐことを目指し、市民団体が定期的・計画的な保全活動を実施、美しい景観が保たれている。伐採した竹や樹木は橋や階段等に利用し、またチップ化して場内で100%再利用している。

野洲川河辺林での緑化推進では、市民団体による保全活動の実施やイベントが開催され整備が行き届き、憩いの場として利用する市民が増えている。



まちなか緑に関する取組 活動内容	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
保全活動	39	526	36	487	37	441	34	535
昆虫観察会	1	233	1	97	1	109	中止	
植物観察会	1	29	1	41	1	28	1	
タケノコ掘りイベント	1	54	1	31	1	47	中止	
秋の自然の森ふれあいイベント	1	—	1	23	1	30	1	59
自然の森体験学習会	1	36	1	100	1	100	中止	
剪定講習会	1	9	1	14	中止		1	32

基本目標2 循環型・脱炭素社会関連の重点プロジェクト

プロジェクト

◎ごみの資源化プロジェクト

3Rの促進

主な取組実績

◆3Rの促進

○リユース無償譲渡会

ごみの減量・再使用化につなげるため、家庭で粗大ごみとして排出された家具類等を無償で譲渡している。令和3（2021）年度から常設展示を行い、平日はいつでも利用できるよう拡大展開している。

○廃食油の回収

毎月第4土曜日に市役所構内で、エコ資源部会による廃食油回収を行っている。市では13箇所での拠点回収を行っている。回収した廃食油は、事業者へ引き渡し全量リサイクルしている。

廃食油回収量は安定しているが、回収BOXの設置場所の再考などを行い回収量の増加を目指す。

○体験講座の実施

雑がみを利用して、アート作品を作る講座（リサイクルペーパーアート）や、使用済み食用油を利用して、カラフルなキャンドルを作る講座（エコキャンドル）を行い、リサイクルを見える化した講座を実施している。

○食器類のリユース

野洲市では不燃物扱いの食器類を再使用につなげるため、リユース譲渡会を実施している。平成30（2018）年にはコミセンなかさとで約1.3tの持ち込みがあった。食器類のリユースやリサイクルについて先進的な取り組みをされている行政、団体及び企業から知識や情報を収集し、本市での本格稼働を目指している。

市民から排出された「ごみ」を「資源」として循環させる役割を果たしている。



ごみの資源化に関する取組 活 動 内 容	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	回数	人数(量ℓ)	回数	人数(量ℓ)	回数	人数(量ℓ)	回数	人数(量ℓ)
リユース譲渡会	1	38	1	27	1	30	1	100
廃食油回収(市)	常設	(3,610)	常設	(3,378)	常設	(3,486)	常設	(3,608)
廃食油回収(エコ資源部会)	12	(975)	12	(842)	12	(865)	12	(919)
リサイクルペーパーアート講座	1	93	1	86	1	56		中止
エコキャンドル講座	1	67	1	18	1	32		中止

プロジェクト

◎ごみ減量プロジェクト

廃棄物の適正処理

主な取組実績

◆ ごみの減量化推進

○出前講座の実施

ごみ問題についての意識啓発と、3Rを普及させるため、学校や自治会事業等においてごみ減量の各種啓発出前講座を実施している。

○レジ袋削減・マイバッグ持参推進キャンペーンの実施

食品ロス削減やマイバッグ携帯、グリーン購入について市民に周知し、環境に配慮した消費行動を促すため、市内小売事業者の店舗店頭において、マイバッグ携帯等の呼びかけを実施した。

○3R推進月間に合わせて、手作りのマイバッグ持参啓発ポスターを作成し、小売店や公共施設の協力により店舗等に掲示、ごみ減量の意識を向上させる取り組みを行った。

○市民1人あたりのごみの排出量の推移

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
777.7	806.3	746.8	769.2	(g/人・日)

長年の取組であるレジ袋削減・マイバッグ持参運動と同じ方向性のプラスチックごみ問題の議論の高まりに貢献できた。

更なる食品ロス問題、プラスチックごみ問題への取組を展開する必要がある。



ごみ減量に関する取組	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
活動内容	回数	人数(枚数)	回数	人数(枚数)	回数	人数(枚数)	回数	人数(枚数)
雑がみ出前講座	6	308	3	249	4	556	9	381
その他出前講座	12	491	6	353	4	50	—	—
マイバッグ持参推進キャンペーン	2	—	2	—	2	—	3	—
マイバッグ持参啓発ポスター		141 店舗		139 店舗		138 店舗		138 店舗

プロジェクト

◎地球温暖化対策推進プロジェクト

地球温暖化対策への対策

主な取組実績

◆交通対策によるCO₂排出量の削減

○市内を循環するコミュニティバスの運行

運転免許証自主返納者増加に伴う公共交通への転換促進、通勤・通学者や自治会への利用呼び掛け、運航ダイヤの再編成を行い、利便性向上を図った。

◆省エネルギーの推進

○エコドライブの普及啓発

エコドライブ講習会を開き、講義の他、実車実技を行い乗り方の工夫で燃費が向上し、CO₂排出量の削減につながることを受講者が体感することができた。

近年自動車の燃費の向上や、電気自動車や燃料電池車の開発が進んでいることから、実車を使用する講習会は一定の役割を果たした。今後はエコドライブの普及啓発を行う。

◆未利用エネルギーの利用

○クリーンセンターの廃棄物焼却に伴う余熱の有効利用

これまで使われていなかった廃棄物焼却熱を回収し、健康スポーツセンターへの熱供給を開始した。

熱供給は今後も継続していく。1人ひとりの行動変容を促進する新たな取組が必要。

CO₂排出削減とCO₂吸収源の創出や促進を行い、令和32(2050)年カーボンニュートラルの実現を目指す必要がある。



地球温暖化対策に関する取組	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
おのりやす乗車人数	—	49,614	—	52,115	—	55,719	—	45,718
エコドライブ講習会	1	6	1	8	1	6	中止	

基本目標 3 里山から琵琶湖へつながる自然環境づくり

プロジェクト

◎みんなが親しむきれいな川づくりプロジェクト

河川の保全

生物多様性の維持・向上

主な取組実績

◆水環境・川の生きものの生息環境の保全

○家棟川エコ遊覧

屋形船から家棟川の実態を見ながら、環境保全について市民に語りかけ、川に親しみ人間を含む生き物のために、ごみを捨てないように呼びかけた。同時に川のごみを拾い、川をきれいにする清掃活動を行っている。

○河川清掃活動

家棟川、童子川、中ノ池川、妓王井川等の清掃活動を定期的実施した。

◆生物多様性の維持・向上

○ビワマスを戻す取り組み

行政（市・県）、市民、市民団体、事業所、研究機関が協働で中ノ池川において、ビワマス遡上の促進のため、産卵床の造成や仮設魚道の設置、遡上調査、稚魚調査を行った。毎年度の成果報告や他市町の川づくりの取組に係る事例発表や交流の場として「ビワマスフォーラム」を開催し、市民と関係者が一同に会し、環境保全の必要性を共有している。

落差工へ仮設魚道を設置後、ビワマスが仮設魚道を遡上している姿はこれまでも目撃されていたが、令和2（2020）年度では落差工より上流で稚魚を初確認した。孵化が確認できたことは大きな成果である。

※淡海の川づくりフォーラム準グランプリ（平成29（2017）年：滋賀県知事賞）

地域環境保全功労者表彰（平成29（2017）年：環境大臣表彰）

淡海の川づくりフォーラムグランプリ（令和2（2020）年：滋賀県知事賞）を受賞

河川環境を知る機会の創出の場となっている。

河川清掃によりプラスチックごみの滞留や琵琶湖への流出の抑制につながっている。



川の保全に関する取組 活動内容	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
エコ遊覧	20	234	11	220	5	136	6	32
河川清掃	9	—	9	—	13	—	14	—

※ボランティア清掃除く

プロジェクト

◎里山を守り育てるプロジェクト

里山の保全
生物多様性の維持・向上

主な取組実績

◆ 里山の保全

○里山・林道の保全活動

小堤・大篠原の山林を中心に里山整備を実施。草刈りや倒木の除去、伐木、路肩等の整備や階段の修繕等を精力的に行い、市内の山城等の遺跡を見学する環境は飛躍的に改善した。定期的に遺跡見学会のを実施していることも併せ、里山の遺跡の理解を深めることに繋がっている。

◆ 森林資源の活用

○子どもや市民が里山に親しむ活動

市民や子どもたちに地元の山を登り、登山を通じて自然の豊かさを感じてもらい、山を保全する意欲や自然を大切にする心を醸成させるためのイベントを開催した。

○森づくり塾

山部会員や市民が山作業の仕方やしき物、里山の歴史について実習・学習し、里山案内人としての技量や知識を得るために実施している。

○野洲の山を知る探索

毎月第4土曜日に、里山の現状や季節ごとに変化する里山の面白さを知る探索を行った。各事業の下見と当日の登山コースの確認やレスキュー杭の点検を行った。

計画的・定期的な保全活動により、良好な里山環境が保たれている。
市民が自然とふれあう機会を創出している。



里山に関する取組 活動内容	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
保全活動	35	407	46	377	42	426	42	449
タムシバ山春登山	1	40	1	30	1	40	1	26
篠原小学校「伊勢道峠越え」	1	181	1	173	1	196	中止	
北野幼稚園里山自然観察会	1	78	1	89	-	-	-	-
秋登山	1	18	1	5	1	25	1	39
城山初日の出登山	1	30	1	31	1	32	中止	
森づくり塾	1	13	1	23	2	51	2	81

プロジェクト

◎びわ湖を守ろうプロジェクト

琵琶湖の保全
生物多様性の維持・向上

主な取組実績

◆水環境の保全

○ヨシ群落再生

学校対象 中主小学校において、琵琶湖の環境についての学習（講座）の後、子どもたちがヨシ苗をポットに入れ学校の池で大きくなるまで育てる。育てた苗は琵琶湖に植えに行き、琵琶湖の豊かな恵みを取り戻すための環境づくりを行っている。

一般（市民、市民団体、企業等）対象 かつて群落していたヨシ帯の再生のため、あやめ浜付近の浜辺にヨシの植栽を、あやめ浜の松林が保全されるよう下草刈りをイベントとして実施している。琵琶湖の環境向上のためのイベントとなっている。

企業対象 CSR活動として実施されるヨシ植栽について、道具類の貸し出しの他、植栽の指導等を行っている。

○琵琶湖に親しむイベント

あやめ浜まつり：しじみ採り体験や湖魚料理（食文化）を通して、琵琶湖に親しみ学ぶ機会としてイベントを実施し、水環境の保全意識の高揚を図っている。

漁民の森：琵琶湖の水源を守るために、漁業関係者と生産森林組合とが協力し、琵琶湖の水源となる大篠原の山に植樹するイベントを実施している。

○びわ湖清掃活動

市民団体と自治会が協働し定期的に清掃活動を実施している。

定期的な琵琶湖岸清掃やヨシ帯保全活動を行うことで、少しずつヨシ帯が増えてきた。琵琶湖に漂流するごみが後を絶たず、プラスチックごみが水中に多量に浮遊している。



琵琶湖に関する取組 活動内容	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
中主小学校琵琶湖環境学習	3	378	6	681	3	399	3	351
ヨシ群落再生	1	268	1	287	1	260	1	243
CSR活動支援	1	430	1	439	1	450	1	45
あやめ浜まつり	1	102	1	110	1	156	中止	
漁民の森	1	231	1	245	1	87	1	70

プロジェクト

◎環境にやさしい農地の活用プロジェクト

農地の保全
生物多様性の維持・向上

主な取組実績

◆環境保全型農業の推進

○環境保全型農業直接支援対策の推進

国及び地方公共団体の交付金「環境保全型農業直接支払交付金」によって、環境こだわり農産物の生産にあわせて地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して支援を行っている。

市においては農業組合長会議等で制度を周知し、定着してきている。また「環境保全型農業直接支払交付金」の支援対象取組の1つである有機農業の取組は、令和2（2020）年度から有機JAS相当の取組が必要となったことにより、改めて取組制度の説明・周知を行った。

◆生物多様性の維持・向上と農業

○ゆりかご水田

ゆりかご水田を行う農業者で、琵琶湖から湖魚が田んぼへ遡上できるよう排水路に魚道を設置するなど、昔ながらの水田環境を取り戻す取組を行っている。

対象の水田で田植え体験会や生き物観察会などにも取り組み、盛んに活動している。

滋賀県では遡上してきた魚が産卵し、魚の子どもが成育した水田で栽培され、一定の栽培基準等を満たして生産されたお米を「魚のゆりかご水田米」として認証している。



消費者により安全で安心な農産物を供給できた。
魚のゆりかご水田などで琵琶湖の環境保全にも寄与し、イベント等を通じて認知度も向上している。

琵琶湖に関する取組	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
活動内容	ha	ha	ha	ha
環境こだわり農産物の栽培面積	1007	969	967	905
有機農業栽培面積	18	24	24	22

プロジェクト

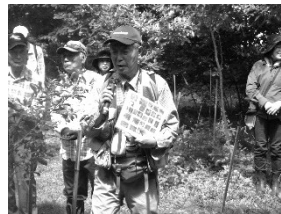
◎みんなで環境学習プロジェクト

環境学習の推進
学習機会の提供

主な取組実績

ライフステージに応じた環境学習の充実（抜粋）

- 健康で快適な暮らしを守るPJ
環境研修会（事業所向け）
環境メールマガジン（HPで公開）
- きれいなまちをつくるPJ
ごみの出し方講座
- まちなか緑づくりPJ
体験学習会
剪定講習会
- ごみの資源化PJ
エコキャンドル、
リサイクルペーパーアート
- ごみ減量PJ
紙芝居、人形劇、寸劇、
雑がみ分別講座、ごみクイズ、エコダンス
- 地球温暖化対策推進PJ
エコドライブ講習会
- 里山を守り育てるPJ
端材で木エクラフト
森づくり塾
- きれいな川づくりPJ
ビワマスフォーラム
- びわ湖を守ろうPJ
琵琶湖環境学習



それぞれのプロジェクトで様々な学習会を展開している。
参加者の環境保全に対する行動変容が促せているかまでは確認できていない。

プロジェクト

◎環境活動支援プロジェクト

環境活動団体への支援
普及・啓発の担い手の育成・継承

主な取組実績

◆学びの場の提供や活動情報の発信

○クリーンセンターを拠点としたさまざまな講座や交流

年1回、クリーンセンターにおいて環境に関する学習や体験の場とした「環境フェスタ」を実施している。

[主な内容]

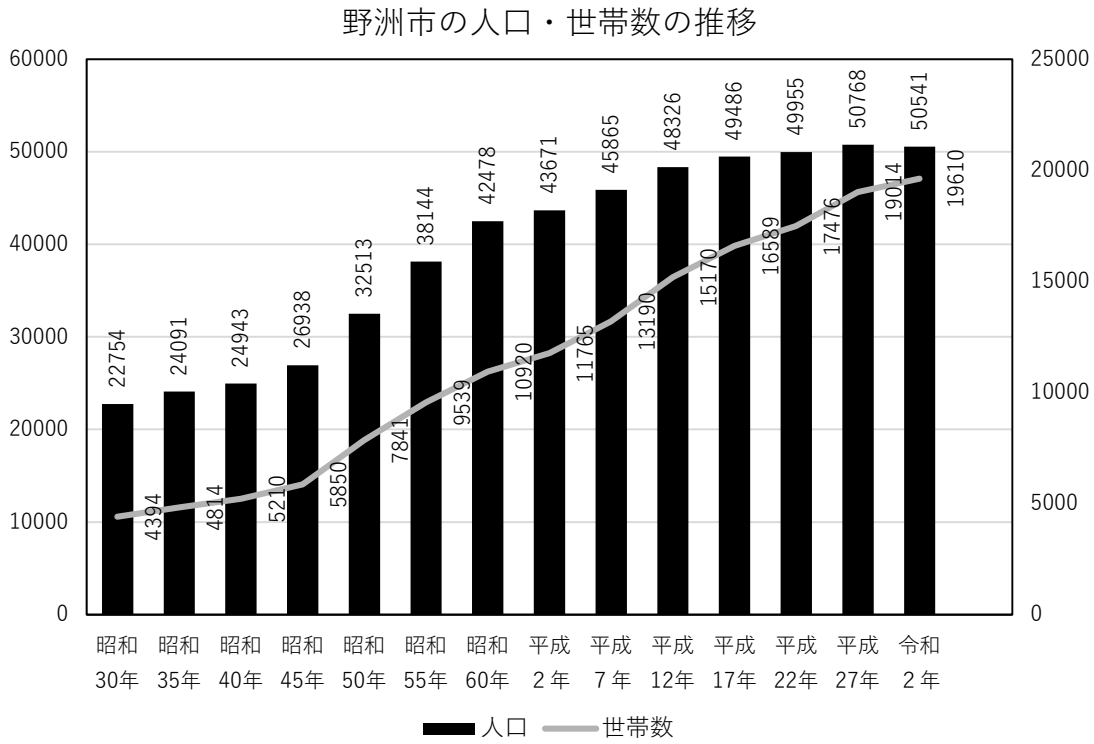
- ・フリーマーケット・リユース譲渡会（リユース）
- ・小型家電・水銀使用製品の回収、・エコキャンドル作り、リサイクルペーパーアート
- ・伐木等廃材を使用した木工クラフト作り・木材のチップ無料配布（リサイクル）
- ・地元産野菜や果物、加工品等の販売（地産地消）
- ・クリーンセンター見学会
- ・ごみ収集車への疑似ごみ投入体験

環境基本計画推進会議の活動は広報誌「ニュースレター」を発行し、自治会への送付や公共施設の配置を行っているほか、市HPや広報を利用し情報を発信している。

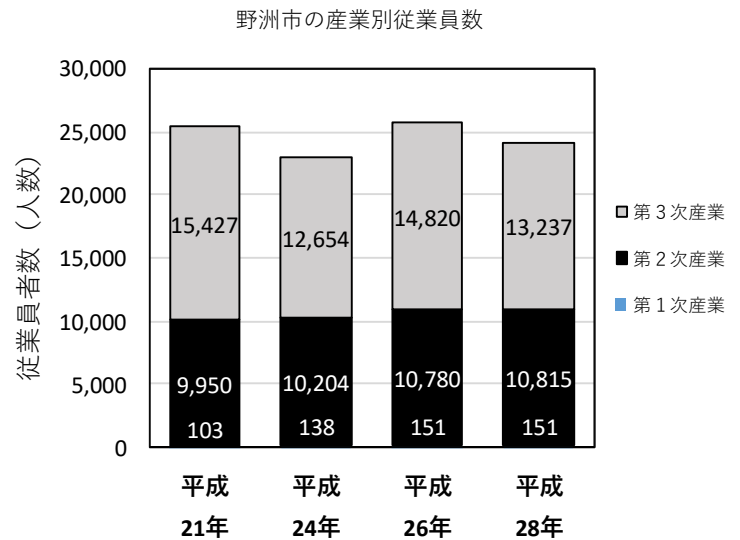
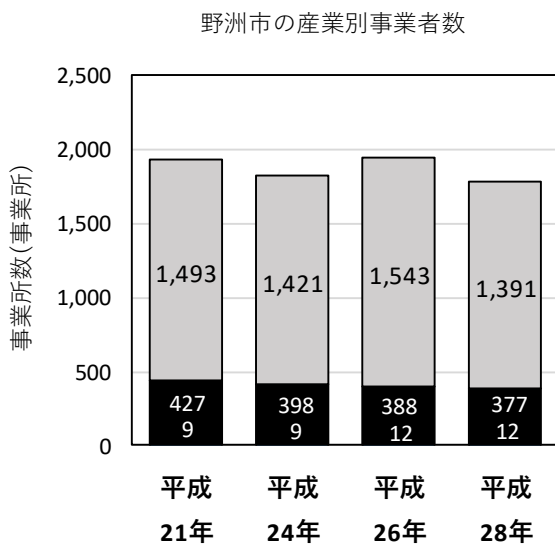
SNS等を活用し、情報発信の拡大を図る必要がある。

[3] 野洲市をとりまく環境等の概況

1) 人口・世帯数



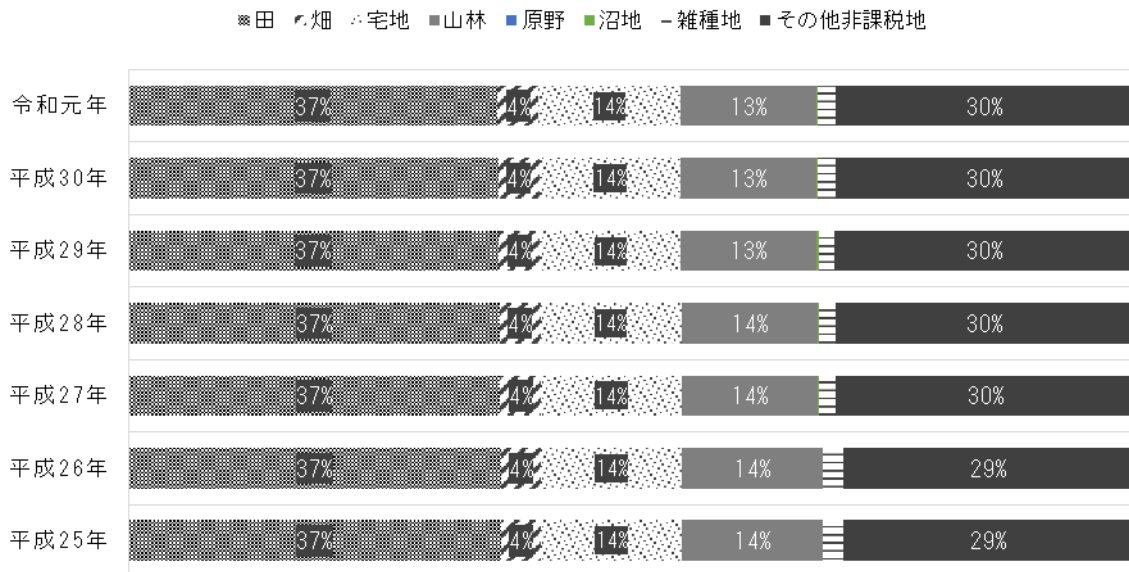
2) 産業



出典: 平成13年、平成18年、事業所・企業統計調査
平成21年、平成26年経済センサス基礎調査

3) 土地利用

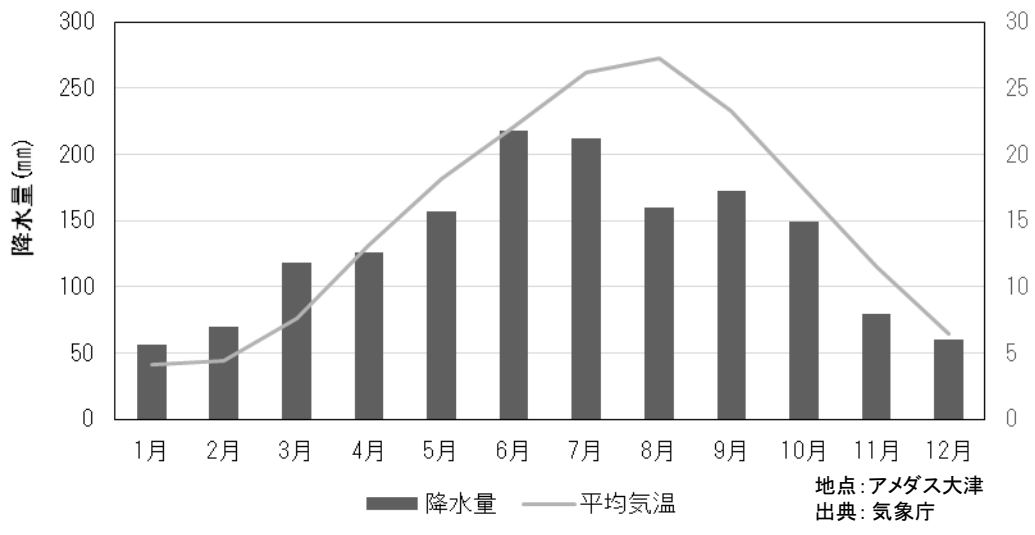
野洲市の土地利用



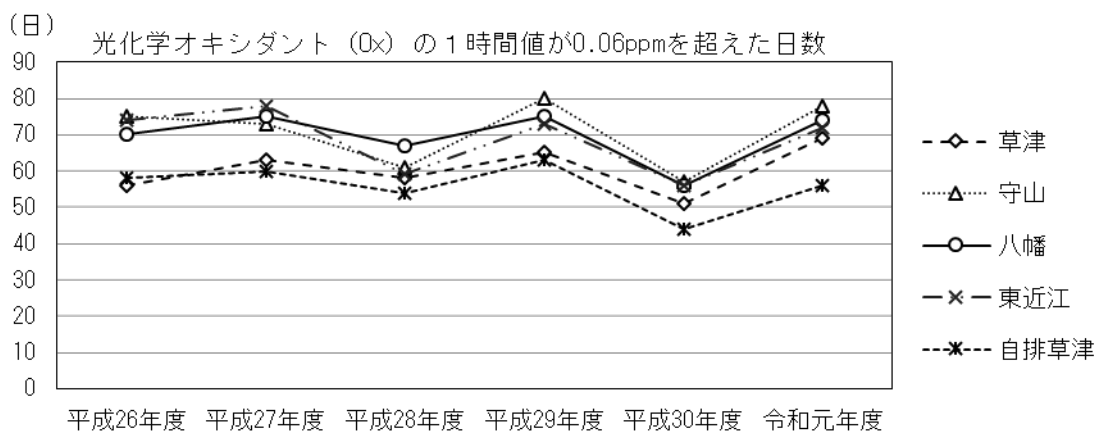
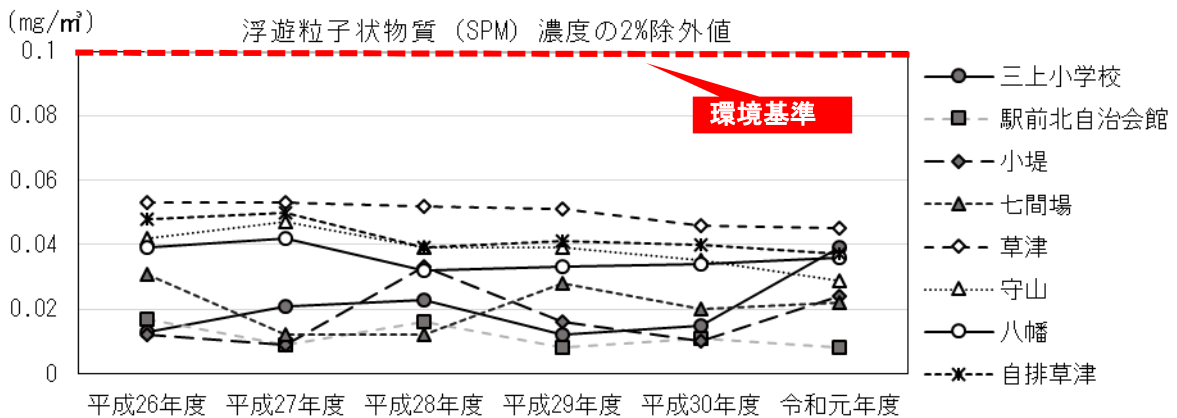
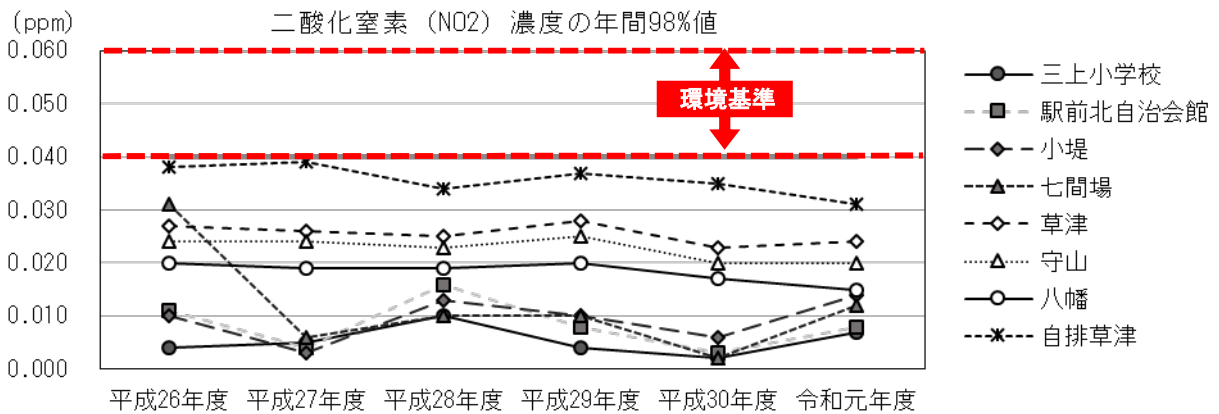
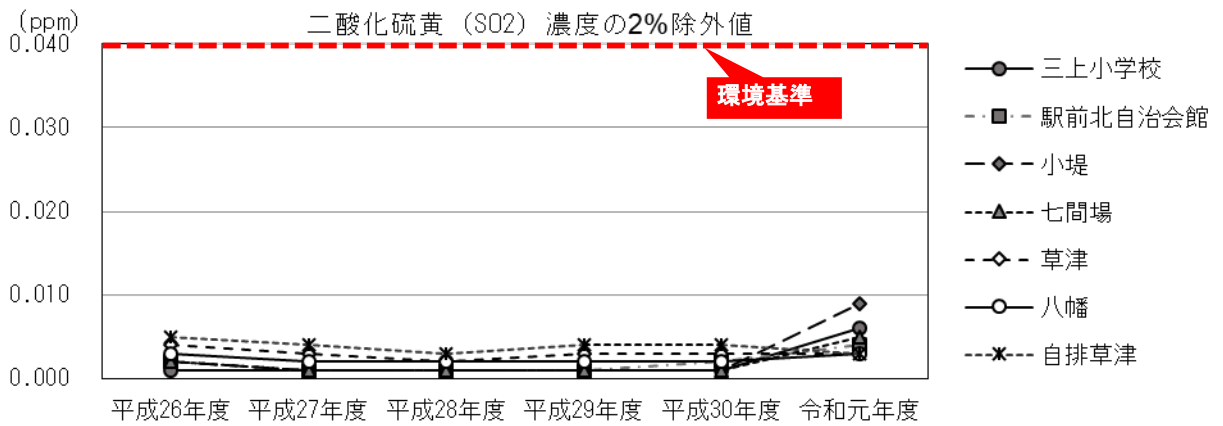
各年1月1日 時点 出典:滋賀県統計書

4) 気候

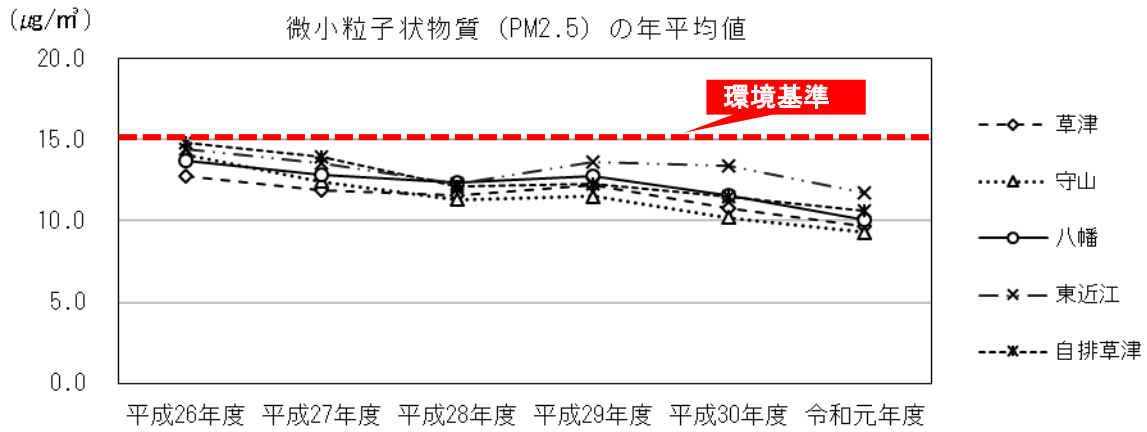
月別平均気温及び降水量の平年値



5) 大気質

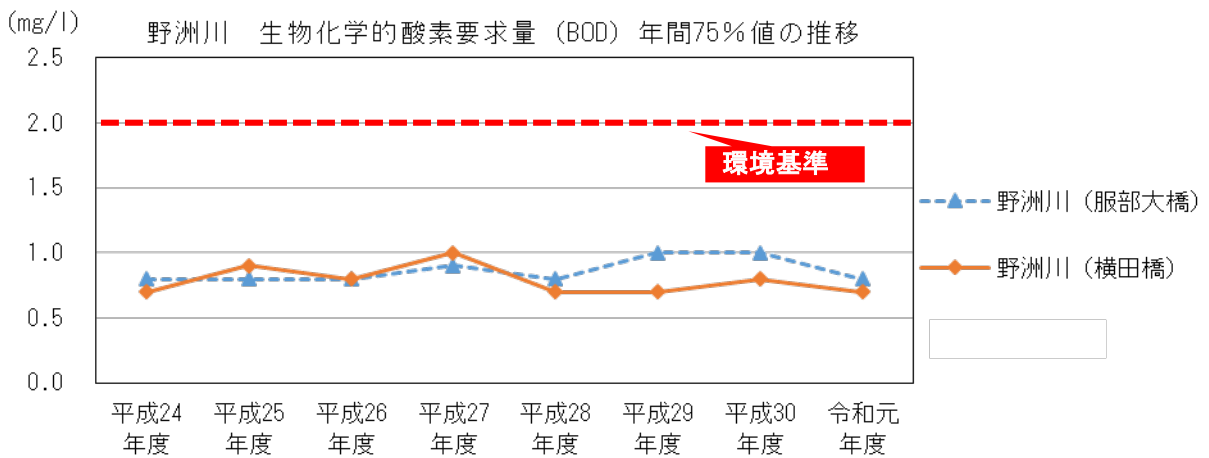


出典：滋賀県大気常時監視(自動測定局)調査結果

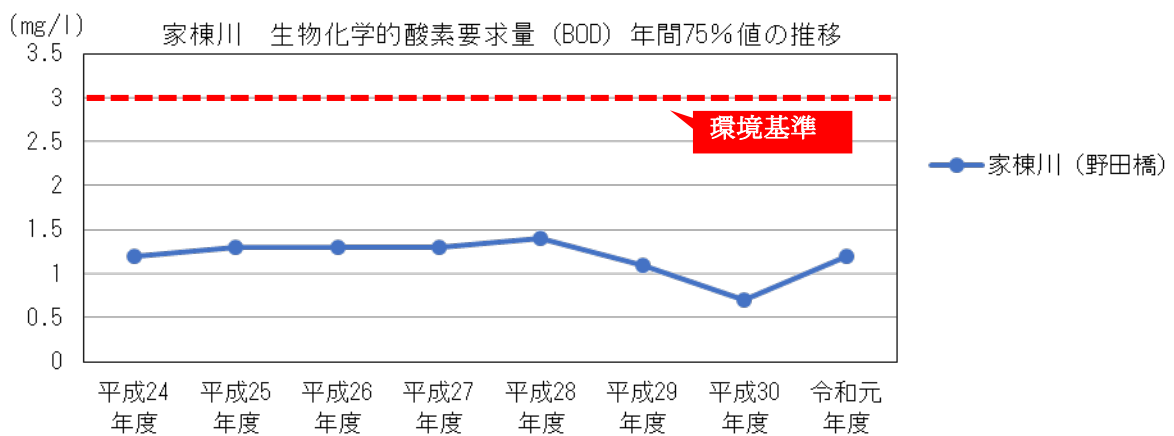


6) 水質

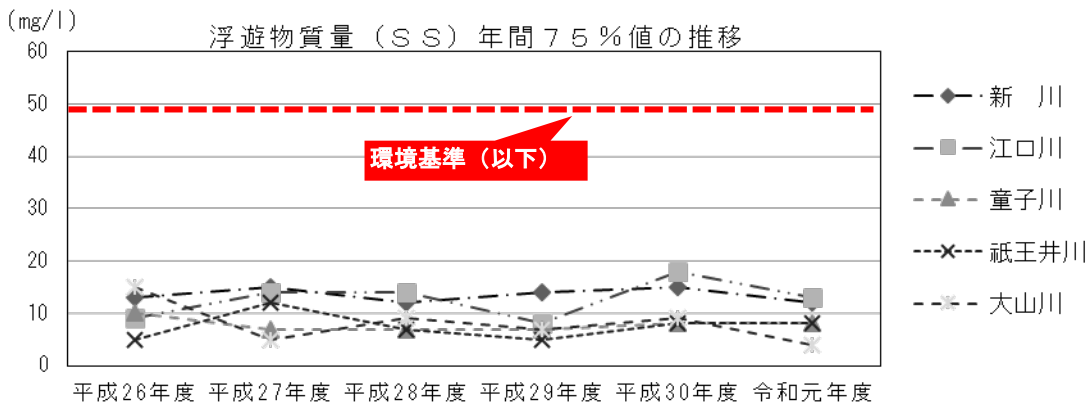
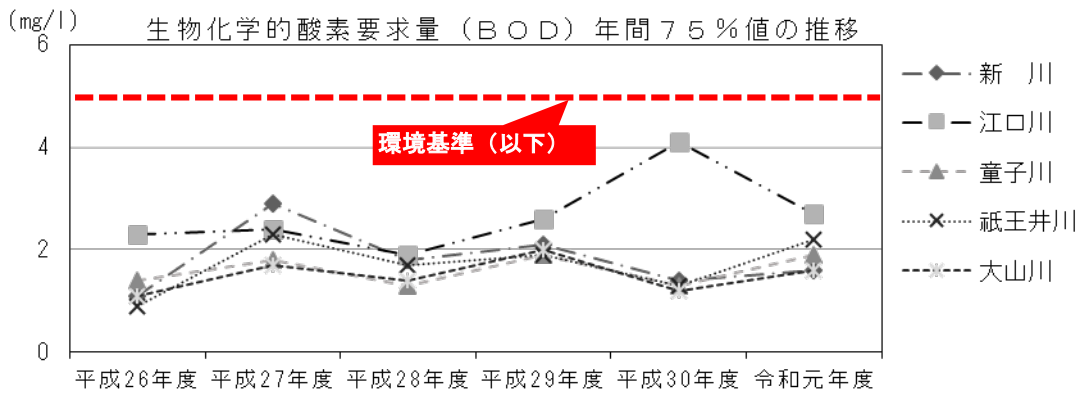
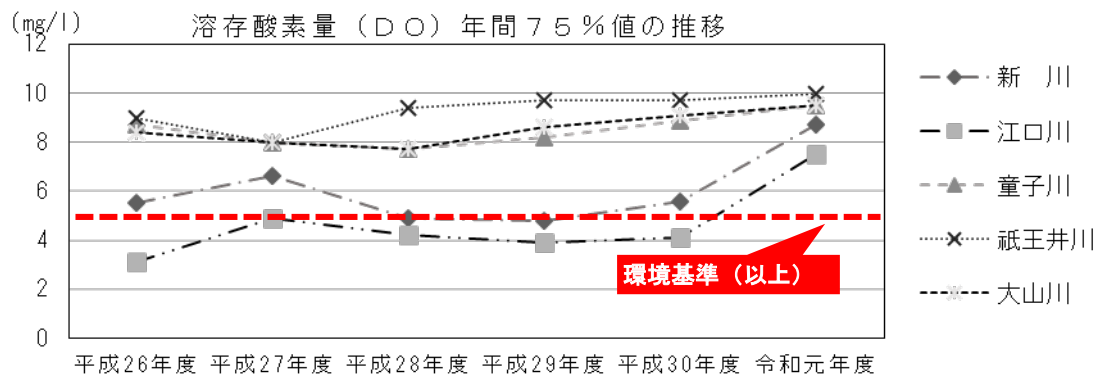
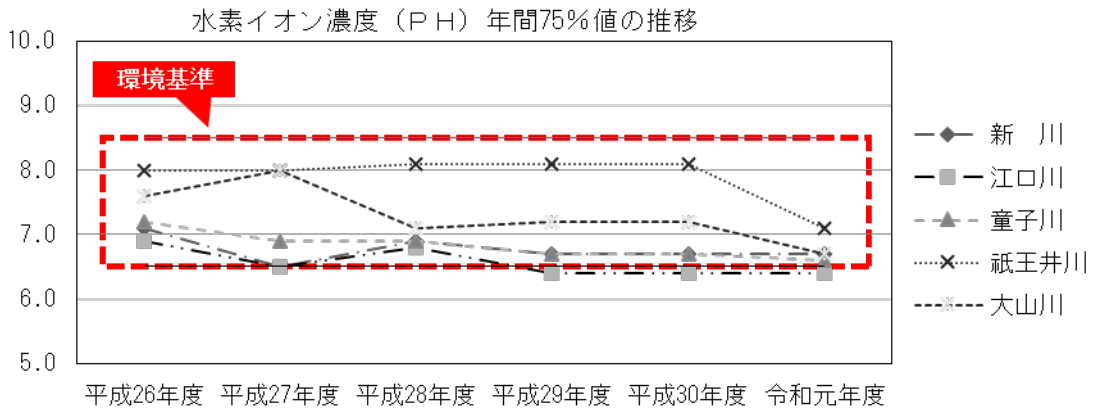
① 野洲川



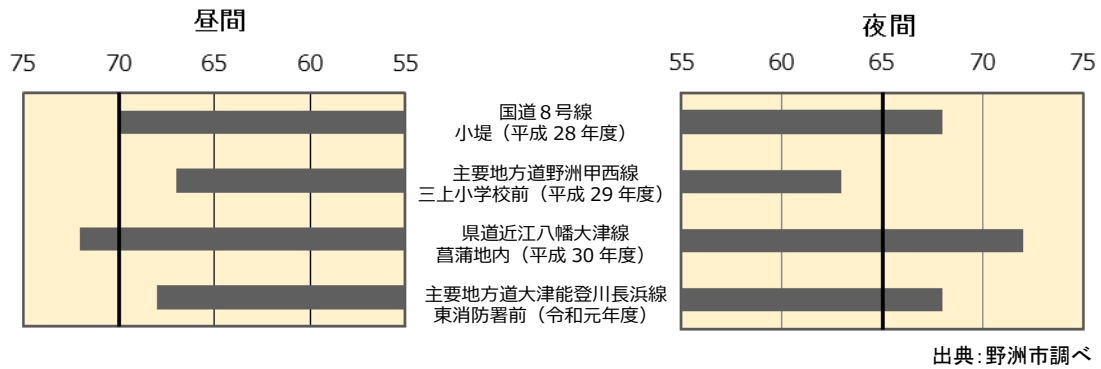
② 家棟川



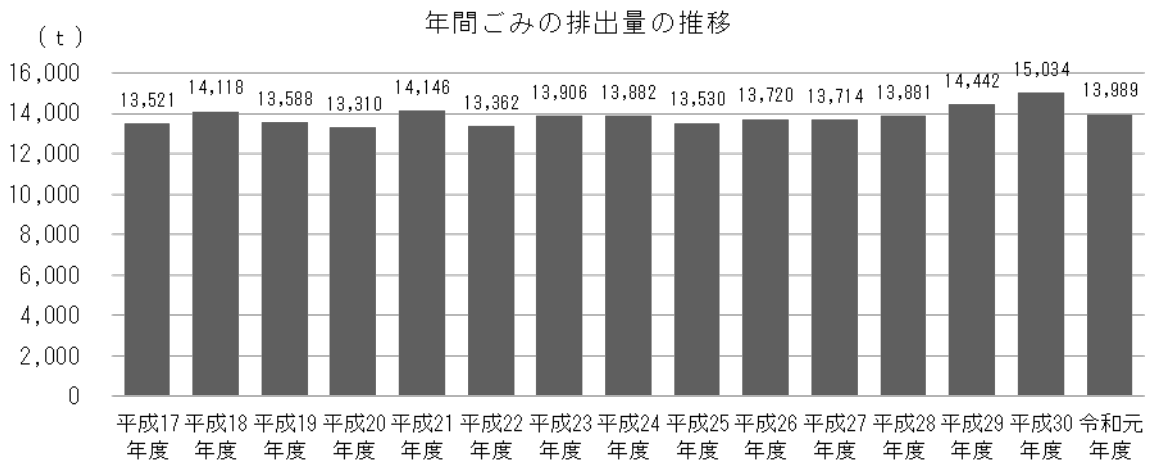
③ 市内中小河川



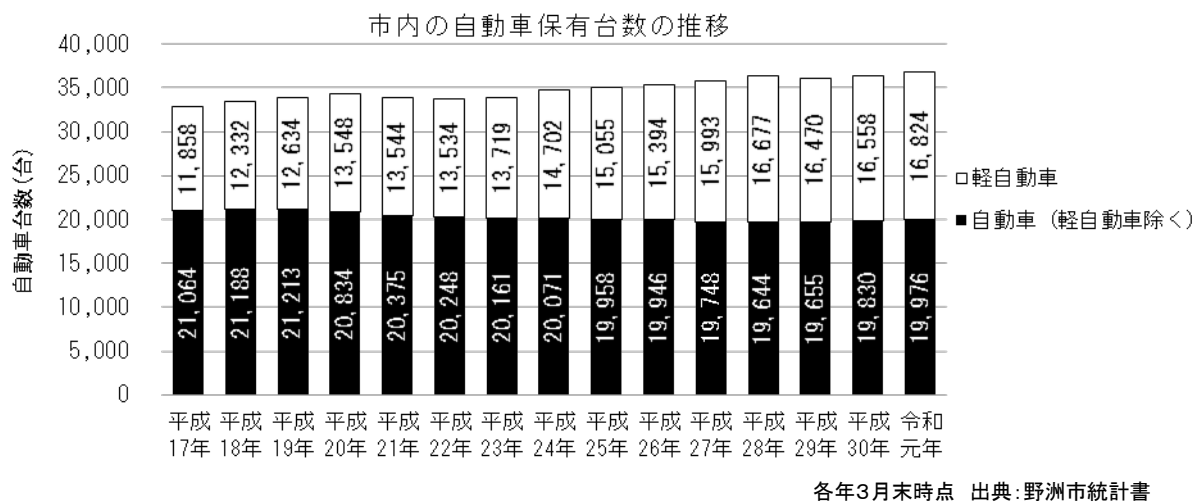
7) 騒音



8) 廃棄物



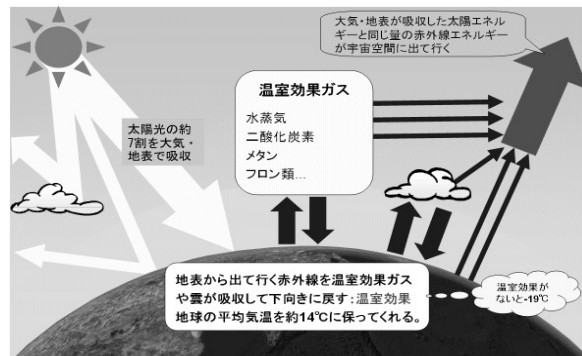
9) 自動車の保有状況



[4] 地球温暖化の仕組み

地球は太陽からの熱で暖められています。その熱で暖められた地球からも熱が宇宙に放出されています。地球から宇宙へ放出される熱の一部を吸収して、地表から熱が逃げすぎないようにしているのが、大気中にある二酸化炭素（CO₂）やメタン、フロン等の「温室効果ガス」です。これらの温室効果ガスが全くないと地球の平均気温は-19℃まで冷えてしまうと言われてます。私たち地球に生きる生命の維持には必要なガスですが、温室効果ガスが増えすぎると、大気の保温力が上がり、地球の平均気温が上がってしまいます。

地球温暖化は、私たちが便利で豊かな生活を得るために、石油や石炭など化石燃料をたくさん消費したり、フロン類を生産・使用することによって、大気中に温室効果ガスが増えたために、地球の平均気温を押し上げている現象なので、現在の地球は過去 1400 年で最も暖かくなっています。



出典：気象庁「温室効果とは」より

地球温暖化のリスク

地球温暖化が進むと、私たちの生活に影響があります。このまま対策をしないままですと、地球の気温はさらに上昇すると予想されており、深刻な影響が生じると考えられています。

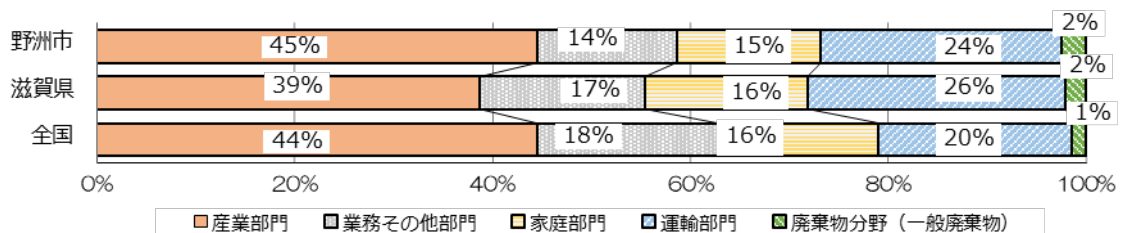
【地球温暖化がもたらす影響の例】

- ・氷河の融解
- ・海面の上昇
- ・極端な気温（熱波や寒波）
- ・極端な降水（洪水）や干ばつ
- ・台風の大型化

本市の部門別の CO₂ 排出量

本市の CO₂ 排出量は 22 ページのとおりです。部門・分野別の割合を全国、滋賀県と比べると産業、運輸部門が高く、業務その他、家庭部門が低いです。製造業をはじめとした産業が盛んである本市の特徴が表れています。

部門・分野別の温室効果ガス(CO₂)排出割合の比較



部門・分野別の温室効果ガス(CO₂)排出割合の比較 出典：環境省

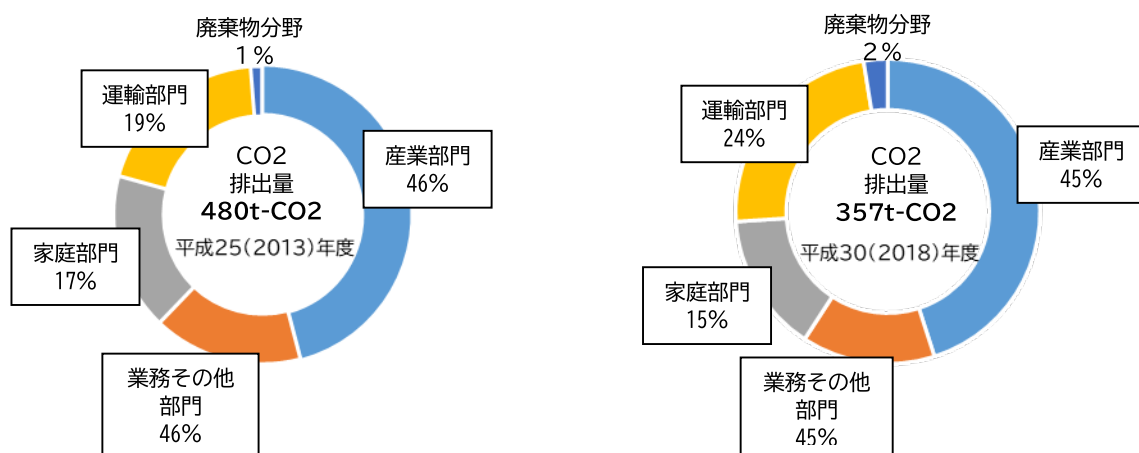
●部門・分野とは

CO₂を排出している活動をジャンル分けしているもので、5つに大別されその対象は以下のとおりです。

部門・分野	対象
産業部門	製造業、建設業、鉱業、農林水産業 など
業務その他部門	上記以外の事務所ビル、小売店舗、飲食店、学校 など
家庭部門	家庭の電気、ガス、水道
運輸部門	自動車（旅客、貨物）、鉄道、船舶
廃棄物分野	家庭ごみ、事業系一般廃棄物

市内のCO₂排出量について、平成25（2013）年度と平成30（2018）年度の部門別の割合を比較すると、産業部門と業務部門はそれぞれ1%の減少、家庭部門は2%の減少であるのに対し、運輸部門は5%の増加、廃棄物部門は1%の増加となっています。

市内のCO₂排出量の45%を産業部門が占めています。

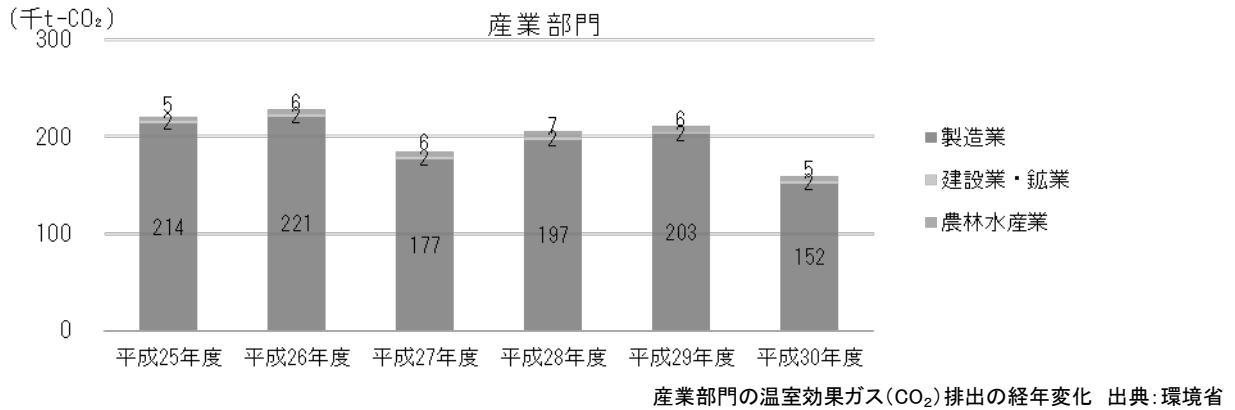


部門・分野別の温室効果ガス(CO₂)排出割合の経年比較 出典: 環境省

●部門・分野別 CO₂排出量

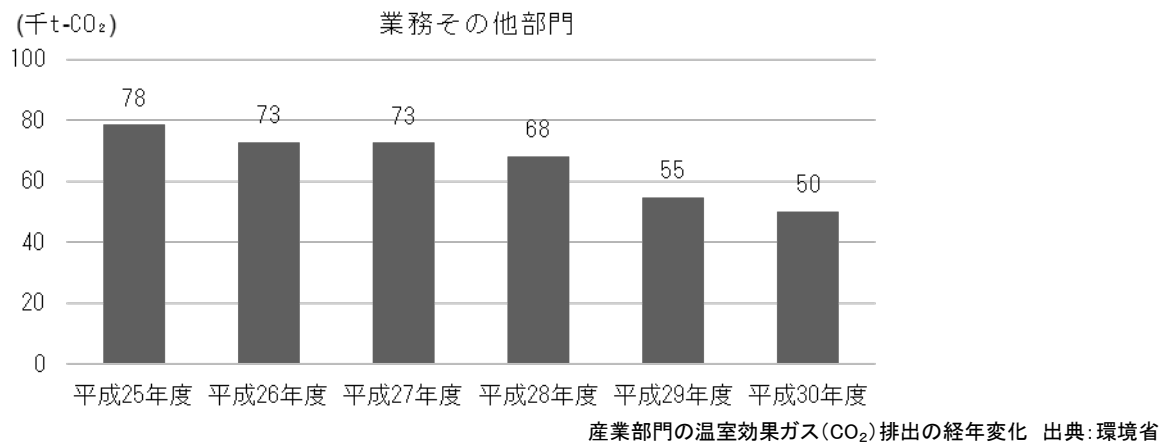
① 産業部門

産業部門における平成 30（2018）年度の CO₂排出量は、159 千 t - CO₂です。業種別では、製造業が最も多く全体の 95%を占めています。



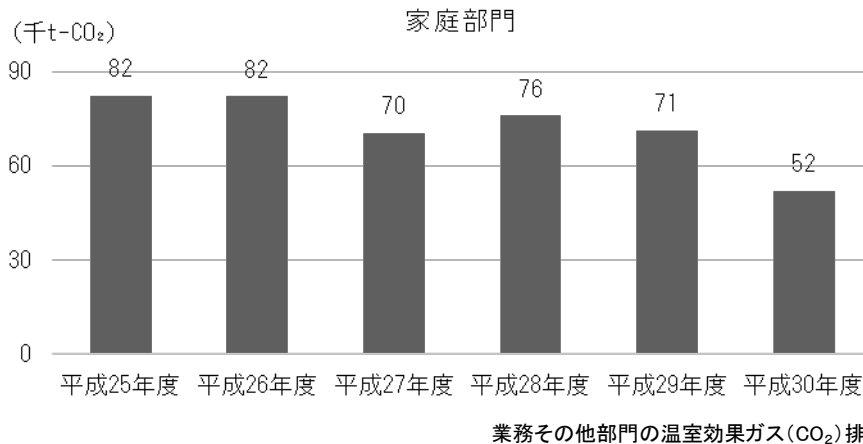
② 業務その他部門

業務その他部門における平成 30（2018）年度の CO₂排出量は、50 千 t - CO₂です。平成 25（2013）年度が最も多く、その後減少しています。



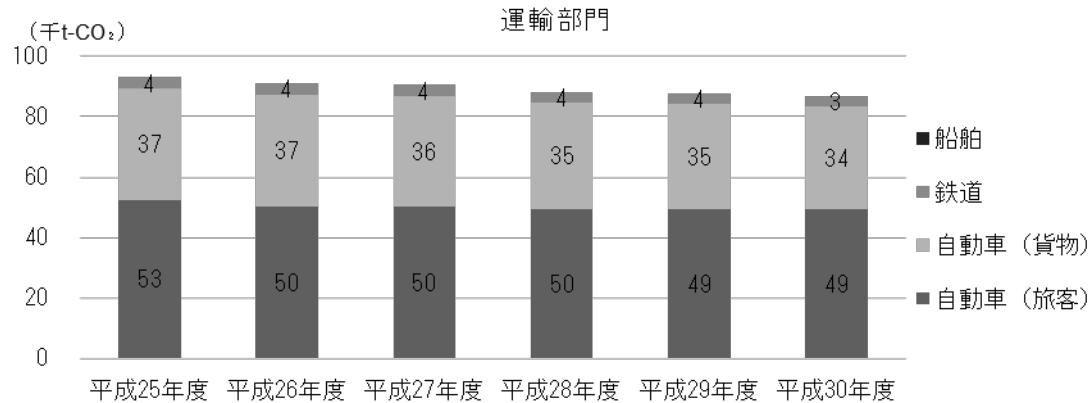
③ 家庭部門

家庭部門における平成 30（2018）年度の CO₂排出量は、52 千 t - CO₂です。平成 25（2013）年度が最も多く、その後減少しています。



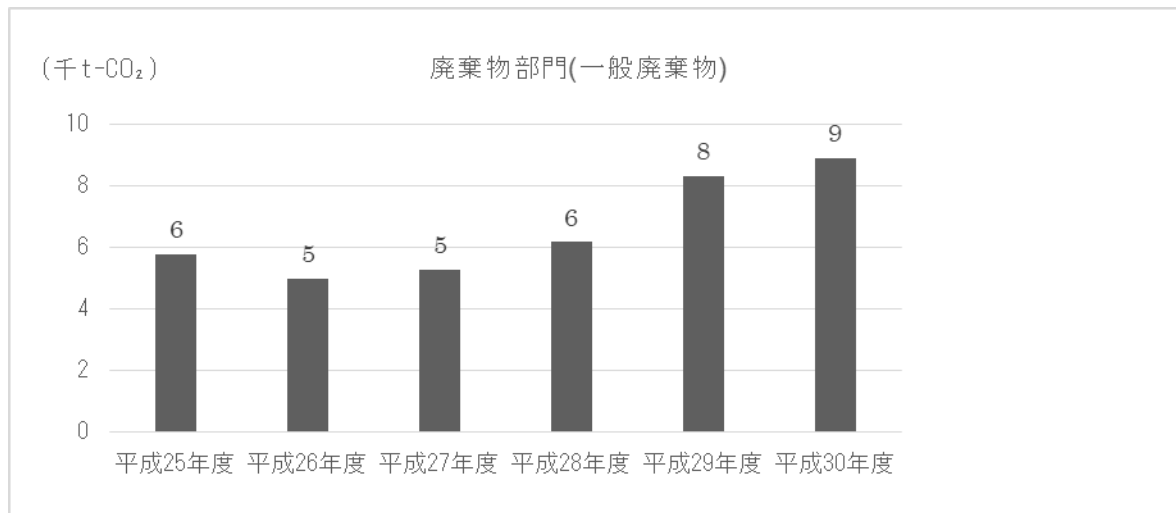
④ 運輸部門

運輸部門における平成 30（2018）年度の CO₂排出量は、87 千 t - CO₂です。平成 25（2013）年度から若干減少しているものの、ほぼ横ばいとなっています。用途別では自動車（旅客）が 97%以上、その中でも、自家用車を含む旅客が最も多く 57%を占めています。

運輸部門の温室効果ガス(CO₂)排出の経年変化 出典:環境省

⑤ 廃棄物部門（一般廃棄物）

廃棄物部門（一般廃棄物）における平成 30（2018）年度の CO₂排出量は、9 千 t - CO₂です。平成 25（2013）年度よりも増加しています。本市は平成 28（2016）年 10 月から新クリーンセンターが稼働し、容器包装類のプラスチックの焼却処理を開始し、熱エネルギーを利用する方法を取っています。

廃棄物分野(一般廃棄物)の温室効果ガス(CO₂)排出の経年変化 出典:環境省

[5] 本計画中間見直しの経過

1) 諮問書

野環第 253 号

令和3年5月21日

野洲市環境審議会 会長 様

野洲市長 栢木 進

第2次野洲市環境基本計画の中間見直しについて（諮問）

標記の事項について、野洲市環境基本条例（平成16年10月1日条例第136号）

第8条第5項に基づき、貴審議会の意見を求めます。

諮問の趣旨

本市では、野洲市環境基本条例（平成16年10月1日条例第136号）に基づき平成28年8月に第2次野洲市環境基本計画を策定し、平成29年度より環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

しかし開始から4年が経過し、環境を取り巻く情勢も大きく変化しており、社会における地球温暖化対策の重要性が大きくなるなど、様々な課題が指摘されているところであります。

これらの課題に対応するためには、これまでの実績や課題などを整理したうえで、市民・事業者・行政などすべての個人・団体が本計画の下で環境活動を推進していくために、あらゆる主体の連携体制を構築して対応していくことが必要不可欠であります。

そこで、野洲市環境基本条例第8条第5項の規定により、これらのことを踏まえた第2次野洲市環境基本計画の中間見直しを行うことについて、貴審議会に意見を求めるものであります。

2) 答申書

野 環 審 第 5 号
令和3年10月14日

野洲市長 栢木 進 様

野洲市環境審議会
会長 岸本 直之

第2次野洲市環境基本計画の中間見直しについて（答申）

令和3年5月21日付け野環第253号により野洲市長から諮問がありました「第2次野洲市環境基本計画の中間見直し」につきまして、当審議会は慎重に審議を進めた結果、別添「第2次野洲市環境基本計画中間見直し（案）」のとおり答申します。

この答申に基づき、今後、速やかな計画決定を期待するとともに、計画の推進におかれては、特に下記の点について留意いただくよう、答申の附帯意見として申し述べます。

記

1. 地球温暖化対策については、国や県の動向を注視し、的確な情報を市民や事業者に提供することによって、省エネルギーや再生可能エネルギーの使用促進を図るとともに、市民や事業者との連携の場づくりを開始し、CO₂排出量を令和12（2030）年度に46%削減し、令和32（2050）年のカーボンニュートラルの実現を目指してください。
2. 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、庁内の連携を強め、効率的・効果的な事業の実施に努めてください。
3. 目標達成に向けた取組の進捗状況を環境審議会に報告し、PDCAサイクルの手法で進捗管理を行い、本計画に示した施策を着実に推進してください。
4. 次期計画の策定を見据え、さらに踏み込んだ内容となるよう、市民や事業者との連携を強化し、早期に準備体制を整えてください。

以上

3) 第2次野洲市環境基本計画中間見直しの経過

年月日	会議等	内容
令和3年 5月21日	第1回環境審議会 (諮問)	<ul style="list-style-type: none"> 第2次野洲市環境基本計画の見直しについて(諮問) 第2次野洲市環境基本計画4年間の成果と課題について
令和3年 8月10日	第2回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> 第2次野洲市環境基本計画見直し案について
令和3年 10月14日	第3回環境審議会 (答申)	<ul style="list-style-type: none"> 第2次野洲市環境基本計画の見直しについて(答申)
令和3年 11月8日~11月29日	パブリックコメント	

4) 野洲市環境審議会委員名簿

区分	氏名	役職名
1号委員	◎ 岸本 直之	龍谷大学先端理工学部 環境生態工学課程 教授
	島田 幸司	立命館大学経済学部 経済学科 教授
	島田 洋子	京都大学大学院工学研究科 都市環境工学専攻 准教授
2号委員	川崎 竹志	滋賀県南部環境事務所長
	佐藤 祐一	滋賀県琵琶湖環境科学研究センター 総合解析部門 専門研究員
3号委員	荒川 博行	野洲市商工会代表
	飯田 百合子	野洲市農業委員会代表
	木津 日出男	野洲市自治連合会代表
	出野 初子	野洲生活学校代表
	○ 松沢 松治	中主漁業協同組合代表
4号委員	渡部 薫	湖南・甲賀環境協会野洲地区代表
	林 かずみ	環境基本計画推進会議委員
野洲市環境審議会の組織及び運営に 関する規則第6条第5項関係		滋賀県総合企画部 CO ₂ ネットゼロ推進課

◎：会長 ○：副会長

[6] 用語集

あ行

エコスクール

環境を考慮して整備された学校施設のことで、施設面、運営面及び教育面で、環境への配慮を行う。

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、農業者が「土づくり技術」、「化学肥料低減技術」、「化学農薬低減技術」を一体的に取り組む計画（5年後を目標）を作成し、知事はその農業者を環境保全型農業を実践する農業者として認定する。この認定された農業者を「エコファーマー」（愛称）と呼ぶ。

温室効果ガス

地球温暖化の原因とされ、太陽の日射を受けて暖められた地表面が放つ赤外線を吸収し、その一部を再放射することで気温上昇を起こす原因となる気体。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）が規定されている。

か行

外来生物

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことで、在来生物を捕食したり生息場所を奪うなどの問題が発生するほか、在来生物と交雑して雑種をつくるなど生態系を乱すおそれがある。海外から入ってきた生物だけでなく、国内間においても本来の生息場所ではない地域への侵入による生態系への影響が問題となっている。「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」では、生態系、人の生命・身体、農林水産業などに問題を引き起こす海外起源の外来生物を「特定外来生物」として指定し、飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制するとともに、特定外来生物の防除等を行うこととしている。一時、琵琶湖や内湖、河川などに大量繁殖し問題となった侵略的外来水生植物の「オオバナムズキンバイ」や「ナガエツルノゲイトウ」も特定外来生物に含まれる。

カーボンニュートラル

人間活動によって排出される温室効果ガスを、人間活動によってすべて吸収・除去することで、排出量を実質プラスマイナスゼロにすること。二酸化炭素の排出削減に向けた取組。

河辺林

河川周辺の森林のうち、下流の氾濫原にあるものを河辺林という。

河辺林は生態学的に重要な機能を持つ。具体的には、①水面を覆って日射を遮断するため、水温が低く維持され、低温を好む魚類が生息できるようになる、②葉や昆虫が河川に落ち、水生昆虫や魚類の餌となる、③倒木が河川の中の生物の生息環境を豊かにする、④森林伐採や洪水で発生した土砂が河川に流れ込むのを防ぐ一など。

環境基準

「環境基本法」に基づく、環境保全行政上の目標。人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準が定められている。

なお、ダイオキシン類に関しては、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の環境基準が定められている。

環境こだわり農産物

滋賀県の環境こだわり農作物認証制度（化学合成農薬および化学肥料の使用量を慣行の5割以下に削減するとともに、濁水の流出防止など、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を削減する技術で生産された農

産物を県が「環境こだわり農産物」として認証する制度。)により認証された農産物。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

気候変動サミット

世界各国の首脳が地球温暖化対策について話し合う国際連合の会議。日本では気候変動首脳会合とも呼ばれる。これまで令和3(2021)年の他に、平成21(2009)年、平成26(2014)年にも開催された。主に地球温暖化やそれに関連する気候変動についての対策を話し合う場となっている。

企業の社会的責任(CSR)

企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任をとる企業行動であり、企業を取り巻く様々な利害関係者(消費者、得意先、地域社会等)からの信頼を得るための企業のあり方を指す。

グリーン購入

自治体、企業、団体が、自ら購入する商品、サービスを、品質や価格だけでなく環境への影響の少ないものを選択することによって、市場のグリーン化(環境への影響が少ない)を達成しようとする活動。平成12(2000)年に「国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律(グリーン購入法)」が制定され、国等の公的機関が率先して環境物品等(環境負荷低減に資する製品・サービス)の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指している。

光化学オキシダント

工場、自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素が、紫外線による光化学反応を起こして発生する大気汚染物質で光化学スモッグの原因。光化学オキシダントは紫外線が強く風が弱いなどの気象条件下で発生しやすく、高濃度になると注意報や警報が発令される。滋賀県においては注意報レベルの濃度が年数回発生している。

さ行

再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるもので、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(エネルギー供給構造高度化法)」では、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。

里山

市街地や集落に隣接する森林で、林産物の栽培や薪炭の生産などに利用され、古来より特に人々の暮らしと深く関わってきた森林を里山と呼んでいる。地域住民が身近に親しめる一方、その環境の維持には住民による手入れや管理が必要であり、人と自然が共生する場所として注目されている。

持続可能

昭和62(1987)年、国連の「環境と開発に関する世界委員会」報告書の中で提唱された「持続可能な発展(sustainable development)」という概念に基づく言葉。将来世代の必要(ニーズ)を損なわないように現代世代の必要(ニーズ)を満たすことと考えられている。環境と経済と社会の発展を調和させて人々が幸せに暮らしていけるようにし、地球を将来世代に引き継いでいけるような社会にすること。

循環型社会

「循環型社会形成推進基本法」では、省資源と環境への影響を可能な限り低減するために、製品などが、廃棄物として処分されることを抑えられ、適正なりサイクルがなされ、またりサイクルできない製品等からの環境に対する悪影響が少ないように処分される社会、と定義つけられている。これに加えてエネルギー、さらに水の循環を視野に入れることが必要と言われている。

食品ロス

売れ残りや食べ残し、消費期限が近い食品などの理由で、食べることができた食品であるのに捨てられてしまう食品。その量は平成 30（2018）年度で年間約 600 万トンと推計される。

森林環境譲与税

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成 31（2019）年 3 月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、これにより「森林環境税」（令和 6（2024）年度から課税）及び「森林環境譲与税」（令和元（2019）年度から譲与）が創設された。

生物化学的酸素要求量（BOD）

水質汚濁の汚染指標の 1 つで、水中の微生物が一定時間内（20℃で 5 日間）に有機物を酸化・分解するために消費する酸素の量を示す数値。この数値が高ければ高いほど水中の有機物の量が多いことを示す。河川の汚濁をはかる代表的な指標。

た行

ダイオキシン類

ダイオキシンは非常に強力な毒性を持つ物質で、環境ホルモンの 1 つ。一般に、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）をまとめてダイオキシン類と呼んでいる。日本では、ごみの焼却炉からの排出が 8～9 割を占めると言われている。

脱炭素社会

化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させると同時に生活の豊かさを実感できる社会のこと。

ダンボールコンポスト

ダンボール箱を利用した生ごみ処理容器。ダンボール箱に基材を入れ、微生物の力によって堆肥を作るもの。生ごみを堆肥化することで家庭ごみを減量することができる有効な方法。

地球温暖化

人間による化石燃料の大量消費により大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの濃度が増加し、地球の平均気温（現在約 15℃）が高くなる現象。気温が上昇するだけでなく降雨量も大きく変化し、気候の変化も激しくなることから、正式には「気候変動（climate change）」と呼ぶ。生態系に壊滅的な打撃を与える恐れがあるとともに、異常気象による災害、干ばつや多雨などによる食料生産の悪化、利用できる淡水の減少、海水面の上昇、マラリアなど感染症の流行地域の拡大など、人間の生存と生活にも非常に大きな悪影響を及ぼすと予測されている。

鎮守の森

神社や寺院等の社殿等と一体となって景観を形成する森や林。森林や山そのものが信仰の対象となる場合もある。人里における野生生物の生育・生息環境であるとともに、神事や祭りなどを通して地域文化を象徴する場所でもある。

典型 7 公害

昭和 42（1967）年制定された公害対策基本法では、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭を公害と規定しており、これらを総称して典型 7 公害という。

な行

二酸化硫黄

硫黄を含む燃料の燃焼などにより発生する。工場などが主な排出源であるが、大気汚染防止法のもと、排出規制などの対策がとられてきたため、現在ではかなり改善されている。呼吸器への悪影響があり、環

環境基準が定められている。

二酸化窒素

物の燃焼に伴い必然的に発生する大気汚染物質で、自動車や工場からの排出が多いが、家庭や自然界等からも発生する。高濃度になると呼吸器への影響があるため、環境基準が定められている。

野焼き

廃棄物を野外で焼却する「野焼き」は法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）により禁止されている（宗教上の行事や、農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われるものを除く）。違反すると5年以下の懲役若しくは一千万円以下の罰金又はその両方を科せられる。

は行

バイオディーゼル燃料（BDF）

植物油等の生物由来油を化学処理して軽油に近い物性に変換した燃料。植物起源の原料（＝バイオマス）であることから、カーボンニュートラルとみなせ、地球温暖化対策としても有効。ディーゼルエンジン用の燃料として使用できるが、改正揮発油等の品質の確保等に関する法律の施行により、軽油に混合する場合の上限は5%までとされている。

微小粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状物質のうちでも特に粒径の小さいものをいう（粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小粒子状物質）。PM2.5については、呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念され、日本では平成21（2009）年に環境基準が定められた。

フードエコ推奨店

食品ロスを減らす県民運動「三方よし!!でフードエコ・プロジェクト」の一環として食品ロス削減に取り組む飲食店、宿泊施設、食料品小売店を「三方よし!!フードエコ推奨店」として登録し、広く紹介する滋賀県の取組。

フードドライブ

家庭で使い切れない未使用・未開封の食品を持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体やフードバンク団体等に寄付する活動

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒径が $10\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は、 1mm の1,000分の1）以下の粒子状物質で、呼吸器に対して悪影響を与える。発生源としては、工場、事業場等産業活動に係るものだけでなく、自動車の運行に伴って発生するもの、風による土壌粒子の舞い上がり等の自然現象によるものもある。

ま行

マイクロプラスチック

5mm以下の微細なプラスチックごみ。洗顔料や歯磨き粉の研磨剤のスクラブ材などに使用されるマイクロビーズといわれる一次マイクロプラスチックと、タイヤやレジ袋などプラスチック製品が自然環境中で劣化し、粉々になることで生じる二次マイクロプラスチックがある。そのほとんどが街で発生し、海へ流れ着き、海洋プラスチックごみ問題が大きくなってきている。

や行

ゆりかご水田

滋賀県が推進する「魚のゆりかご水田」プロジェクト。田んぼや排水路を魚が行き来できるようにし、かつての命溢れる田園環境を再生し、生きものと人が共生できる農業・農村の創造を目指している。

ヨシ群落

ヨシ群落では、マコモ、ウキヤガラ、ヤナギ、ハンノキなどの植物と一緒に見られ、カイツブリをはじめとする野鳥たちの巣作りや休息に使われる。また、ニゴロブナやホンモロコなどの魚たちには格好

の産卵場所で、稚魚の隠れ家にもなる。水辺の生態系を支える大切な役割も担っている。

わ行

ワンウェイプラスチック

使い捨てプラスチック製品。一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製品のこと。ストローやスプーン、弁当容器等がある。

数字・アルファベット

3R

「リデュース（Reduce：廃棄物の発生抑制）」「リユース（Reuse：部品等の再利用）」「リサイクル（Recycle：使用済み製品等の原材料としての再利用）」の3つからなるごみ削減の取組。

COOL CHOICE

日本の省エネ・脱炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。地球温暖化対策のための行動のすべてが該当する。

SDGs

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の省略。この計画に関連する目標は以下の通り。

	全ての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代エネルギーへのアクセスを確保する		陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・防止及び生物多様性の損失の阻止を促進する
	包摂的で安全かつレジリエントで持続可能な都市及び人間居住を実現する		
	持続可能な生産消費形態を確保する		持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

BDF

→バイオディーゼル燃料

BOD

→生物化学的酸素要求量

NO₂

→二酸化窒素

SO₂

→二酸化硫黄

SPM

→浮遊粒子状物質

PM2.5

→微小粒子状物質



第2次野洲市環境基本計画 【中間見直し版】

令和4年3月 策定
令和4年4月 発行

野洲市

野洲市 環境経済部 環境課

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1
電話 077-587-1121(代表) ファクス 077-587-3834